

令和7年度第4回朝霞市子ども・子育て会議 次第

日 時：令和8年2月12日（木）
午後2時から

場 所：ゆめぱれす（朝霞市民会館）
梅会議室

1 開 会

2 議 題

- (1) 第2期朝霞市子ども・子育て支援事業計画令和6年度実施事業進捗状況報告書（案）について
- (2) 保育園等運営検討部会からの報告等
 - ①令和7年度第1回朝霞市保育園等運営検討部会の報告について
（公立保育園の今後のあり方について）
 - ②朝霞市育成保育等実施要綱及び医療的ケア児の保育園等受入れガイドラインの改正について
- (3) こども誰でも通園制度について
- (4) その他

3 閉 会

第2期朝霞市子ども・子育て支援事業計画

令和 6 年度実施事業進捗状況報告書(案)

朝霞市子ども・子育て会議

令和 8 年3月

目次

1. 令和6年度実施事業の進捗管理・評価を実施して	1
2. 朝霞市子ども・子育て支援事業計画の進捗管理について	3
3. 実施事業の進捗状況(総括)	4
4. 子ども・子育て支援事業計画支援事業の進捗状況	5
5. 子ども・子育て支援事業計画関連事業の進捗状況	35
6. 朝霞市子ども・子育て会議活動状況	44
7. 朝霞市子ども・子育て会議条例	46
8. 朝霞市子ども・子育て会議委員名簿	48

1. 令和6年度実施事業の進捗管理・評価を実施して

子ども・子育て支援新制度が開始されたことに伴い、市では平成27年度から「朝霞市子ども・子育て支援事業計画」を、令和2年度から「第2期計画」を策定しました。計画の推進にあたっては、行政だけではなく、様々な分野での連携が必要であり、家庭をはじめ保育所、幼稚園、認定こども園、学校、地域、その他の関係機関・団体等との連携や協働により取り組むこととしており、評価・検証する機関として「朝霞市子ども・子育て会議」が設置されています。

(1) 令和6年度実施事業の進捗管理

令和6年度実施事業の進捗管理・評価については、子ども・子育て会議として、以下のように実施しました。

- ①第2期計画(令和2年度～令和6年度)の評価・検証は、第1期計画を踏襲し、評価・検証に望みしました。
- ②「量の見込み」、「確保の内容」及び「確保の方策」を定めている支援事業15事業については、全委員が評価とコメントを提出しました。
- ③「関連事業」132事業については、事業担当課の評価と異なる場合には「評価検討シート」、あるいは、コメントがある場合には「評価コメントシート」を提出しました。
- ④委員の間で評価が異なった場合には会議内で討論し、会議体としての評価を統一しました。

令和6年度支援事業の病児保育事業については、市民等を優先的に受け入れていただけるように協定を結んでいることから、利用者が大幅に増加するなど、病児保育のニーズに答えることができた一方、子育て世帯の転入等の理由により、放課後児童クラブの入所保留児童が増加するなど、解消していかなければならない課題がクローズアップされました。

関連事業については、個々の事業において評価の上下はあるものの、概ね計画に基づき進捗していることが伺えます。

(2)計画期間内における評価

今回の評価・検証により、第2期計画期間(令和2年度～令和6年度)は終了となりますが、期間内には次のとおり課題の解決に向けた進展を見ることができました。

- ①令和7年4月のこども家庭センターの設置をめざし、児童福祉と母子保健の連携による伴走型支援体制の確立に向けた準備を整えました。
- ②待機児童の解消に向け適切に保育を提供できるよう、保育所は10か所、定員を502名に、放課後児童クラブは3クラブ、定員を211名に増やすなどの基盤整備を進めました。
- ③地域子育て支援団体や企業等との連携、児童館を拠点とした事業等に着手し、今後のこどもの居場所づくり支援の基礎となる体制を整えました。
- ④新たな指針となるこども基本法に基づいた「朝霞市こども計画」を策定するとともに、行政組織機構改革の着手により「こども部」の設置に踏み切り、こどもの居場所づくりをはじめとするこども施策に重点的に取り組み、こどもまんなか社会の実現を目指すための準備を整えました。

計画期間内には、新型コロナウイルス感染症の発症・拡大等により、子育てに関する事業や会議等が行えない時期があったことなど、さまざまな制約もあったものと思われませんが、国の補正予算等を活用した子育て家庭等への給付金や、児童福祉施設等などの処遇改善に係る補助など、こどもたちとその保護者等を下支えする支援を行うことができました。

朝霞市子ども・子育て会議としては、朝霞市の子ども・子育て支援事業の推進及びさらなる推進体制の強化を図るための意見具申ができたものと考えます。

(3)今後に向けて

今後は、「第6次朝霞市総合計画」並びに「朝霞市こども計画」に基づき、新たな基本理念の実現に向け、市の行う取り組みを真摯に評価してまいります。

【朝霞市こども計画 基本理念】

このまちで 育ってよかった 育ててよかった
子育て・子育てを地域で応援するまち あさか

令和8年3月
朝霞市子ども・子育て会議

2. 朝霞市子ども・子育て支援事業計画の進捗管理について

① 朝霞市子ども・子育て会議の役割

本計画の推進は、行政だけでなく、様々な分野での連携が必要であり、家庭をはじめ、保育所、幼稚園、認定こども園、学校、地域、その他関係機関・団体等との連携・協働により取り組んでいきます。

そのため、朝霞市子ども・子育て会議を計画の評価・検証をする機関とし、本計画の進捗管理を行います。

② 計画の評価・検証・公表

計画の実現のためには、計画に即した事業がスムーズに実施されるように管理するとともに、計画の進捗状況について需要と供給のバランスがとれているかを把握し、年度ごとの実施状況及び成果を点検・評価し、検証していく必要があります。

具体的には、以下の図の様にPDCAサイクルに基づいて、計画内容と実際の利用状況、整備状況などを点検・評価し、乖離がある場合には修正を行っていきます。また、大きな修正・変更が必要になった場合は、計画の中間年を目安として計画の見直しを行います。

朝霞市子ども・子育て会議において年度ごとに施設状況や事業の進捗状況の把握・評価を行い、その結果については、ホームページ等を通じて公表していきます。



③ 進捗管理の実施内容

令和6年度実施事業に対して、次のとおり進捗管理を行いました。

○本計画及び本計画関連事業について、事業実施担当課から、「朝霞市子ども・子育て支援事業計画 支援事業 進捗管理シート」(以下「支援事業進捗管理シート」という。)及び「朝霞市子ども・子育て支援事業計画 関連事業 進捗管理シート」(以下「関連事業進捗管理シート」という。)の提出を受け、事業の進捗状況を把握しました。

○事業実施担当課から提出のあった支援事業進捗管理シートに対して、各委員の判断によりコメント等の記載及び事業評価を行いました。

○事業実施担当課から提出のあった関連事業進捗管理シートに対して、可能な範囲で各委員の判断によりコメント等の記載及び事業評価を行いました。

3. 実施事業の進捗状況（総括）

① 朝霞市子ども・子育て支援事業計画 支援事業の進捗状況

進捗状況	R2	R3	R4	R5	R6
A:着実に進捗している 達成状況 100%~80%	12	13	11	12	13
B:ある程度進捗している 達成状況 79%~60%	3	2	4	3	1
C:進捗が順調でない 達成状況 59%~40%	0	0	0	0	1
D:進捗していない 達成状況 39%以下	0	0	0	0	0
計	15	15	15	15	15

② 朝霞市子ども・子育て支援事業計画 関連事業の進捗状況

進捗状況	R2	R3	R4	R5	R6
A:着実に進捗している 達成状況 100%~80%	93	100	111	111	113
B:ある程度進捗している 達成状況 79%~60%	29	22	19	18	14
C:進捗が順調でない 達成状況 59%~40%	4	7	3	1	2
D:進捗していない 達成状況 39%以下	6	3	0	0	1
計	132	132	133[※1]	130[※2]	130[※2]

※1 事業番号10の進捗状況について、こども未来課および教育指導課の評価をそれぞれ計上。

※2 令和4年度で事業番号37及び95が事業廃止のため。

4. 子ども・子育て支援事業計画支援事業の進捗状況

事業名	5 幼児期の学校教育・保育の提供				
事業概要	乳幼児に対する学校教育や保育を適切に提供できるように、保護者のニーズに基づき、幼稚園、保育所、小規模保育事業などの基盤整備を進めます。				
市の現状 (令和5年度 成果)	受入定員 4,062人(令和6年4月1日) 保育園 3,467人 認定こども園 147人 小規模 441人 事業所内 7人 入所児童 3,854人(令和6年4月1日時点) 保育園 3,279人 認定こども園 146人 小規模 423人 事業所内 6人 待機児童 17人(R6年4月)、9人(R5年4月)、21人(R4年4月)				
事業の見込み、 確保内容 (令和6年度)	幼児期の学校教育【幼稚園・認定こども園】(1号認定、新1号認定) ①量の見込み(必要利用定員総数) 1,650人 ②確保の内容(幼稚園、認定こども園) 1,650人 幼児期の保育【保育園・認定こども園】(2号認定、新2号認定、3号認定)				
		2号	3号		
			0歳	1・2歳	
量の見込み (必要利用定員総数)		2,330	385	1,477	
確保の内容(保育所・認定こども園・幼稚園及び預かり保育)		2,330	242	995	
確保の内容 (小規模保育事業等)		—	98	385	
確保の内容 (その他)		—	45	97	
成果	受入定員 4,045人(令和7年4月1日) 保育園 3,451人 認定こども園 147人 小規模 440人 事業所内 7人 入所児童 3,864人(令和7年4月1日時点) 保育園 3,275人 認定こども園 148人 小規模 411人 事業所内 29人 居宅訪問型 1人 待機児童 9人(R7年4月)、17人(R6年4月)、9人(R5年4月)				
推進に関する課題	保育園を希望する家庭が多い中、待機児童の解消に至ってない。				
自己評価(上段)／ 子ども・子育て会議 評価(下段)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	A	A	A	A	A
	A	A	A	A	A
コメント					
【A評価】 ・受入れて定員は確実に増えているので評価できると思います。今後はマンション等の建設が多く					

予定されているとのことなので、見込みを出すのは大変かと思いますが、市役所の舵取りに期待します。

- ・昨今では、共働きが増え、保育園はいっぱいで幼稚園は園児確保の課題があります。今後はもっと、保育園と幼稚園の連携も必要になってくるのではと思います。
- ・待機児童解消に向けて小規模施設が開所するため。「推進に対する課題」に「待機児童の解消に至っていない」とあるが、待機の理由が対応可能なのかどうか具体的に明記されているとよい。
- ・待機児童解消に向けて、小規模保育施設を1施設開所するなど着実に進捗している。今後も待機児童の解消を期待したい。
- ・自己評価が妥当。
- ・待機児童解消に向けて小規模保育園開設等着実に進捗しているように感じる。
- ・制度設計及びその運用において、適切な進捗が認められる。
- ・待機児童の解消に至っていないが、適切な定員設定（0歳児の受け入れ人数減と翌年の1歳枠受入増）を考慮するなど、実態に即して待機児童解消に向けた取り組みを進めている。なお、園庭のない保育所が子どもの発達に及ぼす影響については、慎重に考える必要がある。加え、保育所においては入所者数が漸増する中で、保育の質の担保、保育士の専門性確保を同時に検討していくことも重要である。
- ・公立、民間の各施設を合わせて、総合的に必要利用定員数の枠確保にいろいろな施策展開をなされている。待機児童解消に向けては、原因の深堀と効果的な対応を望みます。
- ・自己評価のとおりで問題ないと考える。一方で顕在化していない待機児童が一定存在するものと考えられるため、実態把握にもつとめていただきたい。
- ・計画通りに保育所開所を実施したり、定員の見直しをしたから。ただし、受入定員よりも入所児童数は少ないにもかかわらず、待機児童が出ているため、昨年も、待機児童の発生要因を分析して、待機児童の解消を望むとコメントしましたが、まだ、されていないようです。ぜひ、お願いします。
- ・取り組みについてはA評価といたしますが、事業の実施により得られた成果の内容が保護者・児童の件数がわからないので、保護者・児童別データを表記していただきたいです。
- ・R6の受入入所定員の0歳児人数を減少させ、R7の1歳児入所受入増につながっており、事業とその成果が結びついている点。

【B評価】

- ・待機児童が0になって初めてA評価になると思う。5歳児受入れの園を減らし低年齢受入れにするなど検討が必要。
- ・次年度に向け新たな施設の開所手続きに取り組んだことは評価すべきところだが、待機児童が依然としてある状況の中で、3号認定の量の見込みを下回る実績となっているため。
- ・一定の児童への教育・保育の提供は行えているが、特に2号認定の児童に対する確保が不十分、量の見込みの見直しも進んでいない。
- ・幼稚園で延長保育をしていることの説明や、保育園、幼稚園をうまく活用できるような情報が家庭に届いていないように感じる。
- ・待機児童が減少してきているとは言え、身近な人たちの中からは保育園に落ちたという声が聞かれます。入れなかった家庭にはシッターサービスをするといった様な工夫も必要かなと思います。

【C評価】

- ・地域ごとのニーズに合った対策が必要。事業名が教育・保育の提供なので待機児童解消が課題になっているのかもしれないが、教育・保育の質、子どもの人権などの課題が挙げられていない。

事業名	6-(1) 延長保育事業(時間外保育事業)				
事業概要	保育所等を利用するフルタイム勤務の共働き世帯数や通勤時間を含む勤務時間等の状況から、保育時間のニーズを把握し、延長保育の充実を進めます。				
市の現状 (令和5年度 成果)	全園にて延長保育実施(72施設) 延長保育実施数 午後7時まで:41、午後7時30分まで:13、午後8時まで:18				
事業の見込み、 確保内容 (令和6年度)	量の見込み 1,536人/月 確保の内容 3,650人/月				
成果	市内保育施設数:72 延長保育実施数 午後7時まで:41 午後7時30分まで:13 午後8時まで:18				
推進に関する課題	延長保育料(基本保育時間外)の設定				
自己評価(上段)／ 子ども・子育て会 議 評価(下段)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	A	A	A	A	A
	A	A	A	A	A
コメント					
<p>【A評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほとんどの保育施設が12時間以上の開所時間なので評価できると思います。 ・市内で72の保育施設が延長保育を実施し、午後8時までの実施数18は共働き世帯にとってありがたいと思う。 ・保育園のみの評価では、Aですが、転勤などでやむを得ず幼稚園にしか入れず、幼稚園にしか入れないのでフルタイムで働くことができない人も一定数います。その場合幼稚園での延長料金が負担になっている方も多いです。 ・自己評価が妥当。 ・延長保育実施施設が増加しているようなので。 ・サービス提供者(保育所等)との協業により、可能な限りのサービス向上を図っている。 ・確保の内容を上回る実績があるため、評価は妥当と考えます。ただし、延長保育が拡がることによる、“保育者の負担増”も今後の保育者の安定的な確保のために欠かしてはいけない視点だと考えます。 ・安定的な事業提供ができています。また、保護者ニーズに即して時間延長するなどの進捗も見られる。一方で、利用者の中には自己都合により安易な利用も存在することや、ここ数年、延長保育料の在り方も検討課題として取り上げられている。しかしながら、具体的に推進すべき課題が前進しているという認識はない。また、各園から延長保育時の保育者の確保及び安全管理上の課題について情報を収集・把握し、延長保育の質についても継続的な検討が重要である。 ・長期に亘り、保育士の人員確保が難しい状況が続いている。その中で、市内の全保育施設で、保育時間の延長が図れていることは評価できる。延長保育料の検討だけでなく、保育士の働く環境の向上も図っていただきたい。 ・自己評価のとおりで問題ないと考える。保育士の確保とのバランスを考えながら引き続き対応していただくことを期待する。 ・計画通りに、延長保育が実施されたから。 					

- ・働く保護者にとって延長保育はかなり助けになっていると思います。
- ・延長保育事業（時間外保育事業）は量の見込みと確保の内容について毎年増加しているが、緊急の受け皿としては必要かと思うが、ワークライフバランスの観点や子どもの育ちの観点からすると増加することは好ましくないと思います。
- ・R2～見込みと実績に乖離があるままなのが気になりますが、時間延長により助かったご家庭は多いと思います（日／年対比で延長時間は延びているのでしょうか？）。

【B評価】

- ・保護者目線ではまだまだ足りていないと思います。

事業名	6-(2) 放課後児童クラブ				
事業概要	就労等により、昼間家庭に保護者のいない小学生の児童を対象に、放課後や長期休暇中に、保護者に代わって保育の場を提供するものです。				
市の現状 (令和5年度 成果)	放課後児童クラブ数 22か所 入所者数 1,776人(令和6年4月入所) 入所保留者数 64人(令和6年4月)				
事業の見込み、 確保内容 (令和6年度)	量の見込み(1~3年生) 1,660人 量の見込み(4~6年生) 190人 量の見込み(合計) 1,850人 確保の内容 1,850人				
成果	放課後児童クラブ数 22か所 入所者数 1,786人(令和6年4月入所) 1,776人(令和5年4月入所) 1,712人(令和4年4月入所) 入所待機者数 225人(令和6年4月) 64人(令和5年4月) 69人(令和4年4月)				
推進に関する課題	民間クラブの定員拡大など、入所保留児童対策に努めているが、入所保留児童の解消には至っていない。				
自己評価(上段)／ 子ども・子育て会議 評価(下段)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	A	A	B	B	C
	A	A	B	B	C
コメント					
<p>【A評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> 小学校低学年のニーズは今後も増えると思われます。放課後児童支援員・学童支援員さんの資質が下がる事の無いよう、人材不足の中配慮していく必要があると思います。 <p>【B評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> 4～6年生の入所希望に対処できていないのが現状だと思います。民間の誘致など定員の拡大に努力はしているものの、入所希望者に追いつかないということで致し方ないと思う。 2小6小の生徒をランドセル来館で受け入れができていたのであれば、Bでもいい気がします。もしくは2小6小エリアの子を10小に送迎するetcもいいのでは？ 民間クラブの定員拡大など、対策はしているが入所待機者数は増加している。放課後子ども教室の実施等期待したい。 民間事業者の協力を仰ぐ必要がある場合、自治体に求められるものは結果より過程にあると考えます。過程としては進捗があったと思います。 待機児童の解消には至りませんが、確保の内容を上回る実績であるため、B評価と考えます。待機児童が増加している根本的な課題については、要因の把握および計画的な別の対策が必要であると思います。 入所待機者が多いということは、それだけ良く評価されているということなのでそれ自体が悪いとは思えませんが、入所者数に大きな変化がないためBとさせていただきます。 					

【C評価】

- ・全く足りていない状態の上、市が策定すべき放課後児童クラブのマニュアルがなく、問題が起きた時の対応についてばらつきがある。ただ、子供の居場所事業として学校の先生にも理解をされていない部分もある。という当事者の意見がありました。
- ・定員拡大や事業所の増設などを行っているが、入所待機者数が増えている。市としては、放課後こども教室の実施や児童館のランドセル来館など、十分に出来る限りの対策を行っていると思う。
- ・自己評価が妥当。
- ・待機児童対策が進んでいないように感じるため。
- ・保護者との連携、子供の人権からの保育の質、ICT化など課題が多い。
- ・課題である入所保留児童の解消の期待。
- ・1、2年生で入所できない状況の改善は必須ですが、3、4年生が入れなくても良いという訳ではありません。家庭が望むなら何年生であっても入れる状況を目指してください。
- ・民間事業者が運営するクラブを誘致するなどの整備を行っているが待機者数は大幅に増加している。学区によるバラつきもあるようだが、需要と供給の調査に基づく、計画的配置を継続して進めていく必要がある。なお、受け入れに伴うクラブ内の在り方（過ごし方）について、発達段階や安全性を含め継続的な取り組みの振り返りも必要である。
- ・民間クラブの拡大等の努力は評価する。ただ、本来の全学年対象の観点では、実際の入所待機者数はもっと多い。また、各学校での施設借用の制限、100名以上のクラブも多く、管理上の課題も多い。職員の確保も長期に亘っている。
- ・自己評価にもあるとおり、入所待機者の絶対数の増加は対処すべき。引き続き民間クラブの活用を進めていただきたい。
- ・定員の拡大を図ったが、待機者がいるため。小学校ごとに需要にばらつきがあるなど難しい点が多いと思いますが、親が就業継続していくために必要な事業であるとともに、子どもたちの成長にとっても大切な役割を果たしていると自分の子どもが利用していた経験からも感じますので、ぜひ、待機者が0になることを望みます。
- ・学校内に設置されている学児においては、待機児童はもちろんですが、通っている子ども達の中から様々な声が聞かれます。そして、辞めてしまう子どもも多いように思います。いろいろと大変なこともあると思いますが、安心して楽しく過ごせる場所により一層なっていけるといいと思います。

事業名	6-(3) 子育て短期支援事業(ショートステイ事業)				
事業概要	子育て短期支援事業は、保護者の疾病や仕事などにより、児童の養育が一時的に困難になった場合などに市内里親宅で一時的に児童を預かる事業です。				
市の現状 (令和5年度 成果)	年間利用者数(延べ数) 33人				
事業の見込み、 確保内容 (令和6年度)	量の見込み(延べ数) 70人/年 確保の内容(延べ数) 70人/年				
成果	年間利用者数(延べ数) 26人 委託里親数 目標値 5世帯 実績値 5世帯 ショートステイ受入日数 実績値 90日間				
推進に関する課題	ショートステイ事業の継続実施のため、より多くの新規委託里親を確保すること。 ショートステイ事業や里親制度について、市民への広報を行うこと。				
自己評価(上段)／ 子ども・子育て会議 評価(下段)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	A	A	A	A	A
	A	A	A	A	A
コメント					
<p>【A評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・10世帯の委託契約があるとのことで目標値を上回るので評価できると思いますが、本当に必要なところに手が届いているか検証は必要と思います。 ・委託里親を増やすため、ショートステイ事業と里親制度の普及啓発は今後も続けてほしい。 ・量と見込みと実績の数だけでは本当の問題は見えてこないと思います。どれだけ周知されているのかの対策や数値もあっていいのではと思いました。 ・利用希望者数と実際の利用者数を比較できるとよい。 ・自己評価が妥当。 ・着実に里親制度の普及啓発を行っているため。 ・着実に進捗していると思います。また、市民によって選ばれた市議会議員(24名)の方たちに里親になるようなご提案をしてみたいかがでしょうか。里親はあくまで自由意志でなりたい方がなるものですが。 ・確保の内容を上回る実績であるため、評価は妥当と考えます。 ・令和3年から令和4年の利用実績が上昇し、令和6年もほぼ同数で推移し、着実に事業は展開されている印象を受ける。里親の委託契約が10世帯とあるが、委託契約する里親の増加を目指し、役所にPRパネルを設置したとのこと。効果はあったのだろうか？ ・展開が難しい事業であるが、必要数を満足する委託契約世帯の確保は評価できる。ショートステイ事業、里親制度の認知度は十分といえず、広報の強化が必要。 					

- ・自己評価のとおりで問題ないを考える。このような制度の存在は重要。引き続き制度維持に努めていただくことを期待する。
- ・ニーズに対応できていると思われるため。委託里親の確保のためだけでなく、必要な人に事業を知ってもらえるように広報を継続することを望みます。
- ・保護者の疾病はいつ何時起こるかわからないので、緊急時のサポート事業として必要な事業だと思います。
- ・こちらで初めてこの取組を認識しました。とても素敵だと思います。里親確保、また必要な人に認知が広がるよう、より広報に力を入れてほしいと思います。安定した定量の事業となっているためAとします。

【B評価】

- ・普及啓発がまだまだ足りていないと思います。
- ・地域の中での認知度が低いように思います。委託里親の確保のためにも周知の工夫が必要だと思います。

事業名	6-(4) 乳児家庭全戸訪問事業				
事業概要	乳児家庭全戸訪問事業は、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭〔新生児訪問（生後2か月まで）を含む〕を訪問し、子育て支援情報の提供や養育環境等の把握を行い、必要なサービスにつなげる事業です。				
市の現状 (令和5年度 成果)	乳児家庭全戸訪問件数 1,118人 (新生児訪問件数 1,034人 こんにちは赤ちゃん訪問件数 84人)				
事業の見込み、 確保内容 (令和6年度)	量の見込み(訪問人数) 1,300人 確保の内容(訪問人数) 1,300人 確保の内容(訪問率) 100%				
成果	令和6年度 乳児家庭全戸訪問件数 1,047人 (新生児訪問件数 1,018人 こんにちは赤ちゃん訪問件数 29人)				
推進に関する課題	本事業については、すべての乳児がいる家庭に全戸訪問を実施(100%)しているが、対象児が入院中や里帰り中と不在の場合も多く、乳児と保護者の把握がすべてできない状況が課題である。				
自己評価(上段)／ 子ども・子育て会議 評価(下段)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	A	A	A	A	A
	A	A	A	A	A
コメント					
<p>【A評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほぼ全戸に訪問しているとのことですので素晴らしいと思います。 ・評価はAとするがこの事業は100%を目指さないといけない事業であると感じます。引き続き100%を目指していくよう強く思います。 ・全戸訪問について4ヶ月未満だけでなく、その時期に受けられなかった人のため1歳までに訪問できる猶予があるといいと思います。 ・引き続き全戸訪問により不在だった家庭の把握に務めてもらいたい。 ・乳児家庭全戸訪問を行うなど、乳児へのケアが進んでいるように感じる。 ・全戸訪問ということで、それを望まないご家庭もあると思いますが、粘り強く誠実に進められていると思います。 ・確保の内容を上回る実績であるため、評価は妥当と考えます。ただし、全戸訪問が100%であるのに対し、会えない乳児・保護者がいることのギャップは課題であると感じます。地道な活動と思いますが、継続的なアプローチをお願いしたいです。 ・課題の解消を何とか対応いただき、全世帯訪問を確実にに行えるようにしてください。 ・着実に事業が展開されている。なお、常時の不在、再訪問しても会うことができない（拒否がある）場合、健康づくり課のみならず、関連部署と連携をとり、状況把握に努める必要がある。 ・平成に比べると、令和になり着実に実績を積んできたこと、評価できる。訪問できなかった家庭に、 					

潜在的な理由の把握に努めていく必要が有ると思われる。

- ・自己評価のとおりで問題ないと考える。量的な対応は十分にできていると見受けられるため、継続実施とともに質の向上に務めていただくことを期待したい。
- ・我が子の時も来て頂いて、安心した事を思い出しました。中には市（他人）と繋がることを嫌がる保護者もいるかもしれませんが、どこかのタイミングで必ず繋がっていけると良いなと思います。
- ・乳児家庭全戸訪問事業は今後も朝霞市に転居される家庭が増加傾向とみられ大変な事業だと思いますが、引き続き丁寧に取り組んでいただきたいです。
- ・出生数が確定できていないため、訪問率はまだわからないとのことですが、訪問件数から見て、訪問率が高いと推測されるため。
- ・こちらも初めて知りました。良い取組だと感じます。訪問は手段であり目的ではないため、必要なサービスや事業につなげるためであれば、面談（母子手帳交付時）への説明強化だけでなく、それ以外でも認知できるようにした方が良いように感じますが、全戸訪問を実施できているためA。

事業名	6-(5) 養育支援訪問事業及び要保護児童支援事業				
事業概要	<p>養育支援訪問事業は、育児ストレス等により、子育てに不安や孤独感を抱える家庭で、養育支援が必要な家庭を対象に、ホームヘルプ等による育児・家事の援助や助産師・保育士による相談・助言を訪問により実施しています。</p> <p>要保護児童支援事業は、様々な理由によって家庭での養育が困難となった児童や子育てに悩む保護者を支援するために、要保護児童対策地域協議会を設置し、児童の適切な保護、保護者支援及び児童虐待の予防を目的に、必要な情報交換を行うとともに、支援等の内容に関する協議を行い、迅速な対応ができるようにするものです。</p>				
市の現状 (令和5年度 成果)	<p>支援員 6人(保健師1人、助産師1人、保育士3人、ヘルパー1人)</p> <p>養育支援利用者(保護者) 4人</p> <p>養育支援利用(訪問)日数 44日</p>				
事業の見込み、 確保内容 (令和6年度)	<p>量の見込み 20日</p> <p>確保の内容 20日</p>				
成果	<p>令和6年度</p> <p>支援員 6人(保健師1人、助産師1人、保育士3人、ヘルパー1人)</p> <p>養育支援利用者(保護者) 2人</p> <p>養育支援利用日数 12日</p>				
推進に関する課題	養育支援員の確保、利用の促進、事業の積極的活用を図るためのアプローチ技術の向上				
自己評価(上段)／ 子ども・子育て会議 評価(下段)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	B	A	A	A	A
	B	A	A	A	A
コメント					
<p>【A評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・数字の実績では評価できますが、隠れたニーズはもっとありそうな気がします。少人数の支援員さんで対処しているのは頭が下がる思いです。 ・20日の見込みに対して12日ということはこのような支援があるという認知が足りないのではないかと。 ・要対協家庭だけでなく、産後うつやワンオペで育児に不安が強い家庭にも保護者の希望があれば訪問できると虐待予防につながると思う。 ・自己評価が妥当。 ・養育支援家庭の把握、要保護児童対策地域協議会との連携等、児童相談の支援を進めているように感じる。 ・市役所内関連部署と連携して適切に進められていると思います。 ・本事業の導入を試みた世帯及び導入した家庭の事情によりキャンセルが発生したための実績日数減(目標値未達)であることが質問の回答で理解できました。着実に事業の働きかけを行って 					

いることから、評価は妥当と考えます。

- ・令和6年度が利用日数は少なかったが支援を要する家庭の把握が十分であったか等、積極的な支援・援助が行えるよう継続的なアプローチや取り組みに期待したい。
- ・令和3年4月1日、令和4年5月2日、令和5年4月4日と、コロナ対応が一定の落ち着きを見せる中、事業が確実に展開されている状況から、令和6年度は12日と一転、減少した。要支援が減少することはある意味喜ばしいことだが、ここ数年から見ると事業展開が1/3以下となっている。その背景分析はなされているのだろうか。要保護児童（家庭）の把握に課題があるとすれば、それは事業展開の大きく影響する。
- ・自己評価のとおりで問題ないと考える。
- ・計画通り、事業を実施したから。子どもの養育に支援が必要なすべての家庭に、事業が実施されるために、アプローチ技術が向上されることを望みます。
- ・防犯や地域の安全確保のために、幼少青年期のお子さんのトラブルや親子間のトラブルをいち早く見つけ、改善できることが大切だと思います。
- ・養育支援訪問事業の導入も検討されたとのことですが、支援員の人数からして充分数の実施が難しいと思います。R6は利用者・日数が少なかったためできた、ではないよう、R7も持続的な事業として量・質の向上に期待してA。

【B評価】

- ・実績が前年度より下がっているのにAはおかしい。毎年1,000人以上赤ちゃんが生まれる朝霞で支援員6人は少ないのではと思いました。朝霞市の民間団体と連携をとっていけたら支援は手厚いのではと思いました。
- ・保護児童が漏れることなく支援できるように学校等と連携体制を強化してほしい。
- ・小学校での不登校、登校渋りの実態を見ると、利用した保護者数は過少ではないか。保護者からの申請を待つだけでなく、小学校や、民生委員、等を巻き込んだ、子どもを見守る環境づくりが早急に望まれる。現状の成果が正しい指標か、疑問。
- ・養育支援が必要であったとしても自ら言えない家庭だったり、見えてこない家庭もあるかと思えます。1つでも多く養育支援家庭を把握するためにも市内の子育て関係と繋がるなどの工夫も必要だと思います。

【C評価】

- ・導入が必要と判断した世帯に、理解が得られるよう工夫が必用。

事業名	6-(6) 地域子育て支援拠点事業				
事業概要	地域子育て支援拠点事業は、保育園や公共施設などの地域の身近な場所で、子育て中の家庭の交流・育児相談等を行う事業です。				
市の現状 (令和5年度 成果)	市内子育て支援センター 全8か所 (公設公営2か所、公設民営2か所、民設民営4か所) 延べ利用者数(8か所合計) 59,684人				
事業の見込み、 確保内容 (令和6年度)	量の見込み 370人/日 確保の内容 9か所				
成果	公設公営子育て支援センター 2か所 公設民営子育て支援センター 2か所 民設民営子育て支援センター 4か所 利用者数 5,169人/月(前年度比195人/月増)				
推進に関する課題	子育て支援センターの計画的な整備				
自己評価(上段)／ 子ども・子育て会議 評価(下段)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	B	B	A	A	A
	B	B	A	A	A
コメント					
<p>【A評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行っている内容も充実していて利用者数も多く評価できます。 ・利用者数も増えており、成果が見られる。子育て支援センターでの一時預かり事業に期待したい。 ・次年度の取り組みについて、細かな話し合いと関係機関との連携に努めていってほしい。 ・子育て支援センターの整備は、着々と進んでいるように感じる。 ・十分な拠点環境が、整えられていると思います。 ・前年度比と比較すると、利用者数は確実に増加しており、有効に機能していることが伺える。 ・利用者数の増は評価できる。ただ、令和2年度以降、施設確保数が目標9に対し、実績8が推移している。これをどう捉えるか。 ・自己評価のとおりで問題ないを考える。子育てに悩む家庭を支援する場として引き続き効果を発揮いただくことを期待する。 ・計画通り事業を実施し、前年より利用者が多かったから。令和7年度以降に実施する予定の一時預かり事業はとてもよいと思います。 ・利用者も増え、一時預かり事業も見据えていること、事業がとても上手くいっている証であると感じるため。 <p>【B評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実際に利用する側のニーズに答えられているのかアンケートを実施し、数字で表した方がいい 					

と思います。

- ・利用実績が伸びていることは評価に値するところですが、確保の内容はクリアされていません。残る1か所の未整備について、どのように捉えるのかが不明なためB評価としました。
- ・さらに行きやすい環境づくりや活用の啓発が必要かと思います。
- ・子育て家庭の中で支援センターが苦手で行き場所がないという声も時折耳にします。室内という事で閉鎖的な場が苦痛だったりすることもあるので、積極的に外での開催をするなどの工夫があっても良いかなと思います。

事業名	6-(7)-① 一時預かり事業（幼稚園）				
事業概要	様々な理由で、家庭において保育を受けることができない乳幼児を対象に、幼稚園や保育所等において、一時的に預かる事業です。				
市の現状 (令和5年度 成果)	利用施設数 21施設 延べ利用者数 34,686人 預かり保育事業補助金交付園 朝霞たちばな幼稚園、根岸幼稚園、朝霞花の木幼稚園				
事業の見込み、 確保内容 (令和6年度)	量の見込み 400人/日 確保の内容 400人/日				
成果	利用施設数:19 施設 延べ利用者数:25,370 人 預かり保育事業補助金交付園 朝霞たちばな幼稚園、根岸幼稚園、朝霞花の木幼稚園				
推進に関する課題	利用条件や利用方法などの周知				
自己評価(上段)／ 子ども・子育て会 議	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
評価(下段)	A	A	A	A	A
	A	A	A	A	A
コメント					
<p>【A評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様な保育ニーズに応えるためにあるべきものだと思います。 ・見込400人/日、実績400人/日で利用者数25,370人？数字が合わないと思うが毎日ではないということ？ ・量と見込みと実績の数だけでは本当の問題は見てこないと思います。どれだけ周知されているのかの対策や数値もあっていいのではと思いました。 ・一時預かり事業を周知できるように進めるとさらに良いと感じる。 ・自己評価が妥当。 ・制度設計とその運用が適切に行われていると思います。 ・確保の内容を上回る実績であるため、評価は妥当と考えます。 ・現行事業の継続に加え、預かり保育利用者・幼稚園双方の観点で課題・ニーズの吸い上げを行うことを期待したい。 ・令和5年の実績は、利用施設21施設、延べ利用者数34,686人であった。令和6年、利用 					

施設19施設、延べ利用者数25,370人である。幼稚園の園児数の減少が、利用減の主たる要因なのだろうか。なお、利用人数で示されているが、幼稚園に所属する園児が、どのくらいの割合で利用しているのか、その動向について把握しているのだろうか？

- ・相当数の利用者が有り、必要な施策と考える。制度内容の周知が十分ではないと感じられる。
- ・自己評価のとおりで問題ないと考える。子育てに悩む家庭を支援する場として引き続き効果を発揮いただくことを期待する。
- ・計画通りに事業を実施したから。施設利用給付の新2号認定者のうち、実際に預かり事業の利用者が、令和6年度は令和5年度から61人減少した理由を把握して、改善につなげてください。
- ・幼稚園の預かりが増えたことで、安心して働けたり、リフレッシュ、上の子の付き合いなどできるようになったという声を耳にしています。
- ・長期休業中の緊急時預け先として必要な事業だと思えます。
- ・定量的に安定しているため。利用条件や方法の周知の課題はどういう根拠か気になりますが、量の見込みや実績が変化がないのに…と感じました。

【B評価】

- ・さらに拡充が必要かと思えます。こちらも活用できる情報の普及が足りていないように感じる。

事業名	6-(7)-② 一時預かり事業（保育所等）				
事業概要	様々な理由で、家庭において保育を受けることができない乳幼児を対象に、幼稚園や保育所等において、一時的に預かる事業です。				
市の現状 (令和5年度 成果)	■利用者数(年間) ・保育所等 2,954人(公設分) 東朝霞保育園 520人 さくら保育園 1,006人 仲町保育園 1,428人 ・ファミリー・サポート・センター 1,076人 ■利用サービス内訳（公設分・延べ人数） ・非定型保育サービス 1,455人 ・緊急保育サービス 431人 ・リフレッシュサービス 1,068人				
事業の見込み、 確保内容 (令和6年度)	量の見込み 70人/日 確保の内容 70人/日				
成果	・利用者数(公設分) 東朝霞保育園 令和6年度:849人 令和5年度:520人 令和4年度:412人 さくら保育園 令和6年度:1,406人 令和5年度:1,006人 令和4年度:514人 仲町保育園 令和6年度:1,554人 令和5年度:1,428人 令和4年度:1,885人 ・ファミリー・サポート・センター 1,357人 ・利用サービス内訳(公設分) 非定型保育サービス…利用者数 延べ 1,982人(+527人) 緊急保育サービス……利用者数 延べ 680人(+249人) リフレッシュサービス…利用者数 延べ 1,147人(+79人)				
推進に関する課題	利用条件や利用方法などの周知				
自己評価(上段)／ 子ども・子育て会 議 評価(下段)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	A	A	B	A	A
	A	A	B	A	A
コメント					
【A評価】 ・定員人数の関係で認可保育園では難しいと思いましたが、公設園でカバーできているようなのでよかったです。 ・どのサービスにおいても、利用者数が増えていて成果がみられる。					

- ・量と見込みと実績の数だけでは本当の問題は見てこないと思います。どれだけ周知されているのかの対策や数値もあっていいのではと思いました。
- ・自己評価が妥当
- ・公設園での一時預かりを進めているように感じる。
- ・十分な環境整備とその運用が行われていると思います。
- ・確保の内容を上回る実績であるため、評価は妥当と考えます。
- ・利用者が増え、順調にニーズにこたえられている。
- ・さらに拡充できるように進めてほしいです。
- ・着実に事業が展開されている。
- ・市の特徴である若い世帯、核家族が多く、共稼ぎ増の中、保護者が困った際に助けてくれる大事な事業である。利用者数が増加傾向であり、評価できる。もっと周知する必要有り。
- ・自己評価のとおりで問題ないを考える。子育てに悩む家庭を支援する場として引き続き効果を発揮いただくことを期待する。
- ・前年度に比べ利用者数が増えたから。利用条件や利用方法の周知方法について記述するとよいと思います。
- ・利用者が様々な理由の場合においても増加しているため。

【B評価】

- ・一時保育の枠を取るのがとても大変だという声を聞きます。預かり先の確保等大変かと思いますが、もう少し枠が広がると良いように思います。

【B評価】

- ・1ヶ所あるだけでも心強いと思いますが、事前登録や事前受診、診断書の用意など緊急を要するときには対応難しいと思います。
- ・大幅に増えてきているのに現行事業の継続では足りないのではないかと思います。数字的にクリアしていると思いますが、まだまだ足りないのではと思いました。幼稚園や保育園で受け入れていくにも、医師や看護師の確保が難しいのではと思いました。
- ・知人より「保育園にも通園できず、あちこち連絡したが、受けてもらえず預かってほしい」とこちらに連絡をくれたことがあった。子どもは元気だったのと午睡もしてくれたのでよかったが急な場合はどこまでみてもらえるのか。
- ・拡充と使いやすさを目指してください。
- ・令和5年とほぼ同数の利用実績であり、着実に事業が展開されている。一方で、新規登録は94人（令和5年）から60人（令和6年）となっているが、保護者への周知に課題はないのだろうか？
- ・病児保育室の空きが少ないと聞きました。預け先がなく、仕事を休んだり、熱のある子を仕方なく連れて、上の子どもに合わせなければいけない事もあるようです。共働きやシングル家庭がいざという時のために預けられるとより良いと思います。

事業名	6-(9) ファミリー・サポート・センター事業				
事業概要	ファミリー・サポート・センター事業は、育児の援助をしたい方(提供会員)と、育児の援助をしてほしい方(依頼会員)が会員となり、地域の中で助け合いながら子育ての援助活動をする会員組織で相互の活動の連絡・調整を実施する事業です。				
市の現状 (令和5年度 成果)	会員数(令和5年度末現在) ファミリー会員 1,611人(令和4年度比151人増) サポート会員 199人(令和4年度比7人増) 両方会員 73人(令和4年度比14人減) 延べ活動回数 4,669回(令和4年度比1,236回増) ※記載の数値には小学生以外の乳幼児も含む。				
事業の見込み、 確保内容 (令和6年度)	量の見込み 9人/日 確保の内容 9人/日				
成果	依頼会員数:1,648人(前年度比+35人) 提供会員数: 205人(前年度比+6人) 両方会員数: 80人(前年度比+7人) 事業の利用件数:5,038回 ※記載の数値には小学生以外の乳幼児も含みます。				
推進に関する課題	サポート会員の拡大				
自己評価(上段)／子ども・子育て会議 評価(下段)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	A	A	A	A	A
	A	A	A	A	A
コメント					
【A評価】 ・量の見込みに対する評価に留まらず、依頼と提供会員とのマッチングが上手く進まないのはどこに課題があるのか等、対策を講じていく必要があると思う。 ・ファミリー・サポート・センター事業での提供会員の増加を今後進めていけると良いと感じるが、現状努力しているように感じる。 ・提供者と依頼者のマッチングサービスが、適切に運用されていると思います。 ・確保の内容を上回る実績であるため、評価は妥当と考えます。 ・提供会員数、両方会員数で285人に対して利用件数が5,038件という結果は、会員の努力が見られる。 ・会員数(依頼会員／提供会員)が増加し、着実に事業が展開されている。サポート会員の援助の質向上に向けた研修の充実が望まれる。 ・依頼・提供会員数が共に増加。利用件数に対して、提供会員数の確保が課題。					

- ・利用件数が増加したから。サポート会員が少しずつでも増えていることはよいことだと思います。サポート会員を増やすために、以前、依頼会員であって、お子さんが大きくなった方に依頼してみるのも一案ではないかと思います。
- ・より一層周知を工夫すると良いと思います。プレーパークにも資料などを置いて、保護者に届くようにしていきたいです。
- ・ファミサポの認知が進んでいるように感じます。

【B評価】

- ・利用希望者に対して提供会員数が少ないので更に増えることを期待します。
- ・サービスのシステム化などが必要ではないでしょうか。
- ・需給のミスマッチが拡大している点に対する対策を考え、行動に移していただきたい共助の社会をつくるためにさらなる拡大を期待する。
- ・依頼会員が多いこと自体はそれだけ評価されている事業であることからと感じますが、会議中に質問があったように提供数との乖離が大きいためB。また、これだけ乖離していて量の見込みに変化がないのはなぜでしょうか？課題がサポート会員の拡大とありますが、それだけなのか気になります。現行事業を継続しても変化がないのでは、と感じます。

【C評価】

コメントなし

事業名	6-(10) 妊婦健康診査				
事業概要	妊婦健康診査は、妊婦の健康の保持増進を図り、安全、安心な妊娠、出産に資するために適切な健診を行う事業です。				
市の現状 (令和5年度 成果)	活動指標:妊婦一般健康診査公費負担回数 目標・計画 14回 実績14回 対象者数 1,165人 成 果:受診者数 1,140人 受診率(1回目を評価) 目標・計画 97% 実績 98%				
事業の見込み、 確保内容 (令和6年度)	量の見込み(受診者数) 1,400人 確保の内容(受診者数) 1,400人				
成果	令和6年度 活動指標:妊婦一般健康診査公費負担回数 目標・計画 14回 実績15回 成 果:妊婦一般健康診査受診者数 1,197人 妊婦一般健康診査受診率(1回目を評価) 目標・計画 97% 実績 98%				
推進に関する課題	本事業は、妊婦健康診査に係る経済的負担の軽減を図れることから、母子の健康管理のためにも、効果的な活用が図られるよう、妊娠届出時等の周知を徹底する必要がある。				
自己評価(上段)／ 子ども・子育て会議 評価(下段)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	A	A	A	A	A
	A	A	A	A	A
コメント					
【A評価】 ・ほぼ100%の方が受けられているので評価できると思います。 ・高い数字を得ているので、その後の支援につながったらいいのにと思いました。 ・自己評価が妥当。 ・妊婦健診受診の増加、母子の健康管理等を効果的に進めることができているように感じる。 ・適切な制度設計と運用がされていると思います。 ・妊婦一般健康診査公費負担回数及び受診者数について、目標・計画を上回る実績であることから、評価は妥当と考えます。 ・令和5年より、産婦健康診査1回分の追加助成など、着実に成果を残している。 ・健康診査回数、受診率も目標を達成。受診者数は見通しは下回ったが、従来の水準を確保している。 ・自己評価のとおりで問題ない考える。 ・受診率が令和5年度と同様に高かったから。受診されていない2%の方がどうされているのか、					

心配です。受診されていない方のフォローがあるとよいと思います。

- ・この制度がたくさんの方の妊婦さんの安心材料となっていると思います。今後、どんどん様々な面で、価格上昇していくと思うので、その点は柔軟に対応していただきたいです。
- ・全国の出生数が減っている中で、朝霞市も減少傾向なのではないでしょうか。
- ・十分な目標・実績と感ずるため。

【B評価】

コメントなし

事業名	6-(11) 利用者支援事業				
事業概要	子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う事業です。				
市の現状 (令和5年度 成果)	妊娠届出数 1,165人 うち妊婦との面接数 1,122人				
事業の見込み、 確保内容 (令和6年度)	量の見込(施設数) 2か所 確保の内容(施設数) 2か所				
成果	令和6年度実績 妊娠届出数 1,225人 うち妊婦との面談数 1,171人				
推進に関する課題	妊娠届出の時期は、妊娠初期で体調がすぐれない妊婦も多いことや、子育て世代包括支援センターが1か所であるため、利便性の課題がある。				
自己評価(上段)／ 子ども・子育て会議 評価(下段)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	A	A	A	A	A
	A	A	A	A	A
コメント					
<p>【A評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・届出数に対して面談数もほぼ網羅できているので評価できると思います。 ・受けるだけでなく必須で定期的に訪問するなどの体制が必要。 ・引き続き北朝霞方面への設置をお願いしたい。 ・必要性が高まっている産後ケア事業の充実を期待する。 ・子育て支援センターでの支援の確充がされているように感じる。 ・制度設計及び運用が適切に進められていると思います。 ・令和7年度以降の具体的な取り組みとして北朝霞方面への設置について検討されること、大変うれしく思います。期待しています。 ・記載いただいておりますが地域差がなく、利用しやすい環境を進めてほしいです。 ・令和5年より、伴走型相談支援と経済支援の一体的実施を開始し、着実に成果を残している(*令和6年の実績が記載されているが、令和5年の実績も併記してほしい)。 ・妊婦健診から乳幼児健診までワンストップで可能な施設運営は、組織の強化も含めて評価できる。妊婦との面談率は対象者数に対して96%と良好。 ・自己評価のとおりで問題ないと考える。 ・面談率は令和5年度の96.3%から95.6%へ低下しているが、高い割合であるから。 ・利便性が課題にある中で十分な実績数を感じます。 					

【B評価】

- ・数値のクリアとしてはAですが、現状1箇所では足りないと思います。子育て世代包括支援センターが1箇所では十分ではないと思います。各子育て世代包括支援センターで利用できると迅速に支援ができるのではないかと思います。
- ・高い数字を得ているので、その後の支援につながったらいいのにとおもいました。
- ・利便性の課題が挙げられ、量及び確保の内容が2か所であるのに対し、実績が1か所となっているため、評価はBと考えました。ただし、妊娠届出数に対する面談実現が95%であるのは評価するところと考えます。
- ・取り組みにもありますが、北朝霞地域にも設置をお願いしたいです。
- ・産後ケアなどの助成金もあると良い。(新座市はあるようです)

事業名	6-(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業				
事業概要	食事の提供に要する費用(副食費分)について、未移行幼稚園に通う低所得世帯等を対象に費用の一部を補助する事業です。 (保護者の世帯所得の状況等を勘案し、助成を行います。)				
市の現状 (令和5年度 成果)	副食費に対し、費用の一部を補助することにより、経済的な支援ができた。 申請者数 127人				
事業の見込み、 確保内容 (令和6年度)	量の見込み 240人 確保の内容 240人				
成果	副食費に対し、費用の一部を補助することにより、経済的な支援ができた。 申請者数:129人				
推進に関する課題	保護者へ個別に案内を配付し、申請件数は増加傾向にあるが、引き続き、申請件数の増加に向けて周知を図る必要がある。				
自己評価(上段)／ 子ども・子育て会議 評価(下段)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	B	B	B	B	B
	B	B	B	B	B
コメント					
<p>【A評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> 補助額が上がったことはよかったですと思います。 <p>【B評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> 経済的に困っている人も240人見込んでいるが、129人しか申請なかったということでしょうか？見込み人数が実際の人数に近いのであれば更に周知は必要かと思う。 こども食堂の案内もぜひしてほしい。フードパントリー含む。お金は食費以外に使うこともあるため、お金ではなく物での提供をすべき。 申請者数は増加しているが、まだ申請件数を増やすことができるといいと思う。 量と見込みと実績の数だけでは本当の問題は見てこないと思います。どれだけ周知されているのかの対策や数値もあっていいのではと思いました。 該当の見込み世帯数ではなく実際の世帯数が分かるとより正確な評価が出来ると思う。 自己評価が妥当。 副食費の補助事業に対して、もう少し保護者が利用できるよう継続的に進めてほしい。 対象者でも申請を望まない人がいる可能性もあり、難しさはあると思います。 本助成を要する人の見込みに対して53.7%の実績であるのは、周知不足なのか、見込みが多すぎたのかは、精査が必要と考えます。ただし前年よりも実績が上がっているのは評価するところ 					

ろと考えます。

- ・対象者の把握、量の見込みに関する見直しも含め適正な利用の推進に期待したい。
- ・分かりやすく、申請しやすい状況を望みます。
- ・「量の見込み」と実績が大きく乖離している。個別配布など工夫をし、申請件数は増加傾向にあるとのことだが、より有効に補助が行えるよう引き続き、申請方法を工夫する必要がある。
- ・急増した前年度並みの水準で、申請者に対する助成ができた。見込み数との差異は、制度の周知が必要か。
- ・令和4年度に比べると申請者が多いが、まだ、対象者に対し、申請者が少ないため。保護者へ個別に案内を配布したが、申請が少ない理由を調べ、それに対する対応を取っているのでしょうか。
- ・個別への案内という点がとても良いと思います。と同時に必要である家庭に届いていない事もあると思うので、周知が必要だと思います。
- ・自己評価のとおりで問題ない考える。
- ・R5からR6で個別案内を実施している中、申請者数に変化が多くない点（ですが、根本的に上限4,800円のために工数かけて申請する時間、メリットが対象者側にないように感じます）。

【C評価】

- ・個別に案内して申請が少ないのであれば、自動的に補助されるなど、申請方法などの見直しも必要。

事業名	6-(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業				
事業概要	<p>地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、私立認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制を構築することで、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図る事業です。</p> <p>認定こども園特別支援教育・保育経費は、健康面や発達面において特別な支援が必要な子どもを受入れる私立認定こども園の設置者に対して、職員の加配に必要な経費の一部を補助する事業です。</p>				
市の現状 (令和5年度 成果)	特別な支援が必要な子どもの受入にあたり、職員の加配の費用の補助を行い、良質な保育体制の整備ができた。				
事業の見込み、 確保内容 (令和6年度)	<p>量の見込み 2人/月</p> <p>確保の内容 2人/月</p>				
成果	特別な支援が必要な子どもの受入にあたり、職員の加配の費用の補助を行い、良質な保育体制の整備ができた。				
推進に関する課題	特になし				
自己評価(上段)／ 子ども・子育て会議 評価(下段)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	A	A	A	A	A
	A	A	A	A	A
コメント					
<p>【A評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> 安定した保育を実施するためには必要です。 量と見込みと実績の数だけでは本当の問題は見てこないと思います。どれだけ周知されているのかの対策や数値もあっていいのではと思いました。 支援が必要なお子さんが増えてきていると感じています。幼稚園では加配職員が確保できず入園後登園できないケースも見られています。入園前にお子さんのアセスメントを丁寧に実施し、入園後から登園できる体制であるか判断した上で受け入れをしてもらいたい。 自己評価が妥当。 年々、支援が必要な子どもの受け入れが増加、それにとまなう加配に対する補助の充実を感じる。 制度設計や運用が適切に進められていると思います。 確保の内容を上回る実績であるため、評価は妥当と考えます。 実績が一律「2人/月」とすることに疑問、費用として見込みや確保した予算、補助件数等で評価すべきでは？ 					

- ・さらに拡充できるよう進めてほしいです。
- ・認定こども園特別支援教育・保育経費が適切に活用されている。
- ・特別な支援が必要な子どもの受け入れの、保育体制づくりができた。
- ・自己評価のとおりで問題ない考える。
- ・計画通りに、職員の加配の費用の補助を行ったから。
- ・加配が必要な子どもの保護者が安心して預けることができていると思います。
- ・必要十分な体制、実施ができているように見えるため。

【B評価】

- ・加配職員を置くだけでなく、より良い保育環境の研究が必用。

5. 子ども・子育て支援事業計画関連事業の進捗状況

各事業を実施する担当課から提出された関連事業進捗管理シートをもとに、事業ごとの進捗状況について朝霞市子ども・子育て会議において評価した結果をまとめました。

基本目標1 すべての子どもがすくすく育つまち

基本方針1-1 子どもの人権の尊重のために

進捗状況 A:80%以上 B:79%~60% C:59%~40% D:39%以下

施策の方向性	事業番号	事業名	担当課	進捗状況				
				R2	R3	R4	R5	R6
(1)子どもを虐待やいじめ等の 人権侵害から守るための体制強化 ①児童虐待予防と防止の取組	1	DV相談事業	人権庶務課	A	A	A	A	A
	2	要保護児童対策地域協議会等を活用した児童 相談事業	健康づくり課(こども 家庭センター)	A	A	A	A	A
	3	児童虐待防止に関する意識の普及啓発	健康づくり課(こども 家庭センター)	A	A	A	A	A
	4	里親制度の周知	健康づくり課(こども 家庭センター)	B	A	A	A	A
	5	家庭児童相談事業	健康づくり課(こども 家庭センター)	A	A	A	A	A
	6	子ども家庭総合支援拠点の整備	健康づくり課(こども 家庭センター)	A	A	A	A	A
	7	養育支援訪問事業	健康づくり課(こども 家庭センター)	A	A	A	A	A
	8	虐待防止に関する教育相談の実施	教育指導課	A	A	A	A	A
(1)子どもを虐待やいじめ等の 人権侵害から守るための体制強化 ②子どもの人権尊重の仕組みづくり	9	民生委員・児童委員活動事業	福祉相談課	B	B	B	B	A
	10	いじめ防止に対する取組	こども未来課 教育指導課	A	B	A B	A	A
	11	施設における人権擁護等の体制整備	保育課	B	C	B	B	B
(2)子どもの意見や視点の尊重	12	朝霞“未来・夢”子ども議会	市政情報課 教育指導課	D	A	A	A	A
	13	「特別の教科 道徳」の推進	教育指導課	A	A	A	A	A
	14	カウンセリングの実施	教育指導課	A	A	A	A	A
(3)子どもの生きる力を育成する 学校教育環境の充実	15	中学校自由選択制度	教育管理課	A	A	A	A	A
	16	朝霞第五中学校特認校制度	教育管理課	A	A	A	A	A
	17	先進校・研究推進校への視察	教育指導課	B	A	A	A	A
	18	あさか・スクールサポーターの活用	教育指導課	B	B	B	B	B
	19	球技大会、陸上競技大会等の実施	教育指導課	B	C	B	B	B
	20	学校総合体育大会、新人体育大会等の実施	教育指導課	B	B	B	B	B
	21	朝霞市地域人材活用支援事業	教育指導課	A	A	B	B	B
	22	学校保健委員会の実施・充実	教育指導課	A	A	A	A	A
	23	朝霞市小学校低学年複数担任制事業	教育指導課	A	A	A	A	A
	24	社会体験チャレンジ事業	教育指導課	D	D	A	A	A
	25	保健体育科、家庭科、道徳等の授業で知識の 習得	教育指導課	B	B	B	B	B

基本方針1-2 特別な配慮が必要な子どものために

施策の方向性	事業番号	事業名	担当課	進捗状況				
				R2	R3	R4	R5	R6
(1)障害のある子どもと保護者への支援	26	重度心身障害者福祉タクシー利用料等助成事業	障害福祉課	A	A	A	A	A
	27	紙おむつ給付事業	障害福祉課	A	A	A	A	A
	28	補装具の交付・修理	障害福祉課	A	A	A	A	A
	29	日常生活用具支給	障害福祉課	A	A	A	A	A
	30	生活サポート事業	障害福祉課	B	B	A	A	A
	31	障害者週間における啓発事業	障害福祉課	A	A	A	A	A
	32	障害児通所支援事業	障害福祉課	A	A	A	A	A
	33	身体障害者・知的障害者等に係る援護等	障害福祉課	A	A	A	A	A
	34	特別児童扶養手当の支給	障害福祉課	A	A	A	A	A
	35	重度心身障害者医療費の助成	障害福祉課	A	A	A	A	A
	36	障害児福祉手当	障害福祉課	A	A	A	A	A
	37	障害児放課後児童クラブ事業	保育課	C	C	A	-	-
	38	育成保育事業	保育課	B	A	A	A	A
	39	育み支援バーチャルセンター事業 (発達障害児者支援体制)	健康づくり課(こども家庭センター)	A	A	A	A	A
40	朝霞市障害児就学支援委員会専門員による就学相談	教育指導課	A	A	A	A	A	
41	朝霞市はぐくみ補助金	生涯学習・スポーツ課	A	A	A	A	D	
(2)ひとり親家庭等の支援	42	ひとり親家庭への自立・生活支援事業	こども未来課	A	A	A	A	A
	43	児童扶養手当の支給	こども未来課	A	A	A	A	A
	44	ひとり親家庭等医療費の助成	こども未来課	A	A	A	A	A
	45	母子生活支援施設入所	健康づくり課(こども家庭センター)	A	A	A	A	A
(3)経済的困難を抱える家庭と保護者への支援	46	生活困窮者等学習支援事業	福祉相談課 こども未来課	A	A	A	A	A
	47	生活保護進学準備給付金の支給	生活保護課	A	A	A	A	A
	48	【No.42 再掲】 ひとり親家庭への自立・生活支援事業	こども未来課	A	A	A	A	A
	49	【No.43 再掲】 児童扶養手当の支給	こども未来課	A	A	A	A	A
	50	【No.44 再掲】 ひとり親家庭等医療費の助成	こども未来課	A	A	A	A	A
	51	【No.45 再掲】 母子生活支援施設入所	健康づくり課(こども家庭センター)	A	A	A	A	A
	52	官民の賃貸住宅ストックの活用の推進	開発建築課	A	A	A	A	A
	53	小・中学校教育扶助事業	教育管理課	A	A	A	A	A
(4)外国につながるのある子どもと保護者への支援	54	外国人世帯の支援	各課	B	B	B	B	B
	55	多文化共生推進事業	地域づくり支援課	B	B	B	B	B
	56	日本語指導支援員の配置	教育指導課	B	B	A	A	A

基本方針1-3 地域の中の子どものために

施策の方向性	事業番号	事業名	担当課	進捗状況				
				R2	R3	R4	R5	R6
(1)子どもの健全な成長を支える居場所づくり	57	児童館運営事業	こども未来課	B	A	A	A	A
	58	都市公園、児童遊園地の充実	みどり公園課	B	B	A	A	A
	59	冒険遊び場づくり事業(プレーパーク)	みどり公園課	B	A	A	A	A
	60	学校体育施設の開放	生涯学習・スポーツ課	A	A	A	A	A
	61	放課後子ども教室	生涯学習・スポーツ課	A	A	A	A	A
	62	図書館における子ども向け事業	図書館	B	B	A	A	A

(2)子ども同士の交流の機会の提供	63	【No.61 再掲】 放課後子ども教室	生涯学習・スポーツ課	A	A	A	A	A
	64	市民総合体育大会、ロードレース大会、小学生スポーツ教室、ウォークラリー大会等の開催	生涯学習・スポーツ課	A	A	A	A	A

基本目標2 すべての家庭が安心して子育てするまち

基本方針2-1 すべての子育て家庭のために

施策の方向性	事業番号	事業名	担当課	進捗状況				
				R2	R3	R4	R5	R6
(1)子育てを支える環境づくり ①情報提供の充実	65	【No.9 再掲】 民生委員・児童委員活動事業	福祉相談課	B	B	B	B	A
	66	子育て情報の提供	こども未来課	B	A	A	A	A
(1)子育てを支える環境づくり ②小児医療の確保と経済的な支援	67	難病患者見舞金 (小児慢性特定疾患患者を含む)	障害福祉課	A	A	A	A	A
	68	こども医療費の助成	こども未来課	A	A	A	A	A
	69	児童手当の支給	こども未来課	A	A	A	A	A
	70	小児救急医療における朝霞地区4市との共同事業	健康づくり課	A	A	A	A	A
	71	PTA連合会補助金	生涯学習・スポーツ課	A	A	A	A	A

(2)家庭における子育て支援の充実	72	女性総合相談	人権庶務課	A	A	A	A	A
	73	内職相談事業	産業振興課	C	C	C	C	C
	74	あさか学習おとどけ講座	生涯学習・スポーツ課	A	A	A	A	A
	75	家庭教育学級の支援	生涯学習・スポーツ課	A	A	A	A	A
	76	家庭教育学級事業補助金	生涯学習・スポーツ課	A	A	A	A	A
	77	家庭教育学級補助金	生涯学習・スポーツ課	A	A	A	A	A
	78	子育て(育児)講座	中央公民館	C	B	A	A	A
	79	ブックスタート事業	図書館	A	A	A	A	A

(3)生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援	80	【No.6 再掲】 子ども家庭総合支援拠点の整備	健康づくり課(こども家庭センター)	A	A	A	A	A
	81	子育て電話相談	保育課	A	B	B	B	B
	82	母子保健相談事業	健康づくり課(こども家庭センター)	A	A	A	A	A
	83	栄養相談事業	健康づくり課(こども家庭センター)	A	A	A	A	A
	84	妊婦健康診査	健康づくり課(こども家庭センター)	A	A	A	A	A
	85	母子健康教育事業	健康づくり課(こども家庭センター)	A	A	A	A	A
	86	乳幼児健康診査	健康づくり課(こども家庭センター)	A	A	A	A	A
	87	歯科保健事業	健康づくり課(こども家庭センター)	A	A	A	A	A
	88	各種予防接種の実施	健康づくり課	A	A	A	A	A
	89	母子健康手帳交付事業	健康づくり課(こども家庭センター)	A	A	A	A	A
	90	未熟児養育医療費給付事業	健康づくり課(こども家庭センター)	A	A	A	A	A
	91	妊娠期からの包括的な子育て支援	健康づくり課(こども家庭センター)	A	A	A	A	A

基本方針2-2 地域における子育てのために

施策の方向性	事業番号	事業名	担当課	進捗状況				
				R2	R3	R4	R5	R6
(1)子育てネットワークの充実	92	子育て支援センター事業	保育課	A	B	A	A	A
	93	保育園園庭開放・いっしょに遊ぼう保育園で	保育課	B	A	A	A	A
(2)子どもの健全育成の充実	94	青少年育成事業	こども未来課	A	A	A	A	A
	95	朝霞地区青少年健全育成地域の集いの開催	教育指導課	C	C	C	-	-
	96	朝霞市ふれあい推進事業	教育指導課	D	D	C	A	A
(3)世代を超えた子育て支援の推進	97	農業体験事業	産業振興課	D	D	B	A	A
	98	児童館における高齢者と児童の交流事業	長寿はつらつ課	D	B	A	A	B

基本方針2-3 子どもの安心・安全のために

施策の方向性	事業番号	事業名	担当課	進捗状況				
				R2	R3	R4	R5	R6
(1)子どもが犯罪・事故に巻き込まれない社会づくり ①子どもが犯罪に巻き込まれない社会づくり	99	防犯灯設置工事費補助金の交付	危機管理室	B	B	B	B	B
	100	防犯灯維持管理費補助金の交付	危機管理室	B	B	A	B	B
	101	広報による防犯啓発活動	危機管理室	A	A	A	A	A
	102	朝霞防犯パトロール隊の認定	危機管理室	B	B	B	B	B
	103	防犯ブザーの貸与	教育総務課	A	A	A	A	A
	104	通学路の安全点検	教育管理課	A	A	A	A	A
	105	朝霞市生徒指導委員会の開催	教育指導課	A	A	A	A	A
	106	朝霞地区学校警察連絡協議会の開催	教育指導課	B	B	B	B	B
	107	通学路等での定期・臨時パトロールの実施	教育指導課	A	A	A	A	A
	108	非行防止教室の実施	教育指導課	A	A	A	A	A

(1)子どもが犯罪・事故に巻き込まれない社会づくり ②子どもが交通事故に巻き込まれない社会づくり	109	道路区画線の工事	まちづくり推進課	A	A	A	A	A
	110	交通立看板、警戒標識等の設置	まちづくり推進課	A	A	A	A	A
	111	新入学児童への交通安全教育の実施	まちづくり推進課	D	A	A	A	A
	112	保育園児、幼稚園児に交通ルールの指導	まちづくり推進課	A	A	A	A	A
	113	交通安全運動チラシによる啓発活動	まちづくり推進課	B	A	A	A	A
	114	自転車運転免許制度の実施	教育指導課	B	A	A	A	A

(2)ユニバーサルデザインに配慮したまちづくり	115	すべての方が利用しやすい公共施設の整備	財産管理課	A	A	A	A	A
	116	都市計画道路整備事業	まちづくり推進課	A	A	A	A	A
	117	市道整備・道路管理の充実	道路整備課	A	A	A	B	A
	118	学校施設に対する教室等の空気検査	教育管理課	A	A	A	A	A

基本目標3 すべての子どもが質の高い教育・保育を受けるまち
基本方針3-1 教育・保育の充実のために

施策の方向性	事業番号	事業名	担当課	進捗状況				
				R2	R3	R4	R5	R6
(1)幼稚園、認定こども園、保育所、小規模保育事業等の充実 ①保育所、地域型保育給付施設の整備	119	保育事業	保育課	A	A	A	A	A
	120	認可外保育施設等利用補助事業	保育課	A	A	A	A	A
	121	家庭保育室補助事業	保育課	A	A	A	A	A
(1)幼稚園、認定こども園、保育所、小規模保育事業等の充実 ②幼稚園の利用促進	122	幼稚園事業	保育課	A	A	A	A	A
(2)放課後児童クラブの充実	123	放課後児童クラブ事業	保育課	A	A	B	B	C

基本方針3-2 ライフスタイルに応じた子育て支援のために

施策の方向性	事業番号	事業名	担当課	進捗状況				
				R2	R3	R4	R5	R6
(1)多様なニーズにこたえる子育て支援の充実	124	子育て短期支援事業(ショートステイ事業)	健康づくり課(こども家庭センター)	A	A	A	A	A
	125	ファミリー・サポート・センター事業	健康づくり課(こども家庭センター)	A	A	A	A	A
	126	延長保育事業(時間外保育事業)	保育課	A	A	A	A	A
	127	一時預かり事業	保育課	A	B	B	A	A
	128	休日保育事業	保育課	A	A	A	A	A
	129	病児保育事業	保育課	A	B	B	B	A

基本方針3-3 教育・保育の質を高めるために

施策の方向性	事業番号	事業名	担当課	進捗状況				
				R2	R3	R4	R5	R6
(1)教育・保育に携わる人材の確保・資質向上	130	保育士研修事業	保育課	B	C	A	A	A
	131	保育士等人材確保事業	保育課	B	C	A	A	A
	132	小学校と幼稚園・保育所の連携	教育指導課	B	A	A	A	A

関連事業に関するコメント一覧

事業番号	事業名	コメント
4	里親制度の周知	パネル設置、広報掲載、Twitter・Facebook 掲載など、具体的に周知が実行された点は評価できる。引き続き、里親制度に関する市民への周知を進めていただきたい。
5	家庭児童相談事業	地域の子育て団体と情報共有するためにもっと繋がってほしい。また、地域の子育て団体が気軽に相談できる窓口(対象児童に関する)も作っていただきたい。
9	民生委員・児童委員活動事業	委員によって活動に差が出ていないか。 地域からの相談に対して、委員が対応できない時、支援が行き届いているか。 欠員地域において孤独死があった。
10	いじめ防止に対する取組	スマホやインターネットの普及により、児童の性に関する情報が入る年齢が早くなっている。いじめだけではなく、子ども同士の性加害、性被害なども含む事例研修が必用。
12	朝霞“未来・夢”子ども議会	子ども議会がなくなったことは残念に思う。
13	「特別の教科 道徳」の推進	先生の個人的な考えで授業するのではなく、指導計画にそって、教科書を確実に活用しながら授業が実施されるよう指導されたことがとても評価できる。
14	カウンセリングの実施	AIによる相談機関を検討する時代になってきている。
15	中学校自由選択制度	人気の中学校は、生徒があふれ窮屈な思いをしているように感じる。
23	朝霞市小学校低学年複数担任制事業	様々な個性を持った子ども達が小学生となり先生が大変な思いをしているのもここ数年見えています。完全な複数担任ではない限り、あの状況は改善しないように思えます。
25	保健体育科、家庭科、道徳等の授業で知識の習得	男女で協力して、家庭を築くこと、子供を産み育てることの意義を理解するための教育であれば、性教育として臨まない妊娠のリスクや、それに伴う女性の身体への負担(墮胎の場合も含む)、金銭の負担についても学ぶべき。
28	補装具の交付・修理	児童生徒の補聴器は、学習だけでなく、周囲とのコミュニケーションにも大きく影響し学校生活に欠かせないもの。

30	生活サポート事業	市が自己負担額の一部を補助することで、負担は軽減されているが実際サービスを提供できる事業所は少なく、令和6年度に事業を終了した事業所もあり、新たにサービスを受けるための契約をすることすら難しい現状にある。 市として事業を継続・拡大していけるための事業所へのフォローが必要。
31	障害者週間における啓発事業	支援学級や支援学校には児童生徒があふれているのに、近所のスーパーや飲食店にはいない違和感にみんなが気づけるようになってほしい。障害者が当たり前前に地域で働ける朝霞になるべき。
32	障害児通所支援事業	放課後等デイサービスが、日常生活のための指導、集団生活への適応訓練なのであれば、障害のない児童も当たり前のように障害がある友達と遊ぶ経験が必要。当初の目的が変わってしまい、障害児が放課後等デイサービスへ追いやられてしまっているかのように、健常者と関わる機会が減っている。
41	朝霞市はぐくみ補助金	はぐくみ補助金に関しては、予算執行されず D 判定ですが、担当校である第一中学校の PTA の皆さん、その他 14 校の保護者代表と学校がしっかりと検討を重ね、発展的解消を選択したものですので、令和 6 年度の活動としては評価されるべきです。他の事業にも言えますが、無償で活動している保護者の時間を軽く見ていませんか？
55	多文化共生推進事業	外国籍児の増加に伴い、そのサポートの重要性は大きくなっている。当初予定していた事業の目標値に達していない状況となっているが、その理由を明確化し、持続可能な活動を着実に進展することが望まれる。
58	都市公園、児童遊園地の充実	園庭のない保育所が増加していることや、ボール遊びの禁止等の制限を勧案すると、計画的な整備の拡大や利用方法の検討も含め、事業の充実が望まれる。 また、公園の在り方について、子どもの意見表明に耳を傾ける、そうしたワークショップの開催も充実の要因になると考える。
		公園のベンチの老朽化が放置されていることが多い。

59	冒険遊び場づくり事業(プレーパーク)	<p>子どもの健やかな発達を考えた時、主体的な遊びを提供できる本事業は大きな可能性があると考えます。また、子どもの遊びに付き合う保護者同士の触れ合いは、保護者同士のつながり(育児の情報交換など含め)が生じ、それぞれが子育て支援になっている場合も少なくない。プレーパークは、屋外型の子育て支援施設の側面があることを意識したい。必要に応じて年間予算規模を拡大するなど、子どもの育ちのみならず保護者同士の交流も含め、未来へ投資する視点も重要である。</p> <p>外遊びを促す機会だけでなく、ここ数年居場所としての面も強くなってきています。家族や学校以外の居場所として安心して過ごせる場の1つとして、開催日数を増やす等の工夫をしていただきたいです。特に不登校児の居場所として考えてほしいと思っています。</p>
60	学校体育施設の開放	放課後児童クラブで体育館が利用できていないのは、課が分かれて連携がとれていないからだと思います。普段学童に通う子ども達に開放してほしい。
66	子育て情報の提供	母子手帳の交付の際や、転入時の配布の際などに産後の居場所の説明(様々な場所がある)、市内で子どもが遊べる場所(室内、室外とも)を説明してほしい。
73	内職相談事業	インターネットでも仕事を探せる時代で、市が行うメリットはあるのか。市にしか紹介できないいい案件が必要。
92	子育て支援センター事業	支援センターに行きたくても子どもがうまく遊べない(人の物をすぐにとってしまったり etc...)家庭であったり、保護者が室内が苦手だったりすると居場所が狭まってしまうので、屋外での開催や屋外で過ごす機会も増やしてほしい。
96	朝霞市ふれあい推進事業	<p>校区が広いと普段交流のない地域の町内会とのかかわりが負担。学校同士ですら連携が取れていない。日程調整の際他の行事を優先されてしまう。</p> <p>各校負担軽減のため試行錯誤しているが、うまくいってない校区もある。</p>
99	防犯灯設置工事費補助金の交付	補助金を受け取る前に、自治会で工事費を負担するため資金繰りが大変。
100	防犯灯維持管理費補助金の交付	自治会の加入未加入にかかわらず恩恵を受けられる防犯灯の電気代を、補助があるとはいえ自治会費で支払われるのは公平ではない。

104	通学路の安全点検	点検箇所への要望が反映されない。
114	自転車運転免許制度の実施	2026年4月からの自転車の交通違反制度は16歳以上が対象のため、中学生でもう一度学んでおく必要がある。
115	すべての方が利用しやすい公共施設の整備	公共施設は市民の財産なのに、重要度や健全度などで後回しにされたりします。

6. 朝霞市子ども・子育て会議活動状況

○子ども・子育て会議

開催日	議題
第1回 令和6年5月31日(金)	(1)第3期朝霞市子ども・子育て支援事業計画策定に関するアンケート及びヒアリングの調査結果・分析について (2)今後の計画策定のスケジュールについて (3)その他
第2回 令和6年7月19日(金)	(1)第2期朝霞市子ども・子育て支援事業計画の進捗管理について (2)第1回朝霞市子ども・子育て支援事業計画部会の報告及び骨子案について (3)骨子案の基本理念について (4)その他
第3回 令和6年11月12日(火)	(1)子ども・子育て支援事業計画(令和5年度分)の評価について (2)こども計画素案について (3)その他
第4回 令和7年2月14日(金)	(1)朝霞市子ども・子育て支援事業計画 令和5年度実施事業進捗状況報告書(案)について (2)朝霞市こども計画(案)について (3)その他

○子ども・子育て支援事業計画部会

開催日	議題
第1回 令和6年7月9日(火)	(1)こども計画への変更について (2)朝霞市のこどもを取り巻く現状について (3)こども計画骨子案について(グループ討議) (4)子ども・子育て支援事業計画骨子案について (5)その他
第2回 令和6年10月22日(火)	(1)こども計画の素案について (2)その他

7. 朝霞市子ども・子育て会議条例

平成25年9月27日条例第51号
改正 平成26年3月31日条例第5号
平成29年12月20日条例第21号
平成30年9月28日条例第20号
令和5年3月27日条例第3号

(目的)

第1条 この条例は、朝霞市子ども・子育て会議の設置、組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第72条第1項の規定に基づき、市の子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、朝霞市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第3条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1)法第72条第1項各号に規定する事務を処理すること。
- (2)子ども・子育て支援に関する施策の実施状況を調査審議すること。
- (3)前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(組織)

第4条 子ども・子育て会議は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1)知識経験を有する者
- (2)法第6条第2項に規定する保護者
- (3)法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4)公募による市民又は公募委員候補者名簿に登載された市民
- (5)前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第6条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第7条 子ども・子育て会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提供を求めることができる。

(部会)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、会議に諮って部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員をもってこれに充てる。

4 部会長は、部会の事務を総理する。

5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名する委員がその職務を代理する。

(庶務)

第9条 子ども・子育て会議の庶務は、こども・健康部こども未来課及びこども・健康部保育課において処理する。

(雑則)

第10条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和32年朝霞市条例第2号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成26年条例第5号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成29年12月20日条例第21号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成30年9月28日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年3月27日条例第3号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

8. 朝霞市子ども・子育て会議委員名簿（令和6年度）

（順不同、敬称略）

区分	選出団体等	氏名	備考
1号 知識経験を有する者	1 東洋大学	嶋崎 博嗣	会長
	2 十文字学園女子大学	鈴木 晴子	副会長
	3 21世紀職業財団	山谷 真名	
	4 小中学校校長会	小林 美加	
2号 保護者	5 公営保育園保護者	宮内 郁恵	
	6 民営保育園保護者	田島 由華	
	7 幼稚園保護者	齋藤 文美	
	8 朝霞市保護者代表連絡会	吉山 隼人	
	9 朝霞市放課後児童クラブ連絡協議会	矢田 歩	
3号 子ども・子育て支援に 関する事業に従事する者	10 民間保育園連絡協議会	金子 雅美	
	11 東上地区私立幼稚園協会朝霞支部	佐藤 順與	
	12 朝霞市社会福祉協議会	川合 義和	
	13 朝霞地区福祉みつばすみれ学園	岡部 利枝	
4号 公募による市民等	14 公募市民	神部 陽一	
	15 公募市民	獅子倉 賢治	
5号 その他	16 朝霞市議会議員	西 明	
	17 朝霞市民生委員児童委員協議会	宮永 純子	
	18 連合埼玉朝霞・東入間地域協議会	藤田 勇	
	19 なかよしねっと	安孫子 陽子	
	20 朝霞市子ども会連合会	渡邊 俊夫	
	21 朝霞市青少年育成市民会議	金子 和人	
	22 朝霞地区里親会	江川 千佳子	
	23 あさか子育てネットワーク	喜多 陽子	
	24 朝霞・志木・新座・和光こどもの居場所ネット	吉村 智代	
	25 児童館利用団体	鶴田 美樹	

公立保育園の今後のあり方について

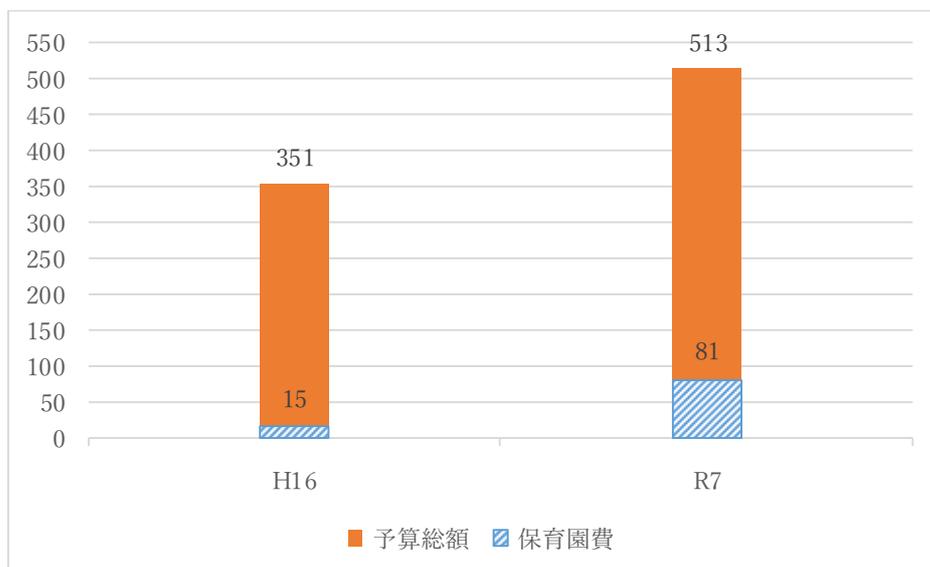
【目的】

本市では、全てのこども・若者が幸せな状態で生活できる「こどもまんなか社会」を実現するため令和7年3月に「朝霞市こども計画」を策定した。今後は計画に基づき様々なこども・若者施策を推進していくことになるが、多額の財源が必要になると想定される。

そのため、現予算で児童福祉費のおよそ6割を占める保育園費の圧縮が求められる。中でも公立(設)保育園は、平成16年度に公立保育園に対する国県の補助金が廃止されて以降、市の財政を圧迫し続けている。また、近年は国の保育施策も量の拡大(待機児童対策)から質の強化にシフトしつつあるため、既存施設の運営を最適化したうえで、新たな子育て支援施策や良質な保育を市民に提供していく必要がある。

以上のことから、今後はより効率的な財政運営が求められるため、公立保育園の廃止や統合、民設化などで経費を圧縮し、財政負担を軽減させる必要がある。

□予算総額に占める保育園費の比較



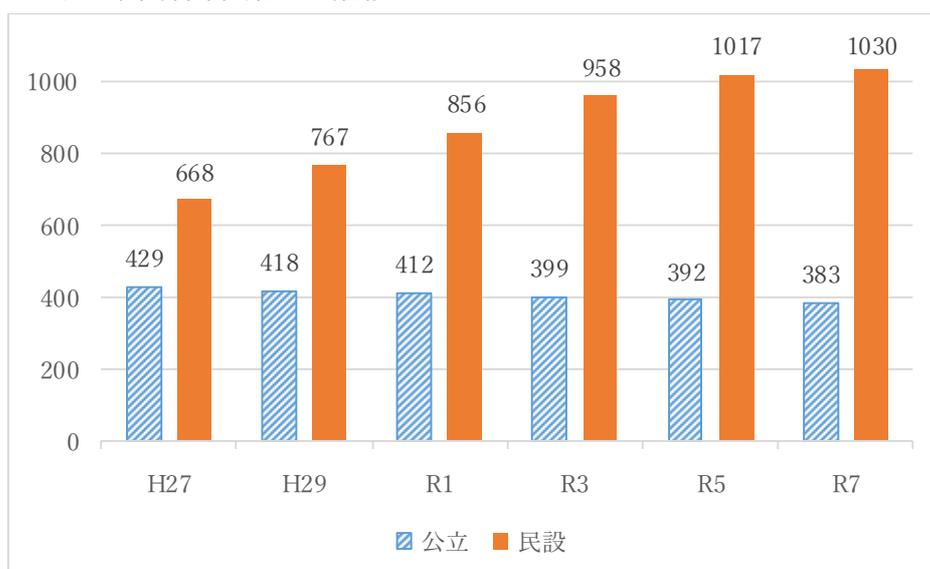
※金額は億円

- ・予算総額に占める保育園費の割合は約4倍に増加している
4.2% → 15.7%

□朝霞市の保育施設状況(R7)

公立保育園	11園(うち2園が公設民営)
民設保育所	34園 <u>※平成27年度は21園</u>
認定こども園	2園
小規模保育施設	25園
事業所内保育施設	1園

□埼玉県内保育所数の推移

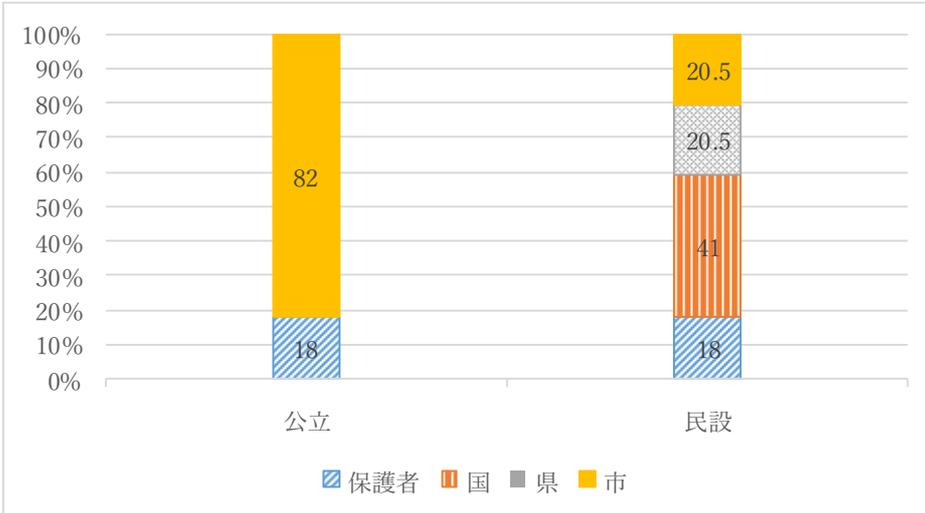


- ・待機児童対策のため保育所自体の数は増加している
- ・民設保育園は大きく増加しているが、公立保育園は減少している
平成16年度から公立保育所への運営費補助がなくなり、
市町村の財政負担を減らすためと考えられる
- ・近隣では、志木市が平成24・25年度に公立1園廃止、令和元年度に1園を民設化、
令和8年度に2園を廃止予定
和光市は令和4年度に公立1園を民設化

【今後の方針】

「公立保育園の今後のあり方」の検討にあたっては、財政負担の面に着目して進めていく。

□市財政負担比較 公立と民設



上図から、公立保育園に係る財政負担を削減する必要がある。

【施策の提案にあたって】

1. 民設化とは？

現在、市が直接運営している公設公営保育園を「公私連携型保育園」として、民間の法人に運営を委託する。

ただし、完全な民間保育園ではなく、市と協定を結び、設備の貸与や運営の支援を受けるため、公立とほぼ同じ水準の保育が提供される。

2. 公私連携型保育所(園)とは？

法的根拠: 児童福祉法 56 条の 8

制度開始: 平成 27 年度

内容: 市町村と協定を結び、必要な設備の貸与や譲渡を受け、安定して保育を続ける能力を持つ法人が運営する保育所。

3. 公設民営保育園とは？

市が設置した保育園の運営を民間事業者に委託している保育園。市内には宮戸保育園、仲町保育園の2か所。公立であるため、職員配置など公営保育園と同様の基準が適用されている。

4. 施策の条件

・子どもたちの保育が途切れないようにする ※保育の継続性の確保

・保護者に追加の負担をかけない

いずれかが実現できない場合、施策の実行は難しいと考えられる。

【公設公営保育園の民設化】

□Case A（和光市で実施）

民設民営保育園への移行

1. メリット

国の運営費補助金の対象になる

2. デメリット・注意点

運営法人が変わるため、保育の継続性確保が難しくなる可能性がある

突然の運営変更がないよう、段階的に進める必要がある

現状の公立基準を適用できない

3. 財政効果

施設運営費：市の負担が 80%削減

市の負担が大幅に減少し、長期的に財政負担を軽減できる

□Case B（坂戸市で実施）

公私連携型保育園への移行

1. メリット

国の運営費補助金の対象になる

市が協定を結ぶため、公立とほぼ同じ水準の保育を確保できる

2. デメリット・注意点

運営法人が変わるため、保育の継続性確保が難しくなる可能性がある

突然の運営変更がないよう、段階的に進める必要がある

公立の基準を求めるうえで、追加の補助金等が必要な可能性がある

3. 財政効果

施設運営費：市の負担が 80%削減

【公設民営保育園の民設化】

□Case C

宮戸保育園、仲町保育園を民設民営保育園へ移行

1. メリット

国の運営費補助金の対象になる

2. デメリット・注意点

運営法人が変わる可能性がある。

運営法人が変わると、保育の継続性確保が難しくなる可能性がある

突然の運営変更がないよう、段階的に進める必要がある

現状の公立基準を適用できない

3. 財政効果

施設運営費：市の負担が 80%削減

□Case D

宮戸保育園、仲町保育園を公私連携型保育園へ移行

1. メリット

国の運営費補助金の対象になる

2. デメリット・注意点

公立の基準を求めるうえで、追加の補助金等が必要な可能性がある

3. 財政効果

施設運営費：市の負担が 80%削減

【各施策のまとめ】

Case	A. 公立保育園を民設民営保育園へ移行	B. 公立保育園を公私連携型保育園へ移行	C. 宮戸保育園、仲町保育園を民設民営保育園へ移行	D. 宮戸保育園、仲町保育園を公私連携型保育園へ移行
メリット	・長期的に財政負担を軽減	・長期的に財政負担を軽減 ・公立とほぼ同じ水準の保育を確保	・長期的に財政負担を軽減	・長期的に財政負担を軽減 ・公立とほぼ同じ水準の保育を確保
デメリット	・保育の継続性確保が難しくなる可能性 ・現状の公立基準を適用できない	・追加の補助金等が必要な可能性	・現状の公立基準を適用できない	・追加の補助金等が必要な可能性
開始時期 (最短で)	令和10年4月	令和10年4月	令和9年4月	令和9年4月
児童への影響	かなり大きい	大きい	少ない	なし
保護者への影響	かなり大きい	大きい	少ない	なし
職員への影響	かなり大きい	かなり大きい	少ない	なし

※CaseC Dについては、現在の運営法人のまま移行することを前提

朝霞市育成保育等実施要綱及び医療的ケア児の保育園等受入れガイドラインの改正について

1 育成保育、一般申請加配保育、医療的ケア児について

(1)用語

- ・育成保育 :朝霞市の育成保育は、心身に障害等がある児童について小学校就学を支援するという福祉的観点から、保育士等の加配を行い実施する統合保育。
- ・一般申請加配保育:保育所等に入所が内定し、又は入所した要配慮児童に対し、保育士等の加配を行い実施する統合保育。
- ・医療的ケア児保育:医療的ケアが日常的に必要な子どもに対し、看護師等の加配を行い実施する統合保育。
- ・統合保育 :心身の障害にかかわらず、子どもたちが保育所等において共に育ち合う中で、お互いを分かり合い、助け合える豊かな人間性を育み、安全で健やかに生活できることを目的とした保育。

(2)現在の育成保育等の児童数

	育成保育	一般申請加配保育	医療的ケア児保育	(参考)在園児童数
令和4年度	21	98	1	3,701
令和5年度	21	121	1	3,786
令和6年度	18	145	1	3,879
令和7年度	18	155	1	3,860

※育成保育、一般申請加配保育、医療的ケア児保育の児童数は、
令和4～6年度3月時点、令和7年度は12月時点、在園児童数は各年度4月時点。

2 要綱等の制定状況と内容

(1)制定状況

- 平成13年度 朝霞市育成保育実施要綱制定【育成保育のみ規定】
- 令和2年度 医療的ケア児の保育園等受け入れガイドライン発行(朝霞市)
- 令和3年度 朝霞市育成保育等実施要綱制定【加配保育、医療的ケア児保育を追記】

(2)【現行】朝霞市育成保育実施要綱(令和3年10月施行)

①要綱の目的

この要綱は、心身の障害にかかわらず、子どもたちが保育所等において共に育ち合う中で、お互いを分かり合い、助け合える豊かな人間性を育み、安全で健やかに生活できることを目的とした保育(統合保育)を実施するために必要な事項を定めるものとする。

②要綱の構成

育成保育と加配保育の実施施設、対象児童、定員、運営などについて規定している。

(3)【現行】医療的ケア児の保育園等受け入れガイドライン(令和2年4月発行)

①ガイドラインの目的

保育所において、集団保育における医療的ケア児の適切な保育環境での受け入れを実現するための基本的な考え方や、留意事項等の必要事項を示したもの。

②ガイドラインの構成

第1章 基本的事項

第2章 医療的ケア実施関係者の役割

第3章 医療的ケア児の入園までの手続き

第4章 入園後の実施体制

第5章 保護者の確認事項

(1)受け入れ要件
(2)医療的ケアの内容
(3)保育園における医療的ケアの実施
(4)保育園における医療的ケアの実施者
(5)医療的ケア実施に関する情報の共有

3 現行要綱等の課題

(1)朝霞市育成保育等実施要綱

- ・育成保育、一般申請加配保育、医療的ケア児の定義を整理する必要がある。
- ・医療的ケア児保育の実施施設や対象児童などの規定を追加する必要がある。
- ・育成保育及び医療的ケア児保育の対象年齢を整理する必要がある。

(2)医療的ケア児の保育園等受け入れガイドライン

- ・対象年齢の見直しや、定員に関する記述などが必要である。
- ・実施施設について現行は公設園のみを対象としているが、民設園を追加する必要がある。

4 要綱等の改正に向けた検討状況

令和2年度 医療的ケア児の保育園等受け入れガイドライン発行(朝霞市)

令和3年度 国「医療的ケア児支援法」公布

令和4年度 公立保育園で医療的ケア児の受け入れ(～令和6年度)

令和5年度 保育所等合同園長会 研修テーマ「医療的ケア児の受け入れと課題」、
さいたま市視察

令和6年度 公立園長とガイドライン改正案の作成、看護師アンケートの実施

令和7年度 7月まで 公立園長とシミュレーション

8月 保育所等合同園長会で医ケア児受け入れガイドライン改正案の説明、
保育所等に受け入れ相談及びガイドライン改正案のアンケート、
子ども・子育て会議で育成保育等実施要綱・ガイドラインの改正議題

9月 窓口にて育成保育申請の保護者に改正に関する聞き取り、
みつばすみれ学園及び居宅訪問型保育事業者と意見交換

10月 保育園等運営検討部会で要綱・ガイドラインの改正議題

11月 朝霞市障害者自立支援協議会専門部会員(こども部会)への意見募集

2月 子ども・子育て会議で育成保育等実施要綱・ガイドラインの改正議題(今回)

5 改正(案)

(1)朝霞市育成保育等実施要綱 資料3-2

①要綱の名称を、「朝霞市育成保育実施要綱」から「朝霞市障害児保育実施要綱」に変更。

②「育成保育」「加配保育」の定義の整理を行う。また、「医療的ケア児保育」を定義する。そのうえで、それぞれの対象児童、実施施設等の規定を見直す。

③申請方法、認定事由、年齢等

現行要綱の概要

	育成保育	加配保育	医療的ケア児保育
申請方法	育成保育申請	一般申請	育成保育申請 一般申請
認定事由	福祉的観点から実施する統合保育(市長が認める場合)	必要	育成保育:ある人もない人も申請可能 一般申請:必要
年齢	0～5歳児	0～5歳児	3～5歳児※ガイドライン規定
実施施設	公設園	公設園・民設園	公設園
定員	【公設公営】原則施設4名、【公設民営、民設園】原則施設2名 ※事務規定		
入所時期	4月1日	随時、利用調整	原則4月1日。随時、利用調整
体験保育	利用調整前に実施	入園時:内定後に実施 在園:加配要望観察	利用調整前に実施

要綱改正案の概要

網掛けが今回の改正部分

	育成保育	一般申請加配保育	医療的ケア児保育
申請方法	育成保育申請 ※医ケア児を除く	一般申請 ※医ケア児を除く	医療的ケア児保育申請
認定事由	福祉的観点から実施する統合保育(市長が認める場合)	必要	必要 ただし、4・5歳児は認定事由なし申請可(公設のみ)
年齢	4・5歳児	0～5歳児	1～5歳児
実施施設	公設園。ただし、溝沼は除く。	公設園・民設園	一部の公設園・民設園
定員	施設2名	— ※一般申請の受入れ範囲内	施設2名かつクラス1名
入所時期	4月1日	随時、利用調整	原則4月1日
体験保育	利用調整前に実施	入園時:内定後に実施 在園:加配要望観察	利用調整前に実施

④令和8年4月1日施行

(2)医療的ケア児の保育園等受け入れガイドライン 資料3-3

①主な改正内容(ガイドラインのページ数)

・受入れ年齢(3ページ)

【現行】3歳児以上

⇒【改正案】1歳児以上

※医療的ケア児の保育園の入所申請は、入所の半年以上前になり、その時点で、日常的に保護者が行う医療的ケアが確立していること、直近で入退院を繰り返していなく症状が安定していることなど、受入れの要件を満たしているか確認する必要がある。0歳児の場合、入所申請の時点では生後間もないことなどから、受入れの要件を満たすことが難しいと考えられるため、受入れの年齢は1歳児以上とする。

・4、5歳児の受入れ(3ページ)

【改正案】通常、保育園は就労などの認定事由が必要になるが、4、5歳児については、認定事由がない場合でも、小学校への就学を支援するという福祉的観点から公設保育園に限り申請することが可能とする。

・受入れ施設(4ページ)

【現行】ガイドラインは公設保育園だけを対象としていた。

⇒【改正案】「一部の公設保育園と民設保育所等」とし、今後は公設保育園だけでなく、ご協力いただける民設保育所等での受入れを含めた内容に変更する。

※参考 医療的ケア児の受け入れ相談等アンケート 結果概要

対象 :市内保育所等

期間 :令和7年8月8日～同年8月22日

結果概要:「受入可能」と回答した園 3園、
「相談を聞いてから検討」と回答した園 3園と1法人

・定員(4ページ)

【現行】育成保育、一般申請加配保育、医療的ケア児保育の合わせた加配児童の定員(1園あたり)として、公設公営では原則4名程度、公設民営及び民設園で原則2名程度。

⇒【改正案】1園あたり2名かつ1クラス1名

・「医療的ケア実施保育所等への支援について」の記載(8ページ)

【改正案】医療的ケアが必要な児童の状況や、集団保育を実施するために必要なことについて、保育所間で情報を共有するための会議を開催する。

・その他、文言の見直しや、医療的ケア児の受入れに必要な様式の見直しを行っている。

②令和8年4月1日発行

○朝霞市育成保育等実施要綱

令和3年9月16日要綱第77号

朝霞市障害児保育実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、心身の障害にかかわらず、子どもたちが保育所等において共に育ち合う中で、お互いを分かり合い、助け合える豊かな人間性を育み、安全で健やかに生活できることを目的とした保育（以下「統合保育」という。）を実施するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「育成保育」とは、小学校就学の始期に達するまでの児童（以下「未就学児」という。）のうち、心身の障害がある等の理由により、保育の利用に当たって保育士の加配等の配慮を要すると市が認定した未就学児（以下「要配慮児童」という。）について、朝霞市保育の必要性の認定に関する条例（平成26年朝霞市条例第33号。以下「条例」という。）

第3条第1号から第10号までのいずれにも該当しない場合に限り、小学校就学を支援するという福祉的観点から、保育士等の加配を行うことを前提として利用申請を受け付け、実施する統合保育をいう。

2 この要綱において「一般申請加配保育」とは、朝霞市保育の実施及び利用調整に関する規則（平成26年朝霞市規則第35号。以下「規則」という。）に規定される利用申請により保育所等に入所が内定し、又は入所した要配慮児童に対し、保育士等の加配を行い実施する統合保育をいう。

3 この要綱において「医療的ケア児保育」とは、要配慮児童のうち、条例第3条のいずれかに該当し、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年法律第81号）に規定される医療行為が必要な児童に対し、看護師等の加配を行い実施する統合保育をいう。

4 この要綱において「保育士等」とは、保育士及び看護師、准看護師、市長が認める研修を修了した保育従事者をいう。

5 この要綱において「看護師等」とは、看護師及び一定の研修を受けた保育士等をいう。

6 この要綱において「居宅訪問型保育事業」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業をいう。

7 前各項に掲げるもののほか、この要綱における用語の意義は、規則において使用する用語の例による。

(実施施設)

第3条 育成保育は、市内の公設保育園で実施する。ただし、溝沼保育園を除く。

2 一般申請加配保育は、市内全ての保育所等で実施する。

3 医療的ケア児保育は、市内の一部の公設保育園及び民設保育所等で実施する。

(対象児童)

第4条 育成保育及び一般申請加配保育、医療的ケア児保育(以下「育成保育等」という。)の対象となる者は、保護者が市内に住所を有し(入所希望日までに市内に転入することが確実な者を含む。)、統合保育が可能な要配慮児童とする。

2 育成保育の対象となる者の年齢は、保育の利用開始日の属する年度の前の年度の3月31日における満年齢が4歳以上とする。

3 医療的ケア児保育の対象となる者の年齢は、保育の利用開始日の属する年度の前の年度の3月31日における満年齢が1歳以上とする。

(定員)

第5条 育成保育及び医療的ケア児保育の定員は、次の表のとおりとする。

<u>種別</u>	<u>定員</u>
<u>育成保育</u>	<u>1施設あたり2名</u>
<u>医療的ケア児保育</u>	<u>1施設あたり2名かつ1クラスあたり1名</u>

2 育成保育及び医療的ケア児保育にあっては、保育所等の状況等を勘案し、定員を下回る人数の受入れとすることができるものとする。

3 一般申請加配保育にあっては、一般申請の受入れ範囲内で利用調整を行うことから、一般申請加配保育の定員は定めないこととする。

(運営)

第6条 育成保育等は、要配慮児童の発達の状況に十分配慮した上で、原則、規則第3条に定める実施クラスによる統合保育を行うものとする。

2 育成保育等の実施期間は、保護者の希望する期間と規則第5条に定める期間のいずれか短い期間とする。

3 前項の規定にかかわらず、保護者が市外に転出した場合には、市は前項の実施期間を短縮することができる。

4 育成保育の保育時間は、保育短時間を基本とし、職員態勢、利用する要配慮児童の年齢及び心身の状況、保護者の状況等を勘案して、当該児童の負担が過剰にならないよう、育成保育を実施する保育所等が決定するものとする。

5 一般申請加配保育及び医療的ケア児保育の保育時間は、認定された保育時間とするが、保育短時間を基本とし、職員体制、利用する要配慮児童の年齢及び心身の状況、保護者の労働状況等を勘案して、当該児童の負担が過剰にならないよう、条例第4条第1号に該当する者を対象とする保育時間として各保育所等が定める11時間の範囲内において、一般申請加配保育及び医療的ケア児を実施する保育所等が決定するものとする。ただし、当該保育所等が11時間以上の保育を認めた場合においては、この限りでない。

6 育成保育等を実施する保育所等の保育士等は、保育の状況を考慮し、配置するものとする。

7 育成保育等を実施する保育所等の長及び保育士等は、保育の実施に関して、保護者との協力関係を保つとともに、必要に応じて専門的な助言を得るため、専門機関等と連携を図るものとする。

(障害児保育審査委員会の設置)

第7条 育成保育等に係る制度の適正を図るため、障害児保育審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

2 審査委員会は、委員18人以内で組織する。

3 審査委員会は、次の表に掲げる者で構成する。

所属	役職
保育課	課長
	園長
	保育係長
障害福祉課	<u>保健師</u>
<u>こども家庭センター</u>	<u>保健師</u>

4 審査委員会の長は、保育課長の職にある者をもって充てる。

5 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、保育課長補佐の職にある者をもって充てる。

6 審査委員会の委員の任期は、第2項に規定する職に在職している期間とする。

7 委員長は、審査委員会を招集し、会議を統括する。

8 審査委員会は、委員の過半数以上の者が出席しなければ開催することがで

きない。

9 審査委員会の開催に当たって必要があると委員長が認めるときは、委員以外の専門機関等の職員の出席を求め、意見を聴取することができる。

10 審査委員会は、育成保育及び医療的ケア児保育の利用申請のあった要配慮児童について、公正な統合保育の可否の判定及び利用調整を行うものとし、一般申請加配保育の要配慮児童について、公正な統合保育の可否の判定を行うものとする。

11 審査委員会は、前項の規定により統合保育が困難であると判定した要配慮児童（育成児童を除く。）について、居宅訪問型保育事業の利用が可能と見込まれる場合には、当該居宅訪問型保育事業の運営者と協議の上で、利用をあっせんすることができる。

12 前項の規定にかかわらず、居宅訪問型保育事業の必要性を認める場合には、委員長の判断により、居宅訪問型保育事業の利用をあっせんすることができる。

13 審査委員会は、加配の必要性が疑われる未就学児について、当該未就学児が内定し、又は入所する保育所等の長からの求めがあった場合には、その加配の必要性の有無を判定するものとする。

14 前項の規定にかかわらず、観察結果等により未就学児の加配の必要性が明らかな場合には、委員長の判断により、加配の必要性の有無を判定することができる。

15 審査委員会の議事は、非公開とする。ただし、議事に係る未就学児の保護者から当該未就学児に係る情報の開示の請求があった場合は、この限りでない。

16 審査委員会の庶務は、こども・健康部保育課保育係が処理する。

（障害児保育協議会の設置）

第8条 育成保育等が第1条に掲げる目的を達成するために、審査委員会の長が必要と認めるときは、障害児保育協議会（以下「協議会」という。）を設置することができる。

2 協議会は、審査委員会の長が必要と認める職員等で構成する。

3 協議会は、保育を実施する保育所等の長及び担任保育士が、保護者の意見を反映して作成した要配慮児童の保育計画について、検討及び見直しを行い、必要に応じて審査委員会に提言を行うことができる。

（利用申請）

第9条 育成保育を希望する未就学児の保護者は、規則第6条第4項に定める教育・保育給付認定申請書兼保育所等利用（調整）申請書及び入所に関する

確認票に、同項第9号から第11号に掲げる場合に応じ、当該各号に規定する書類を添付するほか、医療機関の発行する診断書、児童の心身に係る状況票その他必要書類を添付して市長に申請をしなければならない。なお、市長は、必要に応じて、医療機関又は療育機関の発行する意見書等の提出を求めることができる。

2 一般申請加配保育を希望する未就学児の保護者は、規則第6条に定める申請をしなければならない。ただし、保護者の希望にかかわらず、利用調整による内定保育所等が当該未就学児に加配の必要性がないと判断した場合には、一般申請加配保育を受けることはできない。

3 医療的ケア児保育を希望する未就学児の保護者は、規則第6条に定める書類のほか、医療機関の発行する診断書、児童の心身に係る状況票その他必要書類を添付して市長に申請をしなければならない。なお、市長は、必要に応じて、医療機関又は療育機関の発行する意見書等の提出を求めることができる。

4 医療的ケア児保育を希望する未就学児が保育の利用開始日の属する年度の前の年度の3月31日における満年齢が4歳以上の場合にあつては、規則第6条第4項第1号から第8号までの書類を省略し、申請することができるものとする。なお、本項の規定による申請者と前項の規定による申請者があつた場合には、利用調整上、前項の規定による申請者を優先するものとする。

(児童の面談及び体験保育)

第10条 育成保育及び医療的ケア児保育の利用申請があつた場合、入所後の保育計画の作成及び審査委員会での利用調整に用いる資料を得るため、公設保育園等において審査委員会の委員、委員長が指名する職員等、複数人による当該利用申請に係る未就学児の面談及び体験保育を行うものとする。

2 前項の規定により未就学児の面談及び体験保育を行った者は、面談及び体験保育が終了した後に速やかに当該未就学児に係る面談記録等を作成し、審査委員会に報告しなければならない。

3 体験保育の期間は、2日間とする。ただし、必要に応じて期間を短縮し、又は延長することができる。

4 面談及び体験保育を受ける未就学児の保護者は、面談及び体験保育の実施中は、未就学児に同伴しなければならない。

5 体験保育の保育時間は、午前9時30分から昼食後までを基本とし、必要に応じて短縮することができる。

6 一般申請加配保育に係る体験保育は、利用調整後、入所後の保育計画を作成するため、内定のあつた保育園等において審査委員会の委員、委員長が指

名する職員等、複数人により、前4項に掲げる規定の例により行うものとする。

7 未就学児の面談及び体験保育に要する費用は、市が負担する。

(入所時期)

第11条 育成保育の申請による入所時期は、4月1日とする。ただし、市長が特に必要があると認めた未就学児については、この限りでない。

2 新たに保育所等に入所する未就学児に係る一般申請加配保育の入所時期は、規則第7条に定める利用調整によるものとする。

3 医療的ケア児保育の申請による入所時期は、原則、4月1日とする。4月の入所を対象とした利用調整により保留となった未就学児については、年度途中入所の利用調整を行うものとする。

4 前3項の規定にかかわらず、育成保育等を実施する保育所等の加配保育士等が不足している場合等には、職員態勢が整うまでの間、市は育成保育等を利用する未就学児の入所を保留にすることができる。

(利用者負担額)

第12条 育成保育等における利用者負担額は、朝霞市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例（平成27年朝霞市条例第21号）第3条の規定を適用する。

(巡回相談)

第13条 要配慮児童が入所する保育所等（居宅訪問型保育事業を除く。）は、専門機関等による巡回相談を受けることができる。

(職員の研修)

第14条 市長は、育成保育等の充実を図るため、必要に応じて、職員に障害児保育に関する研修を行い、又は研修を受ける機会を与えるものとする。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、育成保育等に係る制度に関し必要な事項は、審査委員会で検討し、実施する。

2 この要綱に定めるもののほか、医療的ケア児保育の実施に関し、必要な事項は、別に定める。

3 この要綱に定めるもののほか、居宅訪問型保育事業の実施に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

医療的ケア児の保育園等受入れガイドライン（案）

令和8年（2026年）4月改訂版

朝 霞 市

はじめに

医療技術の進歩により、日常生活および社会生活を営むために継続的に必要とされる医療行為（以下「医療的ケア」という。）が必要な児童（以下「医療的ケア児」という。）の生活の場が広がってきています。

朝霞市では、平成13年度より心身の障害にかかわらず、こどもたちが保育所等において共に育ち合う中で、お互いを分かり合い、助け合える豊かな人間性を育み、安全で健やかに生活できることを目的とした育成保育を実施し、障害児のみでなく、導尿を必要とする医療的ケア児を手探りの中で受け入れた経緯があります。また、児童福祉法第56条の6第2項の施行および令和3年6月には、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（以下、「医療的ケア児支援法」という。）」が公布され、同年9月に施行されました。医療的ケア児支援法では、地方公共団体には自主的かつ主体的に医療的ケア児及びその家族に対する支援に係る施策を実施する責務について、保育所等を営む者には、在籍する医療的ケア児に対し、適切な支援を行う責務を有することが規定されました。

本ガイドラインは、朝霞市内の保育所等において、集団保育における医療的ケア児の適切な保育環境での受入れを実現するための基本的な考え方や、留意事項等の必要事項を示したものです。

【児童福祉法第56条の6第2項】

地方公共団体は、人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児が、その心身の状況に応じた適切な保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を受けられるよう、保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うための体制の整備に関し、必要な措置を講ずるように努めなければならない。

目次

第1章 基本的事項

- (1) 対象児童・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- (2) 受入れ要件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- (3) 基本的な医療的ケアの内容・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- (4) 入所時期、対象施設、実施クラス、入所定員など・・・・・・・・ 4
- (5) 保育所等における医療的ケアの実施・・・・・・・・ 4
- (6) 保育実施日と保育時間・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- (7) 居宅訪問型保育事業のあっせん・・・・・・・・ 5

第2章 医療的ケア実施関係者の役割

- (1) 医療的ケアの実施者と職員配置・・・・・・・・ 6
- (2) 医療的ケア実施関係者の役割と連携・・・・・・・・ 6
- (3) 医療的ケア実施保育所等への支援・・・・・・・・ 8

第3章 医療的ケア児の入所までの手続き

- (1) 医療的ケア児の入所までの基本的な流れ・・・・・・・・ 9
- (2) 入所の相談・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- (3) 施設への見学・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- (4) 入所申請書等の提出・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- (5) 面談及び体験保育・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- (6) 実施の可否の審査及び通知・・・・・・・・ 11
- (7) 利用調整・選考・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- (8) 利用調整・選考結果の通知、書類提出・・・・・・・・ 11
- (9) 個別面談（入所説明会）の実施・・・・・・・・ 12
- (10) 入所承諾の通知・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- (11) 利用開始・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- (12) 入所後の手続き・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

第4章 入所後の実施体制

- (1) 保育について・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- (2) 環境整備等・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- (3) 緊急時対応・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- (4) 災害時対応・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- (5) 文書管理・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

第5章 保護者の確認事項

(1) 医療的ケアについて	19
(2) 慣らし保育期間	19
(3) 体調管理及び保育の利用中止等	19
(4) 緊急時及び災害時の対応等	20
(5) 退所等	20
(6) 情報の共有等	21
(7) その他	21

様式集・その他資料

(様式第1-1号)	医療的ケア児の入所相談記録票
(様式第1-2号)	個人情報提供に関する同意書
(様式第2号)	医療的ケア実施申請書
(様式第3号)	主治医意見書
(様式第4号)	心身状況票
(様式第5号)	医療的ケア児の申請に係る重要事項同意書
(様式第6-1号)	児童の面談・保育実施状況記録票
(様式第6-2号)	統合・集団保育への参加状況表
(様式第7-1号)	医療的ケア指示書(喀痰吸引)
(様式第7-2号)	医療的ケア指示書(経管栄養)
(様式第7-3号)	医療的ケア指示書(導尿)
(様式第7-4号)	医療的ケア指示書(インシュリン注射・血糖管理)
(様式第7-5号)	医療的ケア指示書(ストーマの管理)
(様式第7-6号)	医療的ケア指示書(酸素療法)
(様式第7-7号)	医療的ケア指示書(その他の医療的ケア)
(様式第8号)	医療的ケア必要物品一覧
(様式第9号)	医療的ケア実施承諾書
(様式第10号)	医療的ケア実施手順書
(様式第11号)	医療的ケア児支援計画
(様式第12号)	医療的ケア実施記録(日誌)
(様式第13号)	緊急時対応フロー
(様式第14号)	緊急連絡体制・連携体制一覧
(様式第15号)	災害時対応マニュアル
(様式第16号)	医療的ケア児に係るヒヤリハット記録
(様式第17号)	医療的ケア終了届

【別紙】「医療的ケア児の入所の流れ」

第1章 基本的事項

(1) 対象児童

保育所等において、医療的ケア（治療を目的としたものではなく、恒常的に行われる日常生活に不可欠な生活援助行為となる医療行為）が必要な児童（以下「医療的ケア児」といいます。）の受入れを実施するために、対象児童は、次に掲げるすべてに該当する児童とします。

- ① 医療的ケアを必要とする朝霞市在住の就学前児童であること（入所月までの転入予定者含む）。
- ② 保護者の就労等の理由により、保育所等で保育を行うことが必要であると認められていること。
- ③ 1歳児以上であること（入所する日が属する年度の4月1日現在）。

なお、4、5歳児については、育成保育と同様、就労等の認定事由がない場合でも、小学校への就学を支援するという福祉的観点から公設保育園に限り申請することが可能です。

(2) 受入れ要件

受入れに際し、次にあげる要件をすべて満たす必要があります。

- ① 医療的ケア児が、保育所等における集団保育（常時隔離が必要な状態ではなく、他児とともに生活の場を共有できること）が可能であること。

※集団保育の可否は「(医療的ケア児用) 主治医意見書(様式第3号)」や体験保育等を踏まえ、障害児保育審査委員会で判断をします。なお、乳児の場合は、免疫力が低く、集団生活の中で感染症のリスクがあるなど集団生活をするうえでの配慮が必要になることを踏まえ、保育所等の受入れについては、慎重に判断をします。

- ② 日常的に保護者が行っている医療的ケアが確立し、安定した医療的ケアが行われていること。
- ③ 症状や健康状態が安定していること。
- ④ 病状や医療的ケアに関する情報を保護者と保育所等で十分に共有できること。
- ⑤ 必要に応じて受診同行や面談等で、主治医等と連携を図ることができること。
- ⑥ 保育所等における受入れ体制が整えられること。

(3) 基本的な医療的ケアの内容

本ガイドラインに基づき、保育所等が提供する基本的な医療的ケアの内容は、次に掲げる内容を基本としますが、利用の可能性を検討する中で、保育所等の人員配置や施設設備の状況から安全な保育の提供が可能であると判断された医療的ケアとなります。

※医療的ケアの種類により受入れを限定するものではありません。

① ^{かくたん}喀痰吸引（口・鼻）

② 経管栄養（経鼻・胃ろう・腸ろう）

③ 導尿

④ インスリン注射・血糖管理

⑤ ストーマの管理

⑥ 酸素療法（カニューレ）

⑦ その他市長が実施を認めた医療的ケア、それと同等な配慮が必要なケア

※経鼻経管・胃ろう・腸ろう、チューブ等の再挿入は保育所等では行いません。上記範囲であっても医療的ケア児の状況を総合的に判断し、集団保育が不可能であるとされた場合は、受入れ不可となることがあります。

(4) 入所時期、対象施設、実施クラス、入所定員など

① 入所時期：原則、4月1日

② 対象施設：一部の公設保育所、民設保育所等

③ 実施クラス：1歳児～5歳児クラス

④ 入所定員：②の各施設2名かつ1クラス1名まで

※受入れの相談が可能な保育所等の園名や設備については、保育課窓口でご確認ください。

※定員は原則、入所定員のとおりとしますが、受入れ施設の保育環境によって、受入れできる人数が変わる場合があります。

(5) 保育所等における医療的ケアの実施

保育所等における医療的ケアは、看護師の免許を有する者（以下「看護師」といいます。）が実施します。医療的ケアを行うための看護師は、在園児の健康管理を行っている看護師とは別に配置します。

医療行為に該当しない範囲の補助や健康観察等は、保育士等が協力しながら行います。

(6) 保育実施日と保育時間

原則、月曜日から金曜日において、保護者が保育を必要とする時間を基本としますが、医療的ケア児の状況や担当看護師の勤務時間、保育所等の受入れ体制を踏まえ、保育所等と保護者の同意の上で決定します。

原則、延長保育や土曜日保育は実施しません。

(7) 居宅訪問型保育事業のあっせん

居宅訪問型保育事業は、障害や疾病等がある児童の居宅内において保育を行う事業です。なお、運営事業者の判断により、保育園への登園（交流）を認める場合があります。

次の要件を満たす児童について、障害児保育審査委員会で集団保育の可否が不可とされた場合または利用調整・選考により入所保留となった場合は、本事業の利用の可否について検討を行います。

対象児童 (要件)	① 朝霞市内在住であること。 ② 保護者の就労等の事由により、保育の必要性が認められること。 ③ 症状や健康状態が安定していること。 ④ お子さんの安全な預かりが可能と判断されたこと。
利用定員	2名程度
実施事業者	株式会社 GENKI INNOVATION COMPANY 元気キッズホーム

第2章 医療的ケアの実施体制と関係者の役割

(1) 医療的ケアの実施者と職員配置

医療的ケア児には、原則、看護師を配置します。

ただし、医療的ケア以外の配慮事項やその他の障害があると障害児保育審査委員会で認められた場合は、看護師とは別に保育士や子育て支援員等を追加配置する場合があります。

(2) 医療的ケア実施関係者の役割と連携

保育所等において医療的ケアを実施する場合には、保育所等、保護者、医療機関（主治医やかかりつけ医）、市（保育課）が連携を図ります。

保 育 所 等	施設長	<ul style="list-style-type: none"> 医療的ケアの安全実施のマネジメントや職員育成等を行う。 見学などの問い合わせがある場合の窓口になる。
	クラス担任	<ul style="list-style-type: none"> 看護師及び保護者と連携して日々の健康状態を把握し、安全に配慮しつつ、一人一人のこどもの育ちを大切にしながら集団保育を行う。
	担当看護師	<ul style="list-style-type: none"> 必要な医療的ケア技術を正しく習得・実施する。 必要に応じて、研修等を受講する。 健康状態の変化や緊急対応について判断を行う。 医療的ケアが必要な児童に適切に医療的ケアを実施する。 保護者の医療的ケアの手技や主治医からの指導を受け、「医療的ケア実施手順書（様式第10号）」を作成する。 医療的ケア児が安全なクラス活動ができるようクラス担任と相談しながら「医療的ケア児支援計画（様式第11号）」を作成する。 「医療的ケア実施記録（日誌）（様式第12号）」に日々の医療的ケアに関する記録をつけ、必要に応じて児童の様子を保護者に共有する。 医療的ケア児の緊急時には、「緊急時対応フロー（様式第13号）」に沿いながら対応を行う。 健康状態の変化や緊急対応について、施設長等に助言を行う。 嘱託医や主治医等の医療機関及び常勤看護師と医療的ケアの実施について連携を図る。

	その他看護師 (常勤)	<ul style="list-style-type: none"> 園全体の感染症対策を含めた衛生管理を行う。 嘱託医や主治医等の医療機関及び担当看護師と連携を図り、医療的ケア児対応のサポートを行う。
	調理員	<ul style="list-style-type: none"> 栄養士と調理員間で連携を図り、児童にあわせた給食の提供をする。
	その他職員	<ul style="list-style-type: none"> 医療的ケア児に対する他の児童の疑問や関心への対応や配慮を行う。 医療的ケア児の健康状態に配慮し、異変を感じた場合は、施設長と看護師に速やかに報告する。 医療的ケアへの理解を深め、必要に応じて、医療行為に該当しない範囲で看護師のサポートを行う。
保護者	<ul style="list-style-type: none"> 医療的ケアの内容、在宅での配慮事項や主治医からの指示や療育機関での様子など保育所等および保育課へ情報提供をする。 児童の疾病等の状態や主治医からの治療方針・指示等に変更が生じた場合は、すみやかに保育所等に情報提供をし、「(医療的ケア児用)主治医意見書(様式第3号)」や「医療的ケア指示書(様式第7号)」および「医療的ケア実施承諾書(様式第9号)」等を提出する。 主治医やかかりつけ医が遠方の場合は、緊急時の搬送先について、あらかじめ相談しておく。 家庭生活での健康状態について、登園時に口頭や連絡帳等を使用し、保育所等に伝達する。 児童に発熱があるとき、顔色、動作、食欲等がいつもと違うなど体調が悪いときは、登園を控える。保育所等を欠席する場合は、連絡をする。 	
医療機関	主治医	<ul style="list-style-type: none"> 申請時や必要に応じて「(医療的ケア児用)主治医意見書(様式第3号)」や「医療的ケア指示書(様式第7号)」を記入する。 入所後の緊急時等には、保育所等に対して助言や指示を行う。 必要に応じて、医療的ケアを行う看護師に処置方法等の研修や指示をする。
	かかりつけ医	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じて、緊急時や保育所等からの児童の健康状態について助言や指示を行う。 児童の状況を把握しておくため、入所前に受診があると望ましい。
	緊急搬送先	<ul style="list-style-type: none"> 入所前に児童の状況を把握しておくために受診があると望ましい。

		<ul style="list-style-type: none"> ・災害時や緊急時や災害時の避難先として、受入れに関する指示を行う。
市	保育課	<ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケア児の入所までの手続きにおける保護者の相談窓口として必要な説明や調整を行う。 ・受入れ後には、安全な保育を行うため、児童の情報共有について障害児保育審査委員会の開催や必要に応じて巡回相談などの継続的な支援を行う。 ・看護師が必要な場合の予算措置や児童が公設保育園に内定した時、看護師の追加配置や採用を行う。 ・栄養士は児童の状態に合わせた献立を立案する。 ・栄養士は児童の給食摂食状況を把握し、調理員に調理指導を行う。

(3) 医療的ケア実施保育所等への支援

医療的ケアが必要な児童の状況や、集団保育を実施するために必要なことについて、保育所間で情報を共有するための会議を開催し、必要に応じて医師等の専門家に相談を行います。また、医療的ケアを実施する看護師に向けて研修等の必要な情報を周知します。

第3章 医療的ケア児の入所までの手続き

(1) 医療的ケア児の入所までの基本的な流れ

医療的ケア児の保育所等の利用相談が保護者からあった場合は、保育課保育係が申請から利用までの流れと留意事項について説明を行います。

なお、面談や体験保育等を実施し、受入れの調整や判断を行うため、一般申請のスケジュールとは異なりますので、【別紙】「医療的ケア児の入所の流れ」を参照してください。

(2) 入所の相談（保育課窓口）【随時実施】

① 保護者

書類の配布等をしますので、原則、窓口で相談を受けてください。

相談時に児童の様子について「医療的ケア児の入所相談記録表(様式第1号)」を記入していただきます。

② 保育課

担当職員が申請に必要な書類を保護者に配布、医療的ケア児の受入れにあたっての制度、申込み方法及び留意点について説明をします。

保護者に記入していただいた「医療的ケア児の入所相談記録表(様式第1号)」の原本を保育課で収受し、コピーを保護者へ渡します。

また、受入れ相談が可能な保育所等の園名や設備等を案内し、希望施設への見学を案内します。

【配布書類】

- 申請書類一式（教育・保育給付認定申請書兼保育所等利用（調整）申請書 等）
- 医療的ケア実施申請書（様式第2号）
- （医療的ケア児用）主治医意見書（様式第3号）
- （医療的ケア児用）心身状況票（様式第4号）
- 医療的ケア児の申請に係る重要事項同意書（様式第5号）
- 医療的ケア児ガイドライン（本紙）

(3) 施設への見学（希望者）【随時実施】

① 保護者

見学を希望する保護者は、希望施設に直接問い合わせ、見学を申し込んでください。原則、保護者が児童と一緒に施設を見学します。

見学の際、保育課窓口で作成した「医療的ケア児の入所相談記録票（様式1号）」のコピーも持参してください。

② 保育所等

各クラスや医療的ケアの処置を行う場所等の見学を行い、施設で受入れる場合についての説明を行います。

(4) 入所申請書等の提出【8月】

① 保護者

利用申請の締切日（8月末）までに、次の書類を保育課に提出します。

【提出書類】

- 申請書類一式（教育・保育給付認定申請書兼保育所等利用（調整）申請書 等）
- 保育が必要な証明書（就労証明書等）
- 医療的ケア実施申請書（様式第2号）
- （医療的ケア児用）主治医意見書（様式第3号）
- （医療的ケア児用）心身状況表（様式第4号）
- 医療的ケア児の申請に係る重要事項同意書（様式第5号）

② 保育課

利用申請のあった保護者に対して、面談及び体験保育の日程調整を行い、通知をします。

利用申請のあった保護者の面談及び体験保育を担当する園の施設長及び看護師に上記の申請書類一式等の写しを提供し、情報の共有を行います。

(5) 面談及び体験保育【8月上旬～10月中旬頃】

面談及び体験保育は、午前9時30分から昼食終了までとなります。児童の様子を観察するため、原則、施設長及び看護師が同伴します。

面談では、児童の様子や医療的ケアの内容及び発達状況などを保護者から聞き取り、配慮が必要な内容や医療的ケアの手順を確認し、面談終了後に体験保育に移ります。

体験保育では、児童の健康状態及び発達の状況を観察し、保育や医療の観点から保育園における集団保育の可否や対象児童及び他児の安全確保について確認します。体験保育は2日間実施しますが、必要に応じて体験保育の日数が増える可能性や児童の心身の状況を考慮し体験保育を中止する場合があります。

また、面談及び体験保育では、医療的ケアの実施時に必要な物品等の確認を行い、必要に応じて、保護者が対象児童に医療的ケアを実施し、手技について説明を求める場合や看護師が保護者監修のもと医療的ケアを対象児童に実施する場合があります。

体験保育実施後に、確認事項がある場合は、主治医へ問い合わせをします。

【面談及び体験保育で使用する書類】

- 「児童の面談・保育実施状況記録票（様式第6-1号）」
- 「統合・集団保育への参加状況記録票（様式第6-2号）
（2～5歳児クラス）」

（6）実施可否の審査及び通知【10月下旬】

障害児保育審査委員会を開催し、申請書類や面談、体験保育の結果等により、医療的ケアの実施及び集団保育の可否を審査し、保護者に通知します。

なお、審査の結果、医療的ケアの実施が不可の場合、居宅訪問型保育事業の利用の可否について検討を行います。

（7）利用調整・選考【11月下旬】

医療的ケアの実施が可能な児童について、障害児保育審査委員会を開催し、「朝霞市保育の実施及び利用調整に関する規則」及び「障害児保育実施要綱」に基づき、一般選考とは別に利用調整を行います。

利用調整の結果、受入れが不可能な場合は入所保留となります。また、利用内定になった場合でも、受入れ体制が整わないことにより入所保留となる場合があります。入所保留となった場合は、居宅訪問型保育事業（5ページ（7）参照）の利用の可否について検討を行います。

（8）利用調整・選考結果の通知、書類提出【翌年1月】

① 保育課

障害児保育審査委員会で決定した内定園を保護者に通知します。

② 保護者

利用内定となった場合、次の書類を内定施設に提出します。

提出書類をもとに内定施設が受入れの準備を進めますので、早めにご提出をお願いします。

【提出書類】

- 「医療的ケア指示書（様式第7号）」※主治医記入
- 「医療的ケア必要物品一覧（様式第8号）」※保護者記入欄を記入

③ 保育所等

必要に応じて、医療的ケアの手技等について、受診に同行を行うほか、主治医による研修や確認を行います。

個別面談（入所説明会）の実施に向けて下記の必要書類を作成します。

【作成書類】

- 「医療的ケア必要物品一覧（様式第8号）」※保育園記入欄記入
- 「医療的ケア実施承諾書（様式第9号）」
- 「医療的ケア実施手順書（様式第10号）」
- 「緊急時対応フロー（様式第13号）」
- 「緊急連絡体制・連携体制一覧（様式第14号）」（任意）
- 「災害時対応マニュアル（様式第15号）」

（9）個別面談（入所説明会）の実施【翌年2月】

① 保護者、保育所等

内定園で利用開始に向けて内定施設と保護者で面談を行います。面談で預かり時間や慣らし保育の実施期間の調整、その他必要に応じて施設と保護者での取り決めについて相談を行います。また、医療的ケアの内容によって、保育所等での備品が必要な場合（災害時の予備備蓄を含む）は、必要数を確認し、用意をしてください。

なお、面談では下記の必要書類について自署・確認を行います。

【保護者の自署が必要な書類】

- 「医療的ケア必要物品一覧（様式第8号）」
- 「医療的ケア実施承諾書（様式第9号）」
- 「医療的ケア実施手順書（様式第10号）」

【保護者の確認が必要な書類】

- 「緊急時対応フロー（様式第13号）」
- 「緊急連絡体制・連携体制一覧（様式第14号）」（任意）
- 「災害時対応マニュアル（様式第15号）」

※保護者と内定施設との相談のなかで、各様式の内容を必要に応じて修正を行います。主治医への確認等の必要が生じた場合は、利用開始日までに保護者の自署の記入や確認を行います。

(10) 入所承諾の通知【翌年2月下旬】

① 保護者

入所が決定し次第、保育課より「保育所入所承諾書」を送付します。なお、担当看護師や内定園の受入れ体制が整うまでは、入所をお待ちいただくことになります。

② 保育所等

個別説明会での保護者の自署と確認が済んだ下記の書類の写しを保育課に提出し、共有をします

必要に応じて施設長や看護師が定期受診に同行し主治医からの指示や助言を仰ぐことがあります。

【提出書類】

- 「医療的ケア指示書（様式第7号）」
- 「医療的ケア必要物品一覧（様式第8号）」
- 「医療的ケア実施承諾書（様式第9号）」
- 「医療的ケア実施手順書（様式第10号）」
- 「緊急時対応フロー（様式第13号）」
- 「緊急連絡体制・連携体制一覧（様式第14号）」（任意）
- 「災害時対応マニュアル（様式第15号）」

(11) 利用開始【翌年4月】

① 保護者

入所月に慣らし保育を実施します。医療的ケア児の保育時間は、原則、担当看護師の勤務時間のみとします。ただし、医療的ケアの内容によっては、預かり時間外の延長を希望することも可能とします。

児童の疾病等の状況により、長時間の保育が望ましくないと判断される場合には、必要に応じて主治医に症状の確認を行う場合や、「(医療的ケア児用) 主治医意見書（様式第3号）」、「医療的ケア指示書（様式第7号）」などの提出を求められる場合があります。

園が作成した書類について、保護者から主治医に確認をお願いすることや、必要に応じて施設長等が定期受診に同行する場合がありますので、主治医に事前に説明を行ってください。

② 保育所等

児童の状況や医療的ケアの内容等に応じて、慣らし保育の期間を決定します。また、保護者から「医療的ケア必要物品一覧（様式第8号）」に基づく物品を預かり、保育中の医療的ケアの実施をします。「医療的ケア実施記録（日誌）（様式

第12号)」を作成し、日々の医療的ケアの内容や児童の健康状態について記録します。

クラス担任と看護師が中心になり、「医療的ケア児支援計画（様式第11号）」を作成し、医療的ケア児のクラス活動への参加について計画をします。

（12）入所後の手続き

保育所等の利用の継続及び医療的ケア内容などの変更

次年度以降も保育所等における医療的ケアの実施が必要な場合、毎年度ごとに次の書類の提出が必要です。

また、医療的ケア内容や児童の健康状態の変更が生じた場合も、その都度、次の書類の提出が必要です。

【提出書類】

- 「（医療的ケア児用）主治医意見書（様式第3号）」
- 「医療的ケア指示書（様式第7号）」
- 「医療的ケア承諾書（様式第9号）」

なお、引越し等の理由により朝霞市から転出して市外へ住所を移した場合には、児童のクラス年齢や保護者の勤務地に関わらず、施設が利用できるのは、住民登録を異動した月の末日となります。

医療的ケアの終了

手術等により、保育所等での医療的ケアが不要となった場合は、「医療的ケア終了届（様式第17号）」を提出してください。

ただし、児童の発達状況によって、看護師の追加配置は不要であっても、保育士等の追加配置が必要な場合があります。

在園途中で医療的ケアが必要になった場合

在園中に疾病等により、医療的ケアが必要になった場合には、在園施設および保育課までご相談ください。

児童の医療的ケアの内容や健康状態を鑑み、集団保育が可能であれば、引き続き在籍施設における保育が可能な場合や他施設への転所やあっせんを行う可能性があります。

必要に応じて、集団保育の可否の判断のために面談や体験保育を行うことや障害児保育審査委員会で集団保育の可否について審査を行う場合があります。

第4章 入所後の実施体制

(1) 保育について

① 1日の流れ

登園

受入れを担当する職員は、前日から登園時までの健康状態について、保護者に確認を行います。医療的ケアに必要な物品や器具がある場合は「医療的ケア児必要物品一覧（様式第8号）」を用いて、必要なものや必要数を確認し、保護者から預かります。また、保護者との確認の中で通常と異なる事があった場合には、児童に関わる職員に対して共有をします。

児童の体調に異変がある場合や、検温の結果、発熱している場合等は、安全面を第一に考え、保育をお断りする場合があります。

日中の保育

児童の健康状態を考慮しながら、1日の保育の流れに沿って、看護師等を追加配置のもと保育を行います。登園後、体調が急変した場合は、緊急時対応に従い、対応を行うほか、保護者に対してお迎えの要請を行う場合があります。

医療的ケアの実施

保育所等で実施する医療的ケアは、主治医の「(医療的ケア児用)主治医意見書（様式第3号）」、「医療的ケア指示書（様式第7号）」その他主治医や医療機関等からの提出書類に基づき、あらかじめ保護者と確認した内容及び方法（「医療的ケア実施手順書（様式第10号）」に記載した内容）で行います。

また、行った医療的ケアや児童の健康状況については、「医療的ケア実施記録（日誌）（様式第12号）」を作成し、記録します。

降園

お迎え時には、連絡帳等を用いるなどして、児童の日中の様子や医療的ケアの実施状況等を報告するとともに、登園時に預かった物品について「医療的ケア児必要物品一覧（様式第8号）」を用いて保護者に返却をします。

医療的ケアの実施者と降園時の担当職員が異なる場合は、職員間で医療的ケアの実施状況等の情報共有を行います。

② 園外活動や行事について

児童に必要な配慮内容や健康状態を考慮し、無理のない範囲で行事や園外活動への参加が可能です。行事や園外活動の前には、あらかじめ保護者への説明を行うほか、必要に応じて主治医等の医療機関にも確認を行う場合があります。

また、安全な保育のため、行事や園外活動の参加に保護者の同伴が必要な場合がありますので、あらかじめご承知おきください。

当日の体調や天候等により、安全な保育や適切なケアの確保ができないと保育所等が判断をした場合は、参加を見合わせる場合があります。

③ 保育計画の作成

担当看護師とクラス担任が、医療的ケア児の発達・発育状況を踏まえて、「医療的ケア児支援計画（様式第11号）」を作成します。その他、下記書類やマニュアルを作成し、安全かつ適正な医療的ケアを実施できるよう施設長を含む、医療的ケア児に係る職員が理解しておくように努めます。

また、内容の見直しや変更を行うことや、必要に応じて書類の作成に専門的見地が必要な場合は、保護者を通じて主治医や緊急搬送先へ内容の確認を行う場合があります。

【担当看護師とクラス担任が作成する書類】

- 医療的ケア実施手順書（様式第10号）
- 医療的ケア児支援計画（様式第11号）
- 医療的ケア実施記録（日誌）（様式第12号）
- 緊急時対応フロー（様式第13号）
- 緊急連絡体制・連携体制一覧（様式第14号）（任意）
- 災害時対応マニュアル（様式第15号）
- 医療的ケアに係るヒヤリハット報告書（様式第16号）（任意）

④ 職員研修

医療的ケアが安全にかつ適切に実施されるために、医療的ケア児の状況や必要とする医療的ケアの内容、保育に関する留意点等について、保育所内で研修を行い、保育所等で勤務する看護師・保育士等の医療的ケアに関する知識の向上を図ります。その他、他機関が実施する研修への参加や医療的ケアを実施している他保育所等への視察を実施し、看護師・保育士等の知識と技能向上に努めます。

⑤ リスクマネジメント

重大な事故を未然に防ぐため、必要に応じて「医療的ケアに係るヒヤリハット報告書（様式第16号）」に事例を記録します。事例の蓄積および分析を行うとともに、園内の職員同士で情報共有を行い、改善策や予防策を検討し、再発防止に努めます。

必要に応じて、障害児保育審査委員会で報告を行い、助言を求めることや改善策の共有など、朝霞市内の保育所等や関係機関への共有を行います。

(2) 環境整備等

① 感染症対策

保育所内での感染症対策については、「保育所における感染症ガイドライン（2018年改訂版（2023年5月一部改訂）」に準じた対応を行います。

園内で感染症が流行している場合は、保護者と情報共有し、感染する可能性があることの確認や必要に応じて、登園のお控えをお願いする場合があります。

② 衛生管理

医療的ケアを実施する場所は、衛生面、安全面、医療的ケア児のプライバシー等に配慮し、適切な環境で、医療的ケアを実施します。

医療的ケア児が使用する医療的ケアの物品・備品については、「医療的ケア児必要物品一覧（様式第8号）」に基づき管理を行い、保護者と保育所等において確認の上、衛生的に保管・管理を行います。

医療的ケアを実施した物品については、衛生管理上、登園のたびに自宅から持参いただき、降園の際にお持ち帰りいただくことを原則とします。

(3) 緊急時対応

保育所等は、急な体調の変化、怪我やチューブ等の自己抜去など、想定されるリスクに対する「緊急時対応フロー（様式第13号）」等のマニュアルを作成します。対応フローのほか、必要に応じて保護者や主治医等の医療機関、緊急搬送先の連絡先等を記載した「緊急連絡体制・連携体制一覧（様式第14号）」を作成し（任意）、緊急時の連携について事前にマニュアルを作成します。内容については保育所等内の職員間で情報の共有を行います。

緊急時の対応は、事前に保育所等で作成した「緊急時対応フロー（様式第13号）」及び「緊急連絡体制・連携体制一覧（様式第14号）」（任意）に基づき対応を行います。保育所等は、緊急時の対応について、事前に保護者に説明を行います。

体調の急変等の緊急時については、発見者から連絡を受けた施設長の指示のもと救急要請で搬送する場合があります（施設長が不在時は代理のものが対応をします）。

保育中の体調の変化や、怪我等で医療的ケアの対応が難しくなった等の理由により、保育の継続が困難と保育所等が判断する場合は、保育利用時間の途中であっても、すみやかに迎えに来ていただく必要があります。病院への搬送時には、保護者が病院へ直行していただく必要があります。

(4) 災害時対応

保育所等は、地震、火事、大雨・洪水、停電時など、災害時における医療的ケア児への安全確保等について「災害時対応マニュアル（様式第15号）」を作成します。

災害発生時には、マニュアルの内容に沿って対応を行い、保育所内の職員間で情報共有を行い、保護者に対して説明を行います。また、保育所等で実施する定期的な避難訓練では、避難経路、医療器具等の備蓄、避難先の確保等の確認を行います。

災害時には、早めのお迎えを要請しますが、公共交通の機能停止等の様々な理由により、医療的ケア児が長期間保育園に滞在することも考えられます。このような場合を想定して、保育所等には、非常食、医薬品、医療材料の備蓄、医療機器の予備バッテリーなど普段使用する量よりも多く、物品を確保しておく必要がありますので、必要物品の確保と確認、定期的なメンテナンスを保護者に行っていただきます。

なお、災害時には、園にとどまることが危険と施設長が判断した場合には、指定された避難先に避難をします。

(5) 文書管理

医療的ケア児の医療的ケアの実施に関する書類やその他マニュアル等については、保育所等及び保育課において必要期間保管を行います。

第5章 保護者の確認事項

(1) 医療的ケアについて

① 医療機関との連携について

保育所等での医療的ケアの実施や緊急対応及び災害対応に関する指導や助言が必要な場合、保育所等の施設長や担当看護師が保護者の受診に同行し、主治医との相談を行う場合があります。また、専門的見地が必要な場合は、保護者を通じて主治医や緊急搬送先への内容の確認や追加書類の提出を求める場合があります。

② 医療的ケアに必要な機器等について

保護者において、医療的ケアの実施に必要な医療機器、医療用具、医薬品及び消耗品等を不足なく準備、点検及び整備し、保育所等の施設長に預けてください。使用後の物品については家庭に持ち帰る必要があります。

(2) 慣らし保育期間

児童が新しい環境に慣れるとともに医療的ケアを安全に実施するために、初日から一定の期間、保護者の付き添いのもと登園し、保育に参加する慣らし保育を実施します。期間や保育時間については、保育園等と保護者の間で相談の上決定します。

児童の様子や状態によっては、この間の保育時間の短縮や期間が延長・短縮される場合があります。

(3) 体調管理及び保育の利用中止等

やむをえない事情により医療行為を行う看護師が勤務できない場合には、あらかじめ保護者に保育中の医療的ケアが実施できない旨を説明させていただき、保育の利用ができないことがあります。

登園前に健康観察を行ってください。顔色、動作、食欲、体温等がいつもと違い、体調が悪い場合には、保育園の利用はお控えください。

発熱、下痢、嘔吐、けいれん等の体調不良の場合、熱がなくても感染の疑いがある場合は、保護者に連絡するため、必ず連絡が取れるようにしてください。また、体調不良により、保育所等が保育の継続が困難と判断した場合には、利用時間の途中であっても保育の利用を中止し、保護者による児童の引き取りをお願いします。

集団保育の場では、感染症にかかるリスクが高くなることも予想されるため、保育所等内で感染症が一定数以上発症した場合には、保育所等からの情報により、保護者が保育を利用するかどうか判断してください。また、保育所等の判断で保育の利用を控えていただく場合があります。

安全な保育のため、行事や園外活動の参加に保護者の同伴が必要な場合がありますのであらかじめご承知おきください。また、当日の体調や天候等により、安全な保育や適切なケアの確保ができないと保育所等が判断した場合は、参加をご遠慮いただく場合があります。

保育所等が必要と認めるときには、主治医等を受診してください。なお、その費用は、保護者の負担となります。

保育所等の人員、施設または設備の状況により、当該保育園での児童の受入れができなくなる場合があります。

(4) 緊急時及び災害時の対応等

主治医やかかりつけ医が遠方の場合は、地域の医療機関や緊急搬送先に、あらかじめ受診をしてください。

医療的ケア児の症状に急変が生じ、緊急事態と保育所等が判断した場合、その他必要な場合には、保育所等は事前に確認をしている医療機関に連絡を行い、必要な措置を講じます。同時に医療的ケア児の保護者等に連絡を行います。

また、保護者へ連絡する前に、医療的ケア児を医療機関等に搬送し、受診または治療が行われることがあります。それに伴い生じた費用は保護者等の負担となります。

挿入物の自己抜去等の緊急時は、「緊急時対応フロー（様式第13号）」、「緊急連絡体制・連携体制一覧（様式第14号）」に基づき、保護者の同意のもと、それに沿って対応をします。原則、チューブ等の交換は、保護者責任のもと、自宅や医療機関の受診時に行ってください。

災害時対策として、万が一災害時に保護者等が迎えに来られないことがある可能性を想定し、必要に応じて、薬や食事（栄養剤）を保育所等へ保育所等と取り決めた日数分を持参してください。医療的ケアの使用物品についても同様に必要分の持参をしてください。

てんかん等の既往及び疑いがある児童の場合は、けいれん止めの薬剤を用意してください。有効期限等の管理および保管方法は、保護者等の責任の下で行います。

(5) 退所等

医療的ケア児の病態の変化等により、市が実施可能な医療的ケアの内容以外の医療的ケアが必要になった場合は、原則として退所となります。

引越し等の理由により、朝霞市から転出して市外へ住所を移した場合には、児童のクラス年齢や保護者の勤務地に関わらず、施設が利用できるのは、住民登録を異動した月の末日までとなります。

(6) 情報の共有等

医療的ケア児に対して安心安全な保育を提供するために、保護者から提出された申請内容やその他提出書類について、保育所等の施設長、保育士、看護師の職員で共有します。また、必要に応じて保護者の同意の上、専門機関等に意見を求めることがあります。

緊急時の対応のために市に提出された主治医からの「(医療的ケア児用) 主治医意見書(様式第3号)」、「医療的ケア指示書(様式第7号)」の内容を緊急時に受入れ可能な病院へ情報提供を行います。

医療的ケアが必要な児童の状況について、集団保育を実施するうえで必要なことは、他の児童の保護者との間で共有する場合があります。

(7) その他

保育所等との間で取り決めた事項を遵守してください。

医療的ケア児の入所相談記録票

ふりがな 児童名	児童生年月日	入園時におけるクラス年齢
	年 月 日	歳児クラス
相談者氏名（保護者）	連絡先	住所
（父・母・その他）		
診断名	障害者手帳の有無	児童発達支援の利用の有無
	有 ・ 無 ・ 申請中 身体（ ）、療育（ ）、精神（ ）	有 ・ 無 ・ 申請中 通所先：
日常的に特別なケアが必要かどうかの確認項目		医療的ケアの内容
<input type="checkbox"/> なし	↓必要な場合○	
<input type="checkbox"/> 喀痰吸引（口空内・鼻腔内）	家庭・保育園	
<input type="checkbox"/> 経管栄養（経鼻・胃ろう・腸ろう）	家庭・保育園	
<input type="checkbox"/> 導尿（座位・臥位）	家庭・保育園	
<input type="checkbox"/> インスリン注射・血糖管理	家庭・保育園	
<input type="checkbox"/> ストーマ	家庭・保育園	
<input type="checkbox"/> 酸素療法（カニューレ・マスク）	家庭・保育園	
<input type="checkbox"/> その他（人工呼吸、気管切開の管理、シャント等）		
主治医の見解について（集団保育についてどのようなことを言っているのか）・		
（医療機関の情報：病院名：		主治医：）
保育園等での配慮について		

内容	児童の状況等（保護者からの聞き取り内容）		
発作の有無	ア. あり（内服薬） イ. なし		
	発作時の様子：		
	発作時の対応：		
現在服薬中の薬等	ア. あり（内服薬） イ. なし		
嚥下	・食形態 ア. 普通食 イ. 離乳食 ウ. その他（ ）		
	・経口摂取 ア. 可能（下記を記入） イ. 一部可（下記を記入） ウ. 不可		
食事	ア. 自分で食べられるが介助が必要	イ. 箸が使える	ウ. 握り箸である
	エ. スプーンを使用	オ. 手づかみが多い	カ. 食べさせてもらう
食欲	ア. 多い	イ. 普通	ウ. 少ない
偏食	ア. ない	イ. 少しある	ウ. 多い 偏食の状況：
排尿・排せつ障がい	ア. なし		
	イ. あり（内容： ）		
日中のおもらし	ア. ほとんどない	イ. 時々してしまう	ウ. おむつを使用している
おねしょ	ア. ない	イ. 時々ある	ウ. 毎日ある
靴を独りで	ア. 履ける	イ. 履けない	ウ. 脱げる エ. 脱げない
服を独りで	ア. 着られる	イ. 手伝えば着られる	ウ. 着られない
	エ. 脱げる	オ. 手伝えば脱げる	カ. 脱げない
睡眠時間	時から		時まで
寝つき	ア. 良い	イ. 良くない	
就寝	ア. 一人寝	イ. 添い寝	
昼寝	ア. している	イ. していない	
一人遊び	ア. 多い	イ. 普通	
友達（兄弟姉妹）と	ア. 遊べる	イ. 遊べない	
母（父）親と遊ぶこと	ア. 無い	イ. 普通	ウ. 多い
言葉	ア. 無し	イ. 単語のみ	ウ. 2～3語 エ. 長文
言葉の理解	ア. ほとんどできない	イ. ある程度できる	ウ. できる
意思の伝達	ア. ほとんどできない	イ. 身振りのできる	ウ. 言葉のできる
保護者への連絡事項			
<p>□申請には市指定様式の主治医意見書（様式第3号）が必要です。取得には時間がかかる場合があるので、早めに御準備ください。</p> <p>□主治医から集団保育困難と指摘がある、感染症を避けるうえで集団保育が困難な場合やそのほかの理由（例：朝霞市医療的ケア児の保育園等受け入れガイドライン第1章基本的事項の（2）基本的な医療的ケアの内容に当てはまらない医療的ケアが必要な場合など）で集団保育が困難である場合には、居宅訪問型保育事業の利用申請について御検討ください。</p> <p>□本書類は、別紙「朝霞市医療的ケア児の保育園等受け入れガイドライン準拠施設」一覧にあるすべての施設に共有し、情報提供を行います。見学の際は必ず見学希望施設に、事前に連絡をし、できる限りお子さんと一緒に施設の見学を行ってください。</p>			
記入日（相談日）：	年	月	日（ ）
		記入者職員氏名：	

医療的ケア実施申請書

1 医療的ケアの実施を申し込む児童の基礎情報

ふりがな		性別	生年月日
申請児童氏名			年 月 日 (歳 か月)
入所希望月	年 月	クラス年齢	歳児クラス
現住所			
希望する 預かり時間	平日 時 分 から 時 分 まで	※原則、平日の月～金曜日において、医療的ケア児の状況や看護師等の職員配置状況や保育所等の受け入れ体制を踏まえて決定しますので、必ずしも希望預かり時間で預かれるとは限りません。	

2 保育所等で実施を希望する医療的ケアの内容及び方法

該当する項目にチェックをし、回数等を記入してください。医療的ケアの他、児童に保育所等で特別な配慮が必要な場合は備考欄に詳細を御記入ください。

保育所等に依頼する 医療的ケアの内容	<input type="checkbox"/> 喀痰吸引 (口 ・ 鼻)	回数	回/日
	<input type="checkbox"/> 経管栄養 (経鼻 ・ 胃ろう ・ 腸ろう)	回数	回/日
	<input type="checkbox"/> 導尿	回数	回/日
	<input type="checkbox"/> インスリン注射 ・ <input type="checkbox"/> 血糖管理	回数	回/日
	<input type="checkbox"/> ストーマの管理	回数	回/日
	<input type="checkbox"/> 酸素療法 (カニューレ)		
	酸素流量	ℓ/分	
	SP02	%以下の場合 ()	
<input type="checkbox"/> その他 (下記に記入)	()		
備考			

3 添付書類

申請には、下記書類の提出が必要になります。

- ・ 申請書類一式
- ・ 主治医意見書 (様式第3号)
- ・ 心身状況表 (様式第4号)
- ・ 医療的ケア児の申請に係る重要事項説明書 (様式第5号)

上記の医療的ケアについて、保育所等での実施を申し込みます。

年 月 日

保護者氏名 _____

(医療的ケア児用) 主治医意見書

※当該施設の担当看護師職員等が以下の医療的ケアを実施することに同意します。

児童氏名		男 女	生年月日	年 月 日生	(歳 か月)
診断名					
既往歴					
必要な医療的ケア	<input type="checkbox"/> 喀痰吸引 (口 ・ 鼻) <input type="checkbox"/> 経管栄養 (経鼻 ・ 胃ろう ・ 腸ろう) <input type="checkbox"/> 導尿 <input type="checkbox"/> インスリン注射・血糖管理 <input type="checkbox"/> ストーマの管理 <input type="checkbox"/> 酸素療法 (カニューレ) <input type="checkbox"/> その他 ()				
必要な医療的ケアの内容と頻度					
主な治療と今後の見通し	(疾患に伴う手術の必要性や医療的ケアが終了する見込みなど)				
保育施設における 集団生活の可否	<p>乳幼児大人数(平均100人程度)が長時間にわたり集団で生活する保育施設では、午睡や食事、集団での遊びなど濃厚な接触の機会が多くあります。医療的ケア児専用の清潔な部屋での対応ではなく、集団の中での保育が原則となるため、一般的には感染症を防ぐのは難しい環境です。基本的には、同年齢の他児と同じ保育室で保育を行います。一人だけ異年齢クラスに入ることにはできません。必要に応じて加配の職員(担当看護師等)を配置します。感染症等の理由により集団に一切関われない児童に関して、朝霞市では居宅訪問型保育という、保育施設ではなく保護者の自宅に看護師を派遣して自宅で保育する事業も実施しております。</p> <input type="checkbox"/> 保育施設での集団保育は可能 <input type="checkbox"/> 保育施設での集団保育は不可だが居宅訪問型保育は可能(※) <input type="checkbox"/> 保育施設での集団保育、居宅訪問型保育ともに不可 (※)上記で「保育施設での集団保育は不可だが居宅訪問型保育は可能」に☑している場合は、その理由をご記載ください。 ()				
服薬状況 (処方箋添付可)	<input type="checkbox"/> 有 (内容:) <input type="checkbox"/> 無				
呼吸状態	呼吸障害 <input type="checkbox"/> 有 (内容:) <input type="checkbox"/> 無				
摂食・嚥下の状況	経口摂取 <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 一部可 <input type="checkbox"/> 不可 誤嚥の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 食形態 <input type="checkbox"/> 普通食 <input type="checkbox"/> きざみ食 <input type="checkbox"/> ペースト食 その他 (内容:)				
排せつ状態	排せつ障害 <input type="checkbox"/> 有 (内容:) <input type="checkbox"/> 無				
発作時の対応	けいれん発作 発作時の児童の様子、頻度・時間 対応方法、緊急時の搬送の目安など				

～ 裏面もご記入ください ～

緊急時の状況及び対応	想定される状態	
	保育園で行う対応	
	緊急搬送の目安	
	緊急搬送先・連絡先	
災害時の対応	停電時	<input type="checkbox"/> 電源の確保が(必要 ・ 不要) <input type="checkbox"/> その他(留意事項等)
	避難中の留意事項	<input type="checkbox"/> 医療機関への速やかな搬送が必要 <input type="checkbox"/> 他児とともに避難が可能 ※下記に、留意事項を記入 ()
		備蓄しておく特別な器具等
	病態、園児の体力等から鑑みた保育時間制限	<input type="checkbox"/> 必要(時間程度の保育時間が望ましい) <input type="checkbox"/> 不要※活動の制限がある場合は選択できません。
保育施設での生活上の配慮及び活動制限	必要に応じて、児童に追加の職員を配置します。職員が留意する事項やそのほか追加以外の配慮等がある場合は記入をお願いします。 <input type="checkbox"/> 園生活で特別な配慮は必要ない <input type="checkbox"/> 園生活で特別な配慮は部分的に必要 <input type="checkbox"/> 園生活で特別な配慮は常時必要 配慮の具体的な内容 () 活動の制限 <input type="checkbox"/> 園生活で制限あり(※下記項目の中から園生活で支障があると思われる活動にチェックしてください。) <input type="checkbox"/> 園生活で制限なし	

下記の内容は通常保育活動内容等です。対象児童の年齢相当の活動及び年齢以下の活動のうち制限対象の活動に☑を記入してください。

保育施設等での主な年齢別活動内容		軽い運動(ほとんど息が弾まない運動)	中程度の活動(息が少し弾む運動)	強い活動(息が弾む運動)
	0歳児	<input type="checkbox"/> 滑り台を大人にさせてもらう <input type="checkbox"/> 手指を使った遊び	<input type="checkbox"/> はいはいで移動する <input type="checkbox"/> コンビカーを押して歩く <input type="checkbox"/> はっぴいき、マットの山をよじ登り降りる	<input type="checkbox"/> 高い高い <input type="checkbox"/> 水遊び <input type="checkbox"/> 布にのせてゆさぶられる
	1歳児	<input type="checkbox"/> 砂遊び <input type="checkbox"/> 室内遊び <input type="checkbox"/> 室内用すべり台をすべる	<input type="checkbox"/> 散歩 <input type="checkbox"/> 2階程度の階段の昇り降り <input type="checkbox"/> すべり台をすべる <input type="checkbox"/> コンビカーに乗る <input type="checkbox"/> リズムに合わせて身体を動かす	<input type="checkbox"/> 長い階段(3階以上)の昇り降り <input type="checkbox"/> 水遊び、泥んこ遊び <input type="checkbox"/> 少し高いところから飛び降りる <input type="checkbox"/> コンビカーで走る <input type="checkbox"/> 走る
	2歳児	<input type="checkbox"/> 砂遊び <input type="checkbox"/> 室内遊び <input type="checkbox"/> すべり台を自分ですべる	<input type="checkbox"/> 散歩(往復30分程度) <input type="checkbox"/> 長い階段(3階以上)の昇り降り <input type="checkbox"/> 三輪車に乗る <input type="checkbox"/> 両足とび	<input type="checkbox"/> 追いかっこ <input type="checkbox"/> 水遊び、泥んこ遊び <input type="checkbox"/> 高いところから飛び降りる <input type="checkbox"/> リズム遊び
	3歳児	<input type="checkbox"/> 砂遊び <input type="checkbox"/> 室内遊び <input type="checkbox"/> すべり台を自分ですべる	<input type="checkbox"/> 散歩(往復40分程度) <input type="checkbox"/> 鉄棒で足ぬきまわり <input type="checkbox"/> ジャングルジムを登る <input type="checkbox"/> 三輪車をこぐ	<input type="checkbox"/> 鬼ごっこ、追いかっこ <input type="checkbox"/> 水遊び、泥んこ遊び <input type="checkbox"/> 高いところから飛び降りる <input type="checkbox"/> トランポリンを飛ぶ
	4歳児	<input type="checkbox"/> 砂遊び <input type="checkbox"/> 室内遊び <input type="checkbox"/> 三輪車をこぐ <input type="checkbox"/> すべり台を自分ですべる	<input type="checkbox"/> 散歩(往復50分程度) <input type="checkbox"/> 鉄棒の前まわり <input type="checkbox"/> ジャングルジムを登る <input type="checkbox"/> スケートに乗る <input type="checkbox"/> 水遊び、泥んこ遊び	<input type="checkbox"/> 走る、鬼ごっこ、かけっこなど <input type="checkbox"/> フープ遊び <input type="checkbox"/> リズム遊び <input type="checkbox"/> ドッジボール(ころがし)、サッカー
	5歳児	<input type="checkbox"/> 砂遊び <input type="checkbox"/> 室内遊び <input type="checkbox"/> 三輪車をこぐ <input type="checkbox"/> すべり台を自分ですべる	<input type="checkbox"/> 散歩(往復1時間程度) <input type="checkbox"/> 鉄棒の前まわり、さかあがり <input type="checkbox"/> ジャングルジムを登る <input type="checkbox"/> スケートに乗る <input type="checkbox"/> 水遊び、泥んこ遊び <input type="checkbox"/> 太鼓や竹馬	<input type="checkbox"/> 走る <input type="checkbox"/> フープ遊び <input type="checkbox"/> リズム遊び <input type="checkbox"/> とび箱、マット遊び <input type="checkbox"/> ドッジボール、サッカー
<input type="checkbox"/> 行事 <input type="checkbox"/> 運動会 <input type="checkbox"/> 遠足(徒歩) <input type="checkbox"/> 公共交通機関の利用				

上記のことを証明します。

年 月 日

医療機関名

所在地

電話

医師

印

(医療的ケア児用) 心身状況票

記入日 年 月 日 保護者氏名 (続柄)

児童名		生年月日			年 月 日			年齢	歳	か月	
胎 生 期	母の健康				子の健康						
出 生 期	父	母	子	分娩状況	週 (又は か月)			体重	g		
	歳	歳	第 子		ア. 正常分娩	イ. その他 ()					
生 乳	栄 養	栄 養		ア. 母乳	イ. 人口	ウ. 混合					
		飲み方		ア. 良	イ. 普通	ウ. 不良					
		離乳食		か月頃から始まり			か月頃終了				
発 達	身体的	① 首のすわり			か月頃	③ おすわり		か月頃			
		② ハイハイ			か月頃	④ 1人歩き		か月頃			
児 相	精神的発達 (該当する項目の口に印をしてください)										
	<input type="checkbox"/> あやすと声を出して笑う <input type="checkbox"/> 音や声のする方を振り向く <input type="checkbox"/> おもちゃ等を動かすと目で追う <input type="checkbox"/> なん語 (パーブ、バーパーブ) 等が出ている <input type="checkbox"/> 不快感を泣いて訴える <input type="checkbox"/> 手を出すと「だっこ」されようとする <input type="checkbox"/> 簡単な「まね」をする	<input type="checkbox"/> 「イヤイヤ」「ニギニギ」「バイバイ」等をする <input type="checkbox"/> 相手をすると喜ぶ <input type="checkbox"/> 「人見知り」をする <input type="checkbox"/> 極めておとなしい、手がかからない <input type="checkbox"/> 「だっこ」しても、うまく抱かれない <input type="checkbox"/> 音に非常に敏感である <input type="checkbox"/> 視線が合わない									
健 歴	・ 児童の発達・障害・疾病等についての病院受診歴について										
	談	①最初に受診した病院									
	歴	病院名 ()			受診科名 ()			診断内容 (医師の見解)			
	歴	②今までにかかった (または現在かかりつけの) 病院									
歴	病院名 ()			受診科名 ()			診断内容 (医師の見解)				
歴	病院名 ()			受診科名 ()			診断内容 (医師の見解)				
康	・ 児童発達支援への通所等、集団生活の経験がある場合は、記入してください。										
	関係機関名 ()			回/週	期間 (年 月から利用)						
	関係機関名 ()			回/週	期間 (年 月から利用)						
	関係機関名 ()			回/週	期間 (年 月から利用)						
発 作	発作の有無		ア. あり (内服薬)			イ. なし					
			発作時の様子 :								
現 在	現在服薬中の薬等		ア. あり (内服薬)			イ. なし					
			※お薬手帳の写しを添付してください。								

医療的ケア児の申請に係る重要事項同意書

本票は、医療的ケア児の保育園等の申請及び入所後の生活における重要な事項及び保護者への了承事項について説明しています。

必ず、以下の全ての事項を確認し、□に「✓」の上、下部に御署名くださいますようお願いいたします。

1. 保育利用について

- 看護師等の加配職員の採用等、保育所等の受入れ体制が整うまで入所を待つ必要があること。
- 保育の利用日・利用時間は、原則、平日において、保護者が保育を必要とする時間を基本とし、医療的ケア児の状況や保育所等の受入れ状況等を踏まえ、保育所等と保護者の同意の上、決定すること。保育園等が認めた日（保育園等の行事の日等）を除き、土曜日の利用及び延長保育は実施しないこと。
- 保護者の仕事等が休みの場合など、保育の必要な事由がない時には、他の理由がない限り、原則として自宅で保育をすること。

2. 医療的ケアについて

- 保育所等が医療的ケアを実施するうえで、主治医の指導・助言が必要な場合に、保育所等の園長や担当看護師等が保護者の受診に同行し、主治医との相談を行うことがあること。
- 保育所等では、関係法令および主治医の指示書等に基づいて、医療的ケアおよび緊急時の対応を行うこと。
- 保育において必要な医療的ケアおよび保育中の配慮事項を記載した「(医療的ケア児用)主治医意見書(様式第3号)」を入園申請時に提出すること。内定通知到着後に、「医療的ケア指示書(様式第7号)」、保護者記入欄を記入して「医療的ケア必要物品一覧(様式第8号)」を提出すること。医療的ケアの内容に変更があった場合には、その内容を速やかに園長へ報告するとともに、「(医療的ケア児用)主治医意見書(様式第3号)」、「医療的ケア指示書(様式第7号)」、「医療的ケア実施承諾書(様式第9号)」を提出すること。
- 次年度以降も保育所等における医療的ケアの実施が必要な場合は、「(医療的ケア児用)主治医意見書(様式第3号)」、「医療的ケア指示書(様式第7号)」、「医療的ケア実施承諾書(様式第9号)」を提出すること。保育所等の園長が医療的ケア実施の継続可否を判断し、引き続き同一の医療的ケアが必要と認めた場合は、継続して保育所等における医療的ケアを実施する。
- 保育所等が医療的ケアを実施するに当たり必要な文書等の発行に伴い発生する費用等、医療的ケアの実施手続きに要する経費については、保護者負担となること。
- 保護者において、医療的ケアの実施に必要な医療機器、医療用具、医薬品及び消耗品等を不足なく準備、点検及び整備し、保育所等の施設長に預託すること。使用後の物品については家庭に持ち帰り廃棄すること。

3. 慣らし期間

- 児童が新しい環境に慣れるとともに医療的ケアを安全に実施するために、初日から一定の期間、保護者の付き添いのもと登園し、保育に参加する慣らし保育を実施すること。期間や保育時間については、保育園等と保護者の間で相談のうえ、決定すること。また、児童の様子や状態によっては、この間の保育時間の短縮や期間が延長・短縮される場合があること。

4. 体調管理及び保育の利用中止等

- やむをえない事情により医療行為を行う看護師等が勤務できない場合には、あらかじめ保護者等に保育中の医療的ケアが実施できない旨を説明し、保護者に付き添いをお願いすることや自宅での保育をお願いする場合があること。また、保育中の医療的ケア実施の体制が取れない場合は、保育の利用ができない場合があること。
- 登園前に健康観察を行うこと。顔色、動作、食欲、体温等がいつもと違い、体調が悪い場合には、保育所等の利用はしないこと。
- 発熱、下痢、嘔吐、痙攣重積等の体調不良の場合、熱がなくても感染の疑いがある場合は、保護者に連絡するため、必ず連絡が取れるようにしておくこと。体調不良により、保育の継続が困難と判断した場合は、利用時間の途中であっても保育の利用を中止し、保護者による児童の引き取りを行うこと。

(裏面に続きます。)

- 集団保育の場では、感染症にかかるリスクが高くなることも予想されるため、保育所等内で感染症が一定数以上発症した場合には、保育所等からの情報により、保護者が保育を利用するかどうか判断をすること。また、保育所等の判断で保育の利用を控えてもらう場合があること。
- 安全な保育のため、行事や園外活動の参加に保護者の同伴が必要な場合があること。また、当日の体調や天候等により、安全な保育や適切なケアの確保ができないと保育所等が判断した場合は、参加を控えてもらう場合があること。
- 保育所等が必要と認めるときには、主治医等を受診すること。なお、その費用は保護者負担となること。
- 保育所等の人員、施設又は設備の状況により、在籍している保育所等での児童の受入れができなくなる場合があること。

5. 緊急時及び災害時の対応等

- 主治医やかかりつけ医が遠方の場合、地域の医療機関や緊急搬送先にあらかじめ受診をしておくこと。それに伴い発生した診療報酬等は保護者の負担になること。
- 医療的ケア児の症状に急変が生じ、緊急事態と保育所等が判断した場合、そのほか必要な場合には、保育所等は事前に確認をしている医療機関に連絡を行い、必要な措置を講じること。同時に医療的ケア児の保護者等に連絡を行うこと。また、保護者へ連絡する前に、医療的ケア児を医療機関等に搬送し、受診や治療が行われることがあること。それに伴い生じた費用は保護者負担となること。
- 挿入物の自己抜去等の緊急時は、「緊急時対応フロー（様式第13号）」、「緊急連絡体制・連携体制表（様式第14号）（任意書類）」に基づき、保護者の同意のもと、それに沿って対応をすること。原則、チューブ等の医療機器の交換は、保護者責任のもと、自宅や医療機関の受診時に行うこと。
- 災害時対策をして、万が一災害時に保護者等が迎えに来られないことがある可能性を想定し、必要に応じて、薬や食事（栄養剤）を保育所等へ保育所等と取り決めた日数分を持参すること。
- てんかん等の既往及び疑いがある児童の場合、けいれん止めの薬剤を用意すること。有効期限等の管理、および保管方法は保護者の責任のもとで行うこと。

6. 退園等

- 医療的ケア児の病態の変化等により、市が実施可能な医療的ケアの内容以外の医療的ケアが必要になった場合は、原則として退所となること。
- 引越し等の理由により、朝霞市から転出して市外へ住所を移した場合には、児童のクラス年齢や、保護者の勤務地に関わらず、施設が利用できるのは、住民登録を異動した月の末日までとなること。

7. 情報の共有等

- 医療的ケア児に対して安心安全な保育を提供するために、保護者から提出された申請内容やそのほか提出書類について、保育所等の施設長、保育士、看護師等の職員で共有すること。また、必要に応じて、保護者の同意のもと、専門機関等に意見を求め、共有する場合があること。
- 緊急時の対応のために市に提出された主治医からの「(医療的ケア児用)主治医意見書(様式第3号)」、「医療的ケア指示書(様式第7号)」の内容を緊急時に受入れ可能な病院へ情報提供を行うこと。
- 医療的ケアが必要な児童について、集団保育を実施するうえで必要なことは、他の児童の保護者との間で共有する場合があること。

8. その他

- 上記のほか、必要に応じて保育所等との間で取り決めた事項を遵守すること。

朝霞市長 様

上記、重要事項について、すべて同意の上、申し込みます。

年 月 日

保護者署名 _____

児童氏名 _____

児童の面談・保育実施状況記録票

児童氏名		児童年齢										実施日		医療的ケア その特別な配慮		備考・自由記入		
		入所(予定)クラス年齢										年 月 日 (曜日)						
保育実施施設名		観察施設名										観察者氏名						
目安		2か月	4か月	6か月	8か月	10か月	1歳	1歳6か月	2歳	2歳6か月	3歳	3歳6か月	4歳児	5歳児				
発達過程	身体	座位保持	顔の向きを変える	首がすわる	寝返りができる	支えられて座る 支えなしで座る	座位～立ち上がりが自由ができる											
		下肢	手足を動かす	手足を交差する	グライダーポーズができる	ずり這い 這い這い	高這い つかまり立ち 伝い歩き	一人で立つ 歩き始める	両腕を下ろして歩行する	両足ジャンプができる	転ばずに走る	平衡感覚・空間感覚・調整力						
		上肢		両手を合わせる 遊具を握る	手を出してものに触れる	手から手に持ちかえる 両手を自由につかう	物をつまむ	積み木を積む 並べる 型はめ	ちぎる、洗濯ばさみではさむ シール貼りなど指先が使える	両手を巧みに操作して遊ぶ								
	生活	食事	ミルクを飲む	ドロドロ(離乳食初期)	舌でつぶす(離乳食中期)	歯茎でつぶす(離乳食後期)	手づかみで食べる(離乳食完了期)	自分でコップを持つ スプーンを使い食べようとする	スプーンを使い一人で食べる			<input type="checkbox"/> 過度な偏食 <input type="checkbox"/> 食べない						
		排泄	不快を感じ泣く				おむつが濡れたことを動作や表情で知らせる		排泄前に尿意を知らせる 促されトイレで排泄つする		自分からトイレに行き、屋間のおもらしがほぼなくなる		排泄つ後に拭いて始末する	おねしょがほぼなくなる	<input type="checkbox"/> 導尿 <input type="checkbox"/> ストーマ			
	社会性	言語	声を出す	喃語 名前を呼ばれて反応する		簡単な言葉を理解する	「マンマ、ワンワン」などの発語が見られる	片言が盛んになる ものの名前を覚える	二語文を話すようになる	意思や要求を言葉で表す 簡単な会話ができる 語彙が増える			経験したことを話す 生活に必要な会話ができる					
意思疎通		視線が合う 笑う	あやされて喜ぶ 遊んでもらうことを期待する	知っている人に微笑む	人見知り 玩具を取り上げると抵抗する	身振り等で意思伝達する	自己主張が強まる 他の子に関心を示す	要求を指さしや簡単な言葉で示す	簡単な指示がわかる	イメージを共有し並行して遊ぶ	他人の気持ちを少しづつ推し量る 友達への関心が強まる		友達とイメージを共有したりルールのある遊びを楽しむ					
身体能力	視力	全盲	強度の弱視	視野が狭く、踏くことが多い		顔を傾けたり、横目で見える		顔を近づけないと見えない		近視		普通	メガネ <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし					
	聴力	ろう		難聴		何度呼んでも反応が鈍い		聞こえが悪い		普通		補聴器 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし						
	えん下	できない できないため医療的ケアが必要		少量ならできがむせたり、口から出ることがある		流動食ならできる		きざみ食ならできる		問題なし		<input type="checkbox"/> 経管栄養 <input type="checkbox"/> 静脈栄養						
	けいれんてんかん	頻繁		薬を服用		過去1年間はなし		なし		頻度 (回/月)								
	全身の状態	骨が折れやすい 体力がない		転びやすい		病気をしやすい ()		持病がある ()		ふらふらしている		介助器具 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし						
	その他	自由記述:												<input type="checkbox"/> 人工呼吸器 <input type="checkbox"/> 酸素療法 <input type="checkbox"/> 気管切開の管理 <input type="checkbox"/> 鼻咽頭エアウェイの管理 <input type="checkbox"/> 喀痰吸引 <input type="checkbox"/> ネブライザーの管理 <input type="checkbox"/> インスリン注射・血糖管理 <input type="checkbox"/> その他()				

気になる行動や場面		頻度			状況を記入	具体例
気になる行動や場面	周囲が驚くようなほどの急な大声や奇声をあげる	<input type="checkbox"/> 頻繁	<input type="checkbox"/> 時々	<input type="checkbox"/> 無し		
	落ち着きがない、多動傾向がある	<input type="checkbox"/> 頻繁	<input type="checkbox"/> 時々	<input type="checkbox"/> 無し		□動き回る
	危険行動がある	<input type="checkbox"/> 頻繁	<input type="checkbox"/> 時々	<input type="checkbox"/> 無し		□車道に飛び出る □危険な場所に登る
	物を壊す	<input type="checkbox"/> 頻繁	<input type="checkbox"/> 時々	<input type="checkbox"/> 無し		
	不潔行為がある	<input type="checkbox"/> 頻繁	<input type="checkbox"/> 時々	<input type="checkbox"/> 無し		
	過食・異食行動がある	<input type="checkbox"/> 頻繁	<input type="checkbox"/> 時々	<input type="checkbox"/> 無し		□食べられない物を口に入れる □過食
	こだわりがあり行動がスムーズにいかない	<input type="checkbox"/> 頻繁	<input type="checkbox"/> 時々	<input type="checkbox"/> 無し		
	自傷行為がある (自傷行為をとるが、環境上の工夫により防がれている場合も含む。)	<input type="checkbox"/> 頻繁	<input type="checkbox"/> 時々	<input type="checkbox"/> 無し		
	他人を傷つける行為がある (他人を気づ付ける行為をとるが、環境上の工夫により防がれている場合も含む。)	<input type="checkbox"/> 頻繁	<input type="checkbox"/> 時々	<input type="checkbox"/> 無し		□叩く、押す、蹴る □かみつく
反復的行動がある	<input type="checkbox"/> 頻繁	<input type="checkbox"/> 時々	<input type="checkbox"/> 無し			

加配の必要性 ※看護師と保育士の両者の加配が必要な場合、複数選択してください。

ア. 加配なしで保育可能 イ. 気になるところはあるが集団保育可能(入所後、加配申請の可能性あり) ウ. 2:1の加配があれば集団保育可能 エ. 1:1の加配があれば集団保育可能

オ. 看護師の1:1加配があれば集団保育可能(医療的ケア児の場合) カ. 集団保育困難(感染症等の罹患による持病や疾患の悪化が想定される場合など)

総合所見(記入必須) ※入所(予定)クラス年齢が2歳児クラス以上の場合、『統合・集団保育への参加状況表』も記入してください。

※上記の所見がアまたはイの場合、原則入所月からの受け入れとなります。民間保育園の場合、加配職員が配置された月から補助金の対象となります。

統合・集団保育への参加状況記録票（2～5歳児クラス）

※入所（予定）のクラス年齢が2歳児以上の場合、必ず記入してください。

児童氏名	児童年齢		歳 月		実施日	年 月 日（ 曜日）	
	入所（予定）クラス年齢		歳児クラス				
保育実施施設名	観察施設名				観察者氏名		
下記内容に当てはまる場合、○をつけてください。							
目安	(加配不要または2:1加配を考慮)		(2:1加配または1:1加配を考慮)		(1:1加配を考慮)	備考	
	大きな問題はない	気になる場面がある	できる場面もある	介助が必要	ほとんど介助が必要 統合保育困難		
場面の共有	こども同士で共に行動することを喜び遊ぶ。	集団の雰囲気を楽しみ遊ぶが、一人遊びが目立つ。	集団や他児を気にして様子を伺う。	まわりを気にせず一人で行動する。	集団そのものに対して拒否的。または、集団にいられない。	[自由記入]	楽しい場面が共有できるか。こどもと一緒にいる雰囲気が楽しめるか。傍観であっても平行遊びの段階にいたっているか。
状況の理解	状況の変化に気付き、場面にあった行動をする。自己統制力がある。	周囲の様子に気付き、遅れながらも行動する。促されて待つこともできる。	自分の興味のある場面なら理解できる。大人に促されると状況の理解が可能である。	状況や場面に関係なく、自分の興味のあることを行う。	場面又は状況の変化に無関心であったり、その場にいることができない。	[自由記入]	場面・生活の変化に気付いているか。受け入れられる力があるか。（例 名前呼びなどの時待てるか。）
指示の理解	生活場面での指示を理解し行動する。	個別の声掛けが必要な場面もあるが、ある程度指示に従える。	大人が丁寧に繰り返し伝えることにより、受け入れられるようになる。	声かけがあれば何らかの反応を示すが、指示されていることは理解できない。	指示に対して無関心。強い指示に対して拒否的な反応を強く示す。	[自由記入]	生活のレベルで場面を理解し支持がわかるか。流れの中で受け入れられるか。大人の働きかけで受け入れられるか。
意志伝達	自分の意志を言葉で相手に伝え、分かってもらおうとする。	言葉では足りないが、表情・身振りなどの他の手段で、気持ちを伝えようとする。	身振りや態度を中心に気持ちを表そうとする。	自分の要求があると周囲に知らせようとする。（泣く、表情など）	自分の要求を訴えることができない。	[自由記入]	言葉に限らず、その子なりの意識気持ちを伝えられるか。（例 指差し・大人の手を引く）
模倣	模倣行動が多く、みんなと同じようなことをしようとする。	周囲のしているのを見て部分的ではあるが動作のまねをする。	周囲のしているのことに興味・関心を示したり、同じ事をしようとする。	周囲の出来事よりも、自分自身が興味あるものに対して試す活動が中心である。	目につくものを次々と触れる活動が中心。	[自由記入]	模倣行動が一般的でもあるか。めばえはどうか。
生活の習慣化	生活の流れの中で自分から取り組んでいる。	自分で取り組もうとするが、大人の介助が必要な場面も少しはある。	促されて取り組もうとする気持ちが育ってきており、介助に協力する。	生活のリズムは付き始めているが、取り組む姿勢が見られず、協力的ではない。	生活のリズムがついていない。全ての動作・行動に介助が必要。	[自由記入]	言葉でなくてもサインができる。生活そのものに向かってゆく力が見られるか。（例 スポンなどをはかせてもらうときに動きがついてくるか。言葉がなくてもサインがでるか。）

医療的ケア指示書

標記の件について、下記の通り指示いたします。

指示期間（ 年 月 日～ 年 月 日）

児童氏名		生年月日	年 月 日生
診断名			

	喀痰吸引（ 口腔 ・ 鼻腔 ）
指示内容	<ul style="list-style-type: none"> ・吸引カテーテルのサイズ（ ） Fr. ・吸引圧（ ） kPa 以下 OR cmH20 以下 ・鼻からの挿入の長さ（ ） cm ・口からの挿入の長さ（ ） cm
頻度	<input type="checkbox"/> 喘鳴毎 <input type="checkbox"/> （ ）分毎 <input type="checkbox"/> その他（ ）
注意点等	
緊急事態の対応策	<ul style="list-style-type: none"> ・至急受診が必要な状態および緊急時の保育所等内での対応について詳細を御記入ください。
その他	

上記のとおりです。

記入日 年 月 日

医療機関名

住所

電話番号

医師名



*指示事項の変更がある場合は、その都度、指示書によりご指示ください。

医療的ケア指示書

標記の件について、下記の通り指示いたします。

指示期間 (年 月 日 ~ 年 月 日)

児童氏名	生年月日	年 月 日生
診断名		

経管栄養 (経鼻 ・ 胃ろう ・ 腸ろう)	
指示内容	<p><input type="checkbox"/> 鼻腔留置 (経鼻胃管留置) カテーテル</p> <p>・サイズ () Fr. 挿入長さ () cm エアー確認 ()</p> <p><input type="checkbox"/> 胃ろう ・ <input type="checkbox"/> 腸ろう</p> <p>・チューブの種類 () サイズ () Fr. 挿入長さ () cm</p> <p>バルンの水の量 () ml</p> <p>※チューブ抜去時の対応について詳細を御記入ください。</p> <p>・栄養剤注入</p> <p>実施時間 (:) 注入時間 (分 ~ 分)</p> <p>内容・量 ()</p> <p>胃残量が () 未満のとき、そのまま予定量を注入する。</p> <p>胃残量が () ml 以上 () ml 未満の時 ()</p> <p>胃残量が () ml 以上の時 ()</p> <p>胃残の色に異常がある (褐色・黄色・緑色) の場合の対応 ()</p> <p>その他、胃残の性状に異常がある場合の対応 ()</p> <p>・水分注入</p> <p>実施時間 (:) 注入速度 (分 ~ 分) ショット (可・不可)</p> <p>内容 () 1回量 ()</p> <p>胃残量が () 未満のとき、そのまま予定量を注入する。</p> <p>胃残量が () ml 以上 () ml 未満の時 ()</p> <p>胃残量が () ml 以上の時 ()</p> <p>胃残の色に異常がある (褐色・黄色・緑色) の場合の対応 ()</p> <p>その他、胃残の性状に異常がある場合の対応 ()</p> <p>・薬剤注入</p> <p>実施時間 (:)</p> <p>胃からの脱気のタイミング</p> <p>注入前・注入中・注入後・その他 ()</p> <p>※チューブ抜去時の対応について詳細を御記入ください。</p>
注意点等	
緊急事態の対応策	・至急受診が必要な状態および緊急時の保育所等内での対応について詳細を御記入ください。
その他	

上記のとおりです。

記入日 年 月 日
 医療機関名
 住所
 電話番号
 医師名 印

*指示事項の変更がある場合は、その都度、指示書によりご指示ください。

医療的ケア指示書

標記の件について、下記の通り指示いたします。

指示期間（ 年 月 日～ 年 月 日）

児童氏名		生年月日	年 月 日生
診断名			

導尿	
指示内容	<ul style="list-style-type: none"> ・カテーテルの種類（ ） ・カテーテルのサイズ（ ）Fr. ・カテーテル挿入の長さ（ ）cm 用手圧迫（可・不可）
頻度・回数	<ul style="list-style-type: none"> ・1日（ ）回実施、（ ）時間毎実施 ・園内での実施頻度 1日（ ）回実施、（ ）（ ）（ ）（ ） <p>※園での生活時間と照らし合わせて、保育中の導尿時間を決定させていただきたくお願いします。指示されている時間を大幅に超えないよう実施いたします。</p>
注意点等	
緊急事態の対応策	<ul style="list-style-type: none"> ・至急受診が必要な状態および緊急時の保育所等内での対応について詳細を御記入ください。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・感染が疑われる場合の判断基準について御記入ください。（例：尿症状、発熱等）

上記のとおりです。

記入日 年 月 日

医療機関名

住所

電話番号

医師名

印

*指示事項の変更がある場合は、その都度、指示書によりご指示ください。

医療的ケア指示書

標記の件について、下記の通り指示いたします。

指示期間（ 年 月 日～ 年 月 日）

児童氏名	生年月日	年 月 日生
診断名		

インスリン注射・血糖管理

指示内容	<ul style="list-style-type: none"> ・低血糖時の対応 具体的な症状（ ） 臨時血糖測定（可・不可） 処置が必要な血糖値（ ）mg/dl 以下 具体的な処置内容 下記に御記入お願いします。 （薬剤名・インスリン単位数など）
頻度・回数	<ul style="list-style-type: none"> ・1日（ ）回実施、（ ）時間毎実施 ・園内での実施頻度 1日（ ）回実施、（ : ）（ : ）（ : ）
注意点等	
緊急事態の対応策	<ul style="list-style-type: none"> ・至急受診が必要な状態および緊急時の保育所等内での対応について詳細を御記入ください。
その他	

上記のとおりです。

記入日 年 月 日

医療機関名

住所

電話番号

医師名

印

*指示事項の変更がある場合は、その都度、指示書によりご指示ください。

医療的ケア指示書

標記の件について、下記の通り指示いたします。

指示期間（ 年 月 日～ 年 月 日）

児童氏名	生年月日	年 月 日生
診断名		

ストーマの管理	
指示内容	<ul style="list-style-type: none"> ・種類 ・消化管ストーマ（ ） ・尿路ストーマ（ ） ・消化管ストーマのコントロールについて（ ）
頻度・回数	
注意点等	
緊急事態の対応策	<ul style="list-style-type: none"> ・至急受診が必要な状態および緊急時の保育所等内での対応について詳細を御記入ください。
皮膚創傷認定看護師からの指示	<p>認定看護師がいる場合は、下記にケアについての具体的な方法を御記入ください。</p> <p>認定看護師名： _____</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・感染が考えられる場合（ストーマ周囲の赤い湿疹や膿等） ・運動制限がある場合 ・水遊び、プールの参加について（可・部分的に・不可） 可または部分的に可の場合の注意事項について御記入ください。

上記のとおりです。

記入日 年 月 日

医療機関名

住所

電話番号

医師名

㊞

*指示事項の変更がある場合は、その都度、指示書によりご指示ください。

医療的ケア指示書

標記の件について、下記の通り指示いたします。

指示期間 (年 月 日 ~ 年 月 日)

児童氏名		生年月日	年 月 日生
診断名			

	酸素療法 (カニューレ)
指示内容	<ul style="list-style-type: none"> ・酸素流量 () L/分 ・SPO2 () %以下の場合 ()
注意点等	
緊急事態の 対応策	<ul style="list-style-type: none"> ・至急受診が必要な状態および緊急時の保育所等内での対応について詳細を御記入ください。
その他	

上記のとおりです。

記入日 年 月 日

医療機関名

住所

電話番号

医師名

Ⓜ

* 指示事項の変更がある場合は、その都度、指示書によりご指示ください。

医療的ケア指示書

標記の件について、下記の通り指示いたします。

指示期間（ 年 月 日～ 年 月 日）

児童氏名		生年月日	年 月 日生
診断名			

	その他の医療的ケア（ ）
指示内容	
頻度・回数	
注意点等	
緊急事態の 対応策	・至急受診が必要な状態および緊急時の保育所等内での対応について詳細を御記入ください。
その他	

上記のとおりです。

記入日 年 月 日
 医療機関名
 住所
 電話番号
 医師名 印

*指示事項の変更がある場合は、その都度、指示書によりご指示ください。

医療的ケア必要物品一覧

児童名		クラス 年齢	歳児クラス
-----	--	-----------	-------

1 登園時に園に預けるもの

	物品	数・量	備考
1			
2			
3			

2 降園時に保護者が受け取るもの

	物品	数・量	備考
1			
2			
3			

↓下記は、保育園記入欄となります。保育園の記入後、内容をご確認いただき、署名いただきますようお願いいたします。↓

3 緊急時や災害時の備蓄

	物品	数・量	備考
1			
2			
3			

※足りない場合は、欄外や裏面に記載してください。

上記、必要物品について、確認しました。

年 月 日

保護者署名：

医療的ケア実施承諾書

医療的ケアについて、下記の通り実施します。

実施にあたりまして、下記の留意事項等を御確認いただき、保育園において児童が安全に楽しい生活が送れるよう、御協力をお願いいたします。

ふりがな	性別	生年月日	クラス年齢
申請児童氏名		年 月 日	歳児クラス
実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日まで		
保育時間	時 分 ~ 時 分まで		
医療的ケアの項目			
実施する内容	※保育所等では、関係法令および主治医の指示書等に基づいて、医療的ケアや緊急時の対応を行います。		

緊急時の対応

- 緊急事態発生時は、保護者及び保育園で確認した主治医の指示内容のもとに、連携する医療機関等に連絡を行い、必要な措置を講じます。同時に保護者等に連絡します。
- 緊急時やむを得ない場合には、保護者の同意を得る前に対象児童を緊急搬送する場合があります。
- 保護者は、常に連絡が取れる体制を整え対応をお願いします。

留意事項

- 定期的に主治医の診察を受け、結果や指示を園長に連絡をお願いします。
- 登園時、園児の健康状態について、担任、看護師等に連絡し当日の医療的ケアの内容について確認をお願いします。
- 保育所等が必要と判断する場合は（例：園の行事参加等）、対象児の児童が出席中、保護者は保育所等に待機し、看護師等とともに医療的ケアの実施をお願いします。

施設との取り決め事項

--

上記の内容ほか、「医療的ケア児の保育園等受け入れガイドライン」について、内容を確認し、承諾します。

年 月 日

() 保育園 施設長様

保護者住所

保護者氏名

医療的ケア実施手順書

（ 児 童 氏 名 ） さん （ 医 療 的 ケ ア 種 別 ） マニュアル

【準備】

<必要書類>

- 医療的ケア指示書
- 医療的ケア必要物品一覧

<必要物品>

【手順】

- ①
- ②
- ③
- ④
- ⑤
- ⑥
- ⑦
- ⑧
- ⑨
- ⑩
- ⑪



【留意事項】

上記、保育所等における医療的ケアの実施手順について、確認、了承しました。

年 月 日

保護者署名：_____

医療的ケア児支援計画

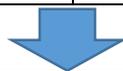
児童氏名		生年月日 クラス年齢	年 月 日 歳児クラス
立案年月日	年 月 日	立案者	
ケア目標			
問題点			
ケア計画			解決・追加 修正年月日
			サイン
O-P (観察計画)			
T-P (ケア計画)			
E-P (教育的援助)			
評価・展開			

※状況が変わった場合は、随時加筆・修正するとともに、最長3か月に1度は見直すこと。

緊急時対応フロー

ふりがな 児童氏名		生年月日	年 月 日
必要な医療的ケア		クラス年齢	歳児クラス

該当あり ■ 該当なし □		予想されうる緊急時		園での応急措置
あり	なし			
■	□	急な発熱、呼吸困難	→	
■	□	痙攣（ 分以上）	→	
□	□	チューブ等の自己抜去	→	
□	□		→	
□	□		→	



緊急搬送が必要な場合

保育士の動き

看護師の動き

①保護者への連絡

保護者氏名	□父 □母（ ）		
保護者氏名	□父 □母（ ）		
第1連絡先	□父 □母 □その他 (携帯・職場)	-	-
第2連絡先	□父 □母 □その他 (携帯・職場)	-	-
第3連絡先	□父 □母 □その他 (携帯・職場)	-	-

応急処置後、緊急時持ちだし物品の準備

- 保険証コピー
- 医療的ケア指示書コピー
- 主治医意見書コピー
- 現金 タクシー券 携帯
- その他（ ）

- 確認事項
- ・経過の報告
 - ・搬送してほしい病院を確認
 - ・服薬状況

②救急車の要請

「救急車をお願いします。住所は（ ）
目印（ ）です。電話番号は
（ ）です。（ ）歳児で、
（医ケア ）の子どもです。



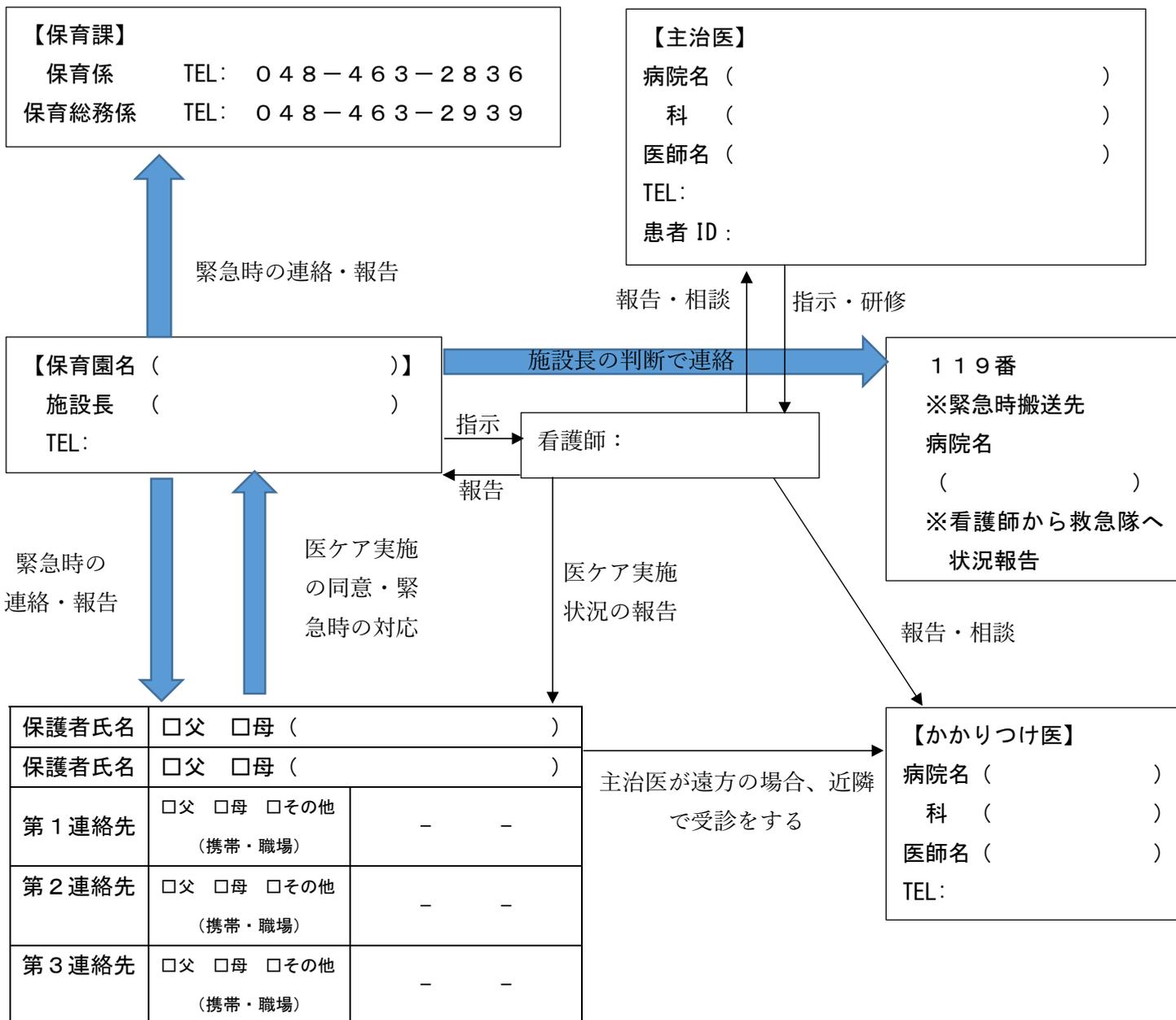
園児に付き添い、受診、救急車に同乗

救急隊員や緊急搬送先に状況等を報告

受診結果を園に報告

緊急連絡体制・連携体制表

ふりがな 児童氏名		生年月日	年 月 日
必要な医療的ケア		クラス年齢	歳児クラス



※保護者は主治医やかかりつけ医が遠方の場合は、緊急時の搬送先について相談しておくこと。
 ※それぞれ必要な医療機関の診察券のコピーを預かっておくこと。
 ※緊急時対応フロー（様式第13号）に本票を添付しておくこと。

災害時対応マニュアル

ふりがな 児童氏名		生年月日	年 月 日
必要な医療的ケア		クラス年齢	歳児クラス
診断名			
緊急連絡先	連絡者氏名	続柄	連絡先
第1連絡先			(自宅・職場・携帯)
第2連絡先			(自宅・職場・携帯)
第3連絡先			(自宅・職場・携帯)
	使用する医療機器 (通常時設定数値)	内部バッテリーの有無/外部バッテリーの有無	停電時対応 ※バッテリーがない場合
<input type="checkbox"/>	喀痰吸引排出補助装置 ()	内部バッテリー有 () 時間・無 外部バッテリー有 () 時間・無	
<input type="checkbox"/>	たん吸引器 ()	内部バッテリー持続時間 () 時間	
<input type="checkbox"/>	酸素濃縮器 ()	内部バッテリー有 () 時間・無 外部バッテリー有 () 時間・無	
<input type="checkbox"/>	()		
<input type="checkbox"/>	※予備携帯用酸素ポンペ () 本 サイズ () L () L 分の使用で () 時間吸入可能		
○災害時に持参するもの(家庭から預かっているものには□に✓をすること。)			
<input type="checkbox"/> ①	<input type="checkbox"/> ④	<input type="checkbox"/> ⑦	
<input type="checkbox"/> ②	<input type="checkbox"/> ⑤	<input type="checkbox"/> ⑧	
<input type="checkbox"/> ③	<input type="checkbox"/> ⑥	<input type="checkbox"/> ⑨	
○避難手順・経路			
園舎にいるとき			
園庭にいるとき			
園外にいるとき(散歩や公園)			
○避難場所			
※地震の場合 () 連絡先 ()			
※火災の場合 () 連絡先 ()			
※風水害の場合 () 連絡先 ()			

医療的ケアに係るヒヤリハット報告書

提出日： 年 月 日

記入者氏名： _____

施設名： _____

ふりがな 園児氏名	生年月日		年	月	日
	クラス年齢		歳児クラス		
発生日時	年 月 日 ()		場所		
	時 分				
医療的ケア の内容					
原因	<input type="checkbox"/> 勘違い	<input type="checkbox"/> マニュアル以外の行為	<input type="checkbox"/> 連絡ミス	<input type="checkbox"/> チームワーク	
	<input type="checkbox"/> 確認漏れ	<input type="checkbox"/> 忘れ	<input type="checkbox"/> 判断ミス	<input type="checkbox"/> 施設・設備	
	<input type="checkbox"/> 観察不十分	<input type="checkbox"/> 知識不足	<input type="checkbox"/> 転記ミス	<input type="checkbox"/> 機器の整備不良	
	<input type="checkbox"/> 聞き違い	<input type="checkbox"/> 技術不足	<input type="checkbox"/> 疲労・体調不良	<input type="checkbox"/> 他 ()	
	<input type="checkbox"/> 思い込み	<input type="checkbox"/> 情報不足	<input type="checkbox"/> パニック・焦り	<input type="checkbox"/> 他 ()	
ヒヤリハット した内容・経緯					
防止策					

医療的ケア終了届

このことについて、保育所等に登園する医療的ケア児に対して、保育所等での医療的ケアの実施が必要なくなりましたので、保育所等での医療的ケアを終了することを届け出ます。

1 対象児童（保護者記入）

保 育 園 名			
児 童 名		男 ・ 女	
生 年 月 日 (クラス年齢)	年	月	日 (歳児クラス)
住 所			
電 話 番 号 (携帯番号)			

※医療的ケアが不要な場合でも、児童の発達等の状況に応じて、加配職員等を配置する場合があります。

年 月 日

保護者氏名 _____

【主治医による意見】

上記児童について、下記の理由により、保育所等での医療的ケアの実施が不要と判断しました。

■ 不要と判断した理由

■ 医療的ケア終了年月日 年 月 日

■ 特記事項

年 月 日

医療機関住所

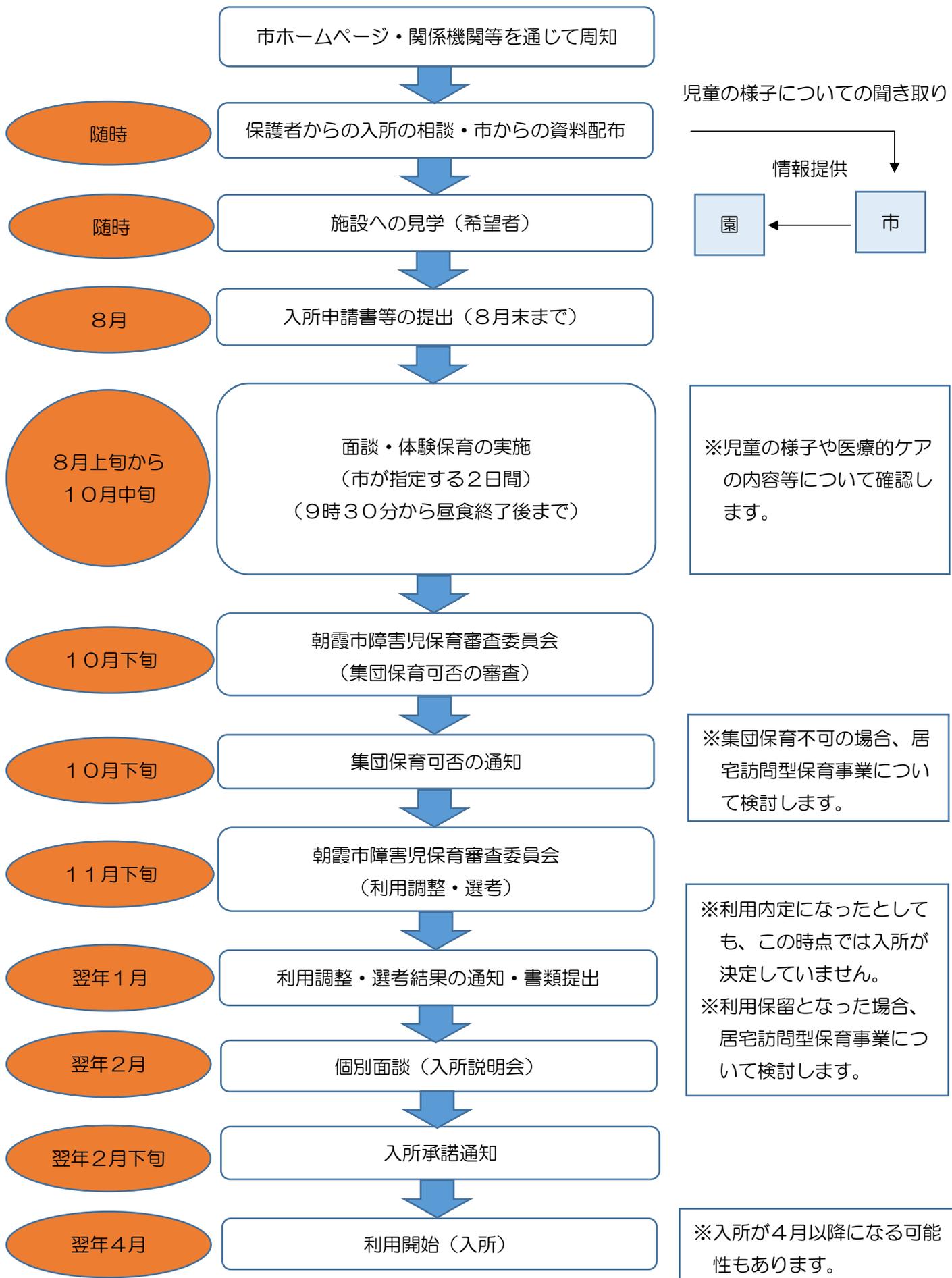
医療機関名

電話番号

医師名

印

医療的ケア児の入所の流れ



医療的ケア児の保育園等受入れガイドライン

発行：令和2年（2020年）4月

改訂：令和8年（2026年）4月

編集 朝霞市こども・健康部 保育課

〒351-8501 埼玉県朝霞市本町1-1-1

電話 048-463-2836

E-mail hoiku@city.asaka.lg.jp

朝霞市乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

実施事業者の認可について

1 実施事業者の募集結果

(1) 募集期間

事前協議 令和7年10月24日(金)～11月14日(金)

本申請 令和7年11月25日(火)～12月10日(水)

(2) 応募件数

応募 7 件

内訳

(単位:件)

	一般型 (在園児合同)	一般型 (専用室独立)	余裕活用型	合計
認可保育所	0	0	3	3
認定こども園	1	0	0	1
小規模保育	0	0	3	3
幼稚園	0	0	0	0
合計	1	0	6	7

2 利用定員の状況

(単位:人/日)

一般型			余裕活用型	合計
0歳児	1歳児	2歳児	0歳児・1歳児・2歳児	
1	1	0	20	22

3 実施事業者の審査

(1) 応募要件

朝霞市乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)実施事業者募集要項から引用

5 応募要件

応募の際は、以下の要件を全て満たすものとする。

ア 事業開始日までに実施体制が整っていること。

イ 明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員が乳児等通園支援を提供することにより、利用乳幼児が心身ともに健やかに育成されることを保証すること。

ウ 本事業を遂行できる十分な資力、信用、技術能力を有し、継続的に安定した事業運営ができること。

エ 「朝霞市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例」や関係規則・要綱、その他関係法令(実施要綱など国の通知を含む)を遵守すること。10ページの「10 参考資料」を十分に参照すること。

【審査結果】応募のあった全ての事業者が、これまで市内で保育所等を運営しているなど応募要件を満たしている。

(2) 施設・職員配置基準

■施設基準

① 一般型(在園児合同又は専用室独立実施)

朝霞市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例第 21 条に定める設備の基準を遵守

※0・1歳児室 乳児室1.65㎡/人 又は ほふく室3.3㎡/人

2歳児室 保育室 又は 遊戯室1.98㎡/人

② 余裕活用型

朝霞市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例第 25条に定める設備の基準を遵守

※既存保育所等の設備の基準を遵守する。

【審査結果】応募のあった全ての事業者が、基準を満たしている。

■職員配置基準

① 一般型(在園児合同又は専用室独立実施)

朝霞市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例第 22条に定める職員の基準を遵守

※0歳児 3:1

1・2歳児 6:1

② 余裕活用型

朝霞市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例第 25条に定める職員の基準を遵守

※既存保育所等の職員の基準を遵守する。

【審査結果】応募のあった全ての事業者が、基準を満たしている。

4 参考 実施事業者募集に関する説明会等

令和7年

5月27日 制度に関する意向調査 対象:市内保育所等、幼稚園

8月 8日 保育園合同園長会 参加:市内保育所等

8月26日 幼稚園合同会議 参加:市内幼稚園

9月 市議会に設備・運営の基準に関する条例を上程

10月10日 実施に向けた意見交換会 参加:6名

10月23日 実施に関する説明会 参加:12名

10月24日 実施事業者募集開始(ホームページ公開)

11月19日～ 申請事業者の現地確認 実施:7施設

令和8年

1月 8日・26日 総合支援システム説明会 参加:両日8名

5 参考 実施に向けたスケジュール

令和8年

2月 5日 利用登録(利用認定)の申請受付開始

2月中旬～ 実施事業者の認可通知・確認通知

3月 1日～ 利用認定通知の発行

事前面談、利用予約の受付

4月 1日～ 制度(こどもの預かり)開始

No.	施設名称	施設種別	法人名	所在地	実施方法	利用料 1時間当たり	提供日	受入年齢			一般型										余裕活用型						給食費	おやつ代								
								0歳児	1歳児	2歳児	面積			職員配置				利用定員			基準 可否	教育保育の利用定員			利用定員				基準 可否							
											0歳児	1歳児	2歳児	0歳児	1歳児	2歳児	名簿	0歳児	1歳児	2歳児		0歳児	1歳児	2歳児	0歳児	1歳児				2歳児						
1	あさしがおかアンジュこども園	認定こども園	社会福祉法人あさか杏樹会	朝霞市朝志ヶ丘3-7-47	一般型（在園児合同）	400	月～金 8:45～11:45	○	○	-	3.3	3.3	-	0.3	0.1	-	2	1	1	-	可								300	無し						
2	エルアンジュ	小規模保育施設	社会福祉法人あさか杏樹会	朝霞市西弁財1-10-25-101	余裕活用型	400	月～金 8:45～11:45	○	○	-																			4	6	6	2	-	可	300	無し
3	駅前おれんじベビー保育園	保育所	株式会社おれんじ舎	朝霞市仲町2-2-38ア ウステル101	余裕活用型	300	火・木 8:30～14:00	-	○	○																			3	8	9	-	2	可	500	200
4	愛育園	小規模保育施設	社会福祉法人愛隣館	朝霞市大字根岸257-1	余裕活用型	350	月～金 9:00～12:00	-	○	○																			-	6	6	-	4	可	300	50
5	白百合園	保育所	社会福祉法人愛隣館	朝霞市大字根岸257-1	余裕活用型	350	月～金 9:00～12:00	-	○	○																			-	12	12	-	6	可	300	50
6	大山保育園	保育所	社会福祉法人常盤会	朝霞市宮戸3-10-45	余裕活用型	300	月～金 9:00～16:30	○	○	○																			4	9	11	3	可	240	100	
7	さつき第二保育園	小規模保育施設	株式会社さつき	朝霞市本町2-6-9 LiVEMAX1F	余裕活用型	300	月～金 9:00～13:00	○	○	○																			5	7	7	3	可	350	150	

子育て支援センター 一時預かり事業実施概要（案）

【事業の趣旨・目的】

本事業は、保育所等を利用していない子育て世帯で、リフレッシュや日常生活上の突発的な事情等により一時的に乳幼児の預かりを必要とする保護者が安心して利用できる場を提供するとともに、配慮が必要な乳幼児を抱える家庭に対して通い慣れた子育て支援センター内で一時預かり事業を実施し、当該家庭の乳幼児が保護者以外の大人や同じ年頃のこどもと関わる機会を設けて社会性やコミュニケーション力を養い保育園への入園や就学に向けた準備を行う場とし、あわせて当該世帯の保護者が自分のための時間を過ごす機会を確保することで子育ての負担感の軽減を図ることを目的とする。

【事業内容】

- 1 実施時期 令和8年5月GW明けから（予定）
- 2 実施場所 子育て支援センター「おもちゃ図書館なかよしばあく」
朝霞市朝志ヶ丘1丁目4番2号
- 3 定員 午前、午後各5人まで
- 4 実施日時 原則として水曜日を除く平日の午前10時から午後0時30分まで
と午後1時から午後3時30分まで。
※祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く。
- 5 対象者 原則、0歳6か月から満4歳未満の乳幼児。
ただし、保育所、認定こども園及びこれらに準じる施設に在園していない乳幼児に限る。
障害、疾病、発達特性、その他の事情を理由として対象から一律に除外せず、インクルーシブ保育の考えに基づき原則として受け入れる。
- 6 業務内容 乳幼児の一時預かり施設への受入れから引渡しまでの保護、その他保育に必要な業務。
- 7 利用料 乳幼児1人あたり1回750円を徴収する。
利用料の取扱いについては、市の歳入には組み入れず、一時預かり事業の委託料内で支出と収入の差引きを行う。
- 8 その他 児童福祉法及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を遵守すること。

朝霞市子育て支援センター一時預かり事業運営業務委託仕様書（案）

1 事業名

朝霞市子育て支援センター一時預かり事業運営業務委託

2 趣旨・目的

本事業は、保育所等を利用していない子育て世帯で、リフレッシュや日常生活上の突発的な事情等により一時的に乳幼児の預かりを必要とする保護者が安心して利用できる場を提供するとともに、配慮が必要な乳幼児を抱える家庭に対して通い慣れた子育て支援センター内で一時預かり事業を実施し、当該家庭の乳幼児が保護者以外の大人や同じ年頃のこどもと関わる機会を設けて社会性やコミュニケーション力を養い保育園への入園や就学に向けた準備を行う場とし、あわせて当該世帯の保護者が自分のための時間を過ごす機会を確保することで子育ての負担感の軽減を図ることを目的とする。

事業実施者は事業実施にあたり、常に乳幼児の安全確保に努め、事故防止に留意するとともに、児童福祉法等の関係法令を遵守し、利用者の人権に十分配慮し、保育実施者としての品位、秩序の保持に努めるものとする。

3 業務の場所と施設概要

- (1) 所在地 朝霞市朝志ヶ丘1丁目4番2号
- (2) 施設名称 子育て支援センターおもちゃ図書館なかよしぱあく
- (3) 施設内容 延床面積 301.657㎡
鉄筋コンクリート造 平屋建
(別紙平面図のとおり)

4 実施期間及び実施日時

(1) 実施期間

令和8年5月7日から令和9年3月31日まで

(2) 実施日時

本事業の実施日は原則として水曜日を除く平日。

ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く。

本事業の実施時間は次のとおりとする。

午前枠：午前10時から午後0時30分まで

午後枠：午後1時00分から午後3時30分まで

5 適用

本業務の実施にあたっては、業務委託契約書及び本仕様書によるものとする。

6 遵守すべき法律等

事業実施者は、本業務を実施するにあたり契約書、本仕様書のほか、下記の法令等を遵守するものとする。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）
- (2) 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）
- (3) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第615号）
- (4) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）
- (5) その他関係法令、規則等

7 対象者

- (1) 原則、0歳6か月から満4歳未満の乳幼児とする。
ただし、保育所、認定こども園及びこれらに準じる施設に在園していない乳幼児に限る。
- (2) 障害、疾病、発達特性、その他の事情を理由として対象から一律に除外せず、インクルーシブ保育の考えに基づき原則として受け入れること。

8 業務内容

- (1) 保育業務
 - (ア) 乳幼児の一時預かり施設への受入れから引渡しまでの保護、その他保育に必要な業務を行うこと。
 - (イ) 保育の実施場所については、原則子育て支援センター内の一時預かりスペースとするが、一時預かり利用者の特性や、子育て支援センターの運営状況に応じて、子育て支援センター利用者と同一の空間で保育を提供することも可とする。
- (2) 定員
1 枠5人まで
※10（1）イで想定する職員体制で対応可能な人数とする。
- (3) 利用受付
 - (ア) 利用申請については、事業実施者の定める方法による予約制とする。
 - (イ) 同一の利用者から同月に複数回の利用申請を受けた場合、事業実施者は受入れ回数を原則、月1～2回までとすること。
ただし、予約の空き状況に応じて同一利用者の利用回数を増やすことは可能とする。

- (ウ) 事業実施者は利用者が利用の取消をする場合、利用者に対し前日までに連絡をするよう求めること及び当日の利用取消の場合に、利用予約者から利用料を徴収することができる。

9 利用料

- (1) 利用料については、乳幼児1人あたり1回750円を徴収する。
- (2) 利用料の取扱いについては、市の歳入には組み入れず、一時預かり事業の委託料内で支出と収入の差引きを行うものとする。

10 管理運営体制

- (1) 事業実施者は、業務に携わる者として以下の職員を配置するものとする。
 - (ア) 健全な心身を有している職員を配置すること。
 - (イ) 一時預かりに従事する職員は1年以上の保育所等勤務経験があるなど育児や保育に関して、知識及び経験を有する者を常時2名(うち1名は保育士の有資格者)以上配置することとし、基準を下回らないようにすること。
 - (ウ) 欠員が生じることのないよう、代替要員の確保等必要な措置を講ずること。
 - (エ) 配慮が必要な乳幼児を受け入れる場合は、必要に応じて職員を加配すること。
 - (オ) 事業実施者は、配置する職員の氏名、経歴、保有資格を示した書類を業務開始前にあらかじめ市に提出すること。
 - (カ) 発達支援や障害者支援の分野に関して必要となる知識や技能等を有している、又は修得するための研修を受講しているスーパーバイザーを活用し、配慮が必要な乳幼児がいる世帯へ重点的な支援が行えるよう体制を整えること。
- (2) 勤務体制
 - (ア) 職員間での責任の所在及び連絡体制を明確にするなど、円滑に業務が遂行できるよう体制を整えること。
 - (イ) 職員の勤務体制については、労働基準法等の関係法令を遵守すること。
- (3) 職員の研修
 - 職員に対して、以下を含む研修を計画的に実施するものとし、運営に必要な知識の習得に努めること。
 - (ア) 保育指針に基づく乳幼児保育
 - (イ) 障害・発達特性の理解とインクルーシブ保育
 - (ウ) 虐待防止及び権利擁護
- (4) 要望及び苦情対応
 - (ア) 利用者からの要望及び苦情に対し、相談窓口を設置するなど適切に対応すること。
 - (イ) 事業実施にあたっては、利用者の意見を反映させるための取組をすること。

(5) 禁止事項

- (ア) 事業実施者は、乳幼児に対し、児童福祉法第 33 条の 10 第 1 項各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
- (イ) 乳幼児又は保護者の人種、国籍、障害、家庭状況等を理由として不当な差別的取扱いを行ってはならない。

1 1 衛生・安全確保

事業実施者は、施設の保健衛生、安全確保のため、次の事項を適正に実施すること。

- (1) 乳幼児及び職員の安全と保健衛生の確保に努めること。
- (2) 施設の利用にあたっては、事業実施者は利用規約を定め、利用者には必ず利用規約を確認させ、了承を得ること。
- (3) 感染症対策、災害対応、事故防止等の必要なマニュアルを整備し、遵守すること。
- (4) 定期的に施設の安全確認を行い、利用者に事故がないようにすること。
- (5) 不審者、不審物等を発見した場合は、速やかに警察へ通報するとともに市にも報告をすること。
- (6) 職員の健康管理については、労働安全衛生法その他関係法令等に定める健康診断及び検査等を適切に実施し、日々の健康状態を把握するとともに、感染症が疑われる者を就業させないこと。
- (7) 施設、設備及び勤務する職員の衛生管理に関して、以下の項目を適正に実施すること。
 - (ア) 施設に勤務する職員は、清潔な被服を着用し、こまめに手指を消毒するなど常に清潔を保つこと。
 - (イ) 施設は常に清潔を保つとともに、共用部分や共用物品等の消毒を定期的に行う等により感染症予防対策を行うこと。
 - (ウ) 乳幼児の使用するおもちゃの消毒を定期的に行うこと。
 - (エ) その他法令に定める衛生管理に関する事項を遵守すること。

1 2 関係機関との連携

- (1) 事業実施者は、配慮の必要な乳幼児の受入れ及び支援に当たり、こども家庭センター、児童相談所等の関係機関と連携し、支援方針、利用形態、必要な環境整備等について協議すること。
- (2) 市内子育て支援センター会議、研修会等に参加し、情報交換及び資質向上に努めること。

1 3 施設及び備品の使用

市は、一時預かり施設を運営するために必要と判断する施設、設備及び備品（以下「設備等」という。）を事業実施者に貸与する。

事業実施者は、設備等の使用に関して、以下のとおり取り扱うものとする。

(1) 設備等の使用に関すること

(ア) 設備等が滅失又はき損したときは、直ちに市に報告するとともに、使用上の安全が確保できない場合は臨時の措置を直ちに行うものとする。

(イ) 事業実施者の責に帰すべき理由により設備等を滅失又はき損したときは、事業実施者の責任で原状回復するものとする。

(ウ) 設備等の全部又は一部を第三者に貸与し、又は利用させ、若しくは一時預かり施設以外の用に供してはならない。

(エ) 市の許可なく設備等の改造又は増設をしてはならない。

(オ) その他設備等の維持管理については、市の指示によること。

(2) 施設内の清掃等に関すること

(ア) 一時預かり施設内の清掃作業を毎日行うこと。

(イ) 収集した塵屑類は、責任をもって処理すること。

1 4 第三者への委託

事業実施者は、業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。

ただし、事業実施者が市の承諾を得た場合は、業務の一部を第三者に委託又は請け負わせることができる。

1 5 情報管理

事業実施者は、業務の実施により知り得た個人情報等を外部に漏らし、又は他の目的に利用することのないよう万全の措置を講ずること。

1 6 危機管理対応

(1) 事業実施者は、事業実施に必要な損害・賠償責任保険等に加入し、契約書の写しを市に提出すること。

(2) 事業実施者は、保育時間内に乳幼児の体調の急変又は事故が発生した場合には、速やかに保護者に連絡するとともに、事故発生時においては市にも報告を行うこと。

(3) 乳幼児の体調の急変又は事故の発生原因が事業実施者の責に帰すべき要因があるときは、その一切の損害を賠償すること。

17 業務の記録、報告書の提出

事業実施者は、業務を記録するうえで必要な帳簿を備え記録し、市に以下の報告書を提出しなければならない。

- (1) 一時預かり利用者名簿及び保育日誌
- (2) 利用実績書

毎月の利用状況等について、毎月の委託業務が完了した都度速やかに市指定様式の委託業務実施報告書、委託業務検査報告書と併せて月別利用実績報告書を市に提出すること。

また、会計年度の委託業務の完了後においては、年間の利用状況及び運営状況等をまとめた運営業務実績報告書を市に提出すること。

18 その他

- (1) 市は、一時預かり施設の運営に関して、事業実施者に対し、随時業務改善を指示することができるものとする。

また、市は必要に応じて施設内に立ち入り、運営状況等の調査を行う権限を有するものとする。

- (2) 本仕様書に定めのない事項に関して疑義が生じた場合は、市及び事業実施者双方が協議して解決するものとする。